

求菩提の農村景観整備活用計画



令和5年3月
豊前市

目次

I. 経緯と目的	1
1. 整備活用計画策定の経緯	1
2. 計画の目的	2
3. 検討体制	3
4. 関連計画	5
II. 重要文化的景観の価値	11
1. 重要文化的景観の概要	11
2. 重要文化的景観の価値	14
III. 重要文化的景観の現状と課題	17
1. 求菩提地区の住民の現状	17
2. 求菩提地区の生業の現状	27
3. 重要な構成要素の現状	29
4. 選定後の取組み	45
5. 今後の課題	50
IV. 整備活用計画の基本理念と基本方針	53
1. 基本理念	53
2. 基本方針	53
3. 将来ビジョン	53
V. 重要文化的景観整備活用計画	54
1. 全体計画・地区区分計画	54
2. 保存に関する計画	56
3. 活用に関する計画	65
4. 地域振興に関する計画	71
VI. 体制の整備	83
1. 推進体制	83
2. 地域の活動支援	84
3. 関係部局の連携体制	84
VII. 事業計画	85
1. 短期計画	85
2. 中長期計画	85
【参考資料】「求菩提の農村景観」修景・修復基準	88

I. 経緯と目的

1. 整備活用計画策定の経緯

『求菩提の農村景観』として重要文化的景観に選定されるまでの取組みは、平成13年に求菩提山が国史跡に指定され、平成17年の文化的景観調査、景観保存計画、景観条例などの取組みを経て、求菩提山麓に広がる産家集落と鳥井畑集落の棚田、石垣、水路などを含む42.4haが重要文化的景観に選定されました。

その後、文化的景観選定への取組みのために平成17年に設置された「求菩提地区文化的景観保護推進協議会」は、平成29年「求菩提の農村景観保存活用推進会」へと改組され、保存活用の推進に取り組む組織となりました。

平成24年に求菩提地区が重要文化的景観に選定されて約10年が経過しました。この間、文化的景観の維持保存のために、住民、行政等による取組が実施されてきましたが、求菩提地区の高齢化や人口減少は進行しており、対象地区の維持、存続は大きな課題となっています。

そこで、令和3年より重要文化的景観「求菩提の農村景観」の整備活用を推進するための計画づくりに着手しました。

文化的景観「求菩提の農村景観」形成の主な取組

平成13年度	「求菩提山」が「社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡」として国の史跡指定(8月13日)
平成17年度	求菩提地区の文化的景観の調査(国庫補助事業)着手 「求菩提地区文化的景観保護推進協議会」発足
平成19年度	景観行政団体指定(5月)、「求菩提地区文化的景観調査報告書」作成
平成20年度	「求菩提地区文化的景観保存計画」策定
平成21年度	「豊前市景観条例」制定(6月) 景観計画区域指定：求菩提地区(約1,206ha) 「豊前市景観計画」策定(12月)
平成22年度	「豊前市求菩提地区景観農業振興地域整備計画書」策定 対象地区の農地 45.2ヘクタール対象 豊前市景観条例を市内全域を対象に変更 福岡県による県道犀川豊前線の景観整備事業着手 (求菩提地区内の擁壁・防護柵の改修実施) 京築2市5町京築連帯アメニティー都市圏構想：京築広域景観テーマ協定締結 「豊前市景観計画」改訂
平成24年度	『求菩提の農村景観』重要文化的景観に選定(9月19日)
平成25年度	重要文化的景観「求菩提の農村景観」補助事業対象の修復・修景の基準策定
平成26年度	「求菩提の農村景観」地区連絡協議会発足 豊前市分担金徴収条例一部改正(受益者負担金の分担率)
平成29年度	「求菩提地区文化的景観保護推進協議会」改組 「求菩提の農村景観保存活用推進会」設立
令和3年度	「求菩提の農村景観」整備活用計画着手

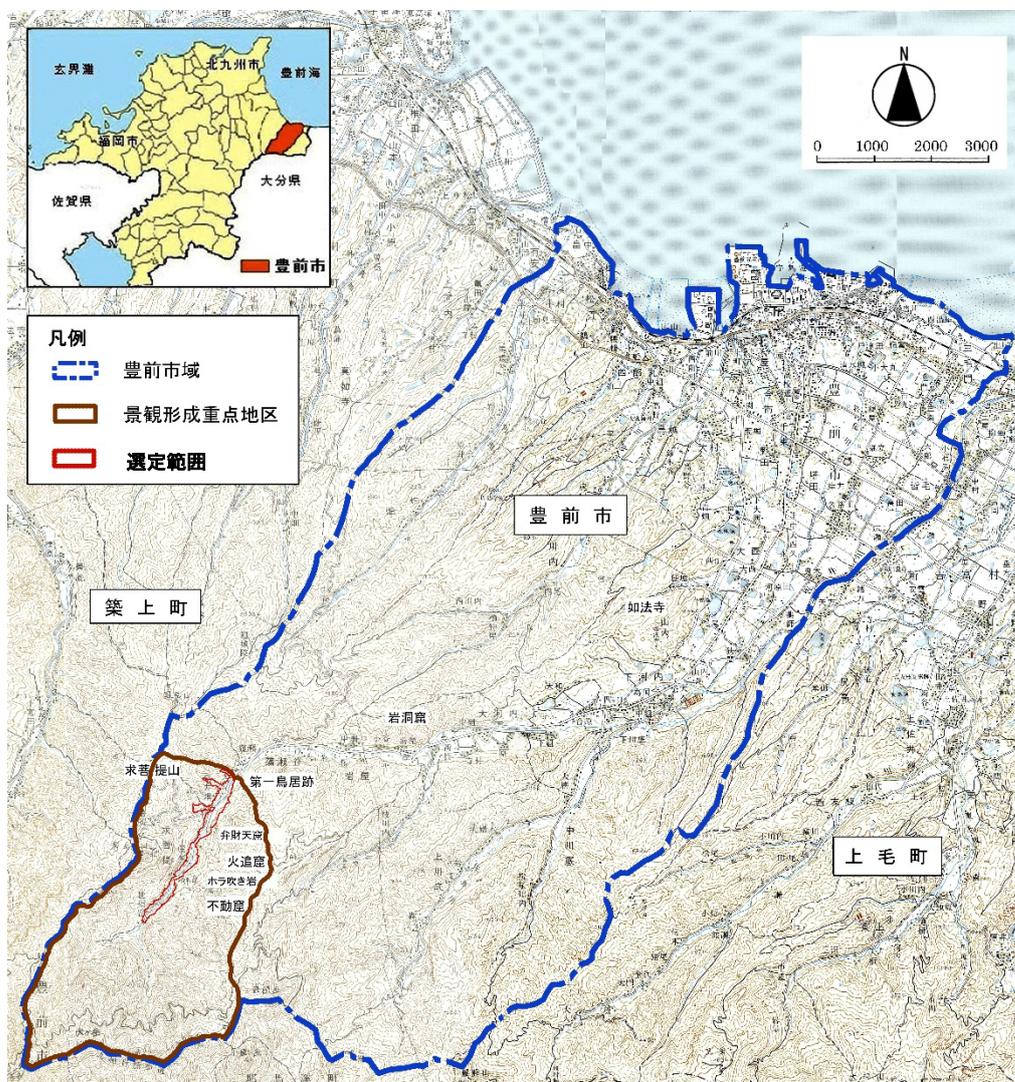
2. 計画の目的

文化的景観とは、平成16年(2004年)の文化財保護法の改正により新たに文化財として位置付けられ、『地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの』（文化財保護法第2条第1項第5号）と定義されており、『求菩提の農村景観』は、福岡県内では初めての選定地区です。

本整備活用計画は、『求菩提の農村景観』を次代へ継承し、保存することに加えて、良好な農村景観の価値や魅力的な資源を広く発信し、求菩提の文化的景観の整備活用を推進するために策定するものです。

そのため、市の分担金徴収条例による補修運用の限界や保存措置のあり方、重要な構成要素の追加等に加え、観光振興を含め、暮らしを維持するための多面的展開の方策、推進体制づくりに関する項目について検討を行い整備活用計画の策定を行いました。

なお、本計画の計画期間は令和5年度（2023）～令和14年度（2032）までの10年間とし、計画の進捗状況の検証を行いながら必要に応じて見直しを行うものとしします。



重要文化的景観に選定された求菩提地区の広域的位置

3. 検討体制

整備活用計画策定のため、文化的景観保存活用推進会を中心として、文化庁、福岡県の文化的景観担当部門のアドバイスを得ながら、産学官による検討体制により計画策定を行いました。

また、令和3年度は地域の意見を意識調査によって収集を行いました。令和4年度は、課題や計画案を地元と協議しながら、保存活用推進会での議論を経て計画の取りまとめを行いました。

文化的景観保存活用推進会 委員名簿

氏名	役職	備考
段上 達雄	別府大学文学部史学・文化財学科特任教授	委員長
西谷 正	海の道むなかた館長	前委員長
飯沼 賢司	別府大学文学部史学・文化財学科特任教授	
朝廣 和夫	九州大学大学院芸術工学研究院准教授	
信安 周二	産家地区代表	
畑 康穂	鳥井畑地区代表	
仲山 輝敏	鳥井畑地区代表	
出水 直幸	豊前市都市住宅課長	令和3年度
三善 晋二	豊前市都市住宅課長	令和4年度
向野 隆裕	豊前市農林水産課長	
井上 由美	豊前市商工観光課長	
持田 末男	豊前市建設課長	

文化庁（オブザーバー）

永井 ふみ	文化財第二課文化的景観部門文化財調査官	令和3年度
市原富士夫	文化財第二課文化的景観部門文化財主任調査官	令和4年度

福岡県（オブザーバー）

松本将一郎	教育庁文化財保護課技術主査	
-------	---------------	--

事務局

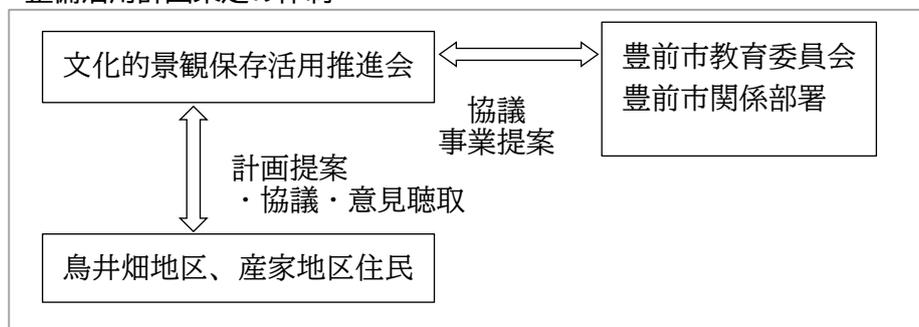
中島 孝博	豊前市教育委員会 教育長	
大谷 隆司	豊前市教育部 教育部長	
生田 秋敏	豊前市教育部 生涯学習課長	
栗焼 憲児	福岡県求菩提資料館 館長	
相良 悦子	福岡県求菩提資料館 副館長	
坂梨 祐子	豊前市教育部 生涯学習課文化芸術係長	
棚田 昭仁	豊前市立埋蔵文化財センター	
中内 華奈	豊前市教育部 生涯学習課文化芸術係	

（令和5年3月現在）

文化的景観保存活用推進会 開催経緯

開催日	協議内容
令和3年度 第1回 令和4年1月24日	整備活用計画策定内容の協議 地区の現状、地域の意見収集方策の協議
令和3年度 第2回 令和4年3月8日	整備活用計画の現状と課題の協議 基本理念、基本方針の協議
令和4年度 第1回 令和4年11月16日	整備活用計画案の協議
令和4年度 第2回 令和5年2月27日	整備活用計画案の承認

整備活用計画策定の体制



棚田と集落

4. 関連計画

整備活用計画に関わる計画として、上位計画の豊前市総合計画、景観計画等について整理します。

総合計画では、文化的景観の保存と活用の推進が示されています。また、文化的景観保存計画では、棚田と一体になって景観を構成する建物や樹木等の保存活用に取り組み、景観を形成する住民の営み・生業・文化の継承を目指すことが示されています。

第5次豊前市総合計画後期基本計画（平成29年度策定）

1 基本構想

(1) まちの将来像

「豊かな海と山 歴史と暮らしを人がつなぐ “安心文化” のまち 豊前」

(2) 施策の大綱

- 安心目標1 安全で住みよい環境のあるまちづくり
- 安心目標2 活力と賑わいを創出するまちづくり
- 安心目標3 誰もが健康で幸せに暮らせるまちづくり
- 安心目標4 いつまでも生きがいを持って学べるまちづくり
- 安心目標5 市民との協働によるまちづくり

2 基本計画（関連部分抜粋）

安心目標4 政策11生涯学習の推進 施策26文化財の保護と活用

【現状と課題】

- ・史跡「求菩提」を中心とした歴史遺産群の保存・活用に向けて、史跡「求菩提山」及び重要文化的景観「求菩提の農村景観」は、各種計画に則した整備事業を実施しています。しかし、指定地が広域にわたり、未整備の箇所や整備後に劣化した箇所もあります。引き続き、各種計画に基づいた整備を実施するとともに、史跡等の活用について検討を進めていく必要があります。
- ・求菩提資料館では、「求菩提山」に関わる資料の収蔵展示を行っています。「求菩提山」に関する歴史・文化の保存及びその普及のため、調査研究及び教育普及活動を継続していく必要があります。

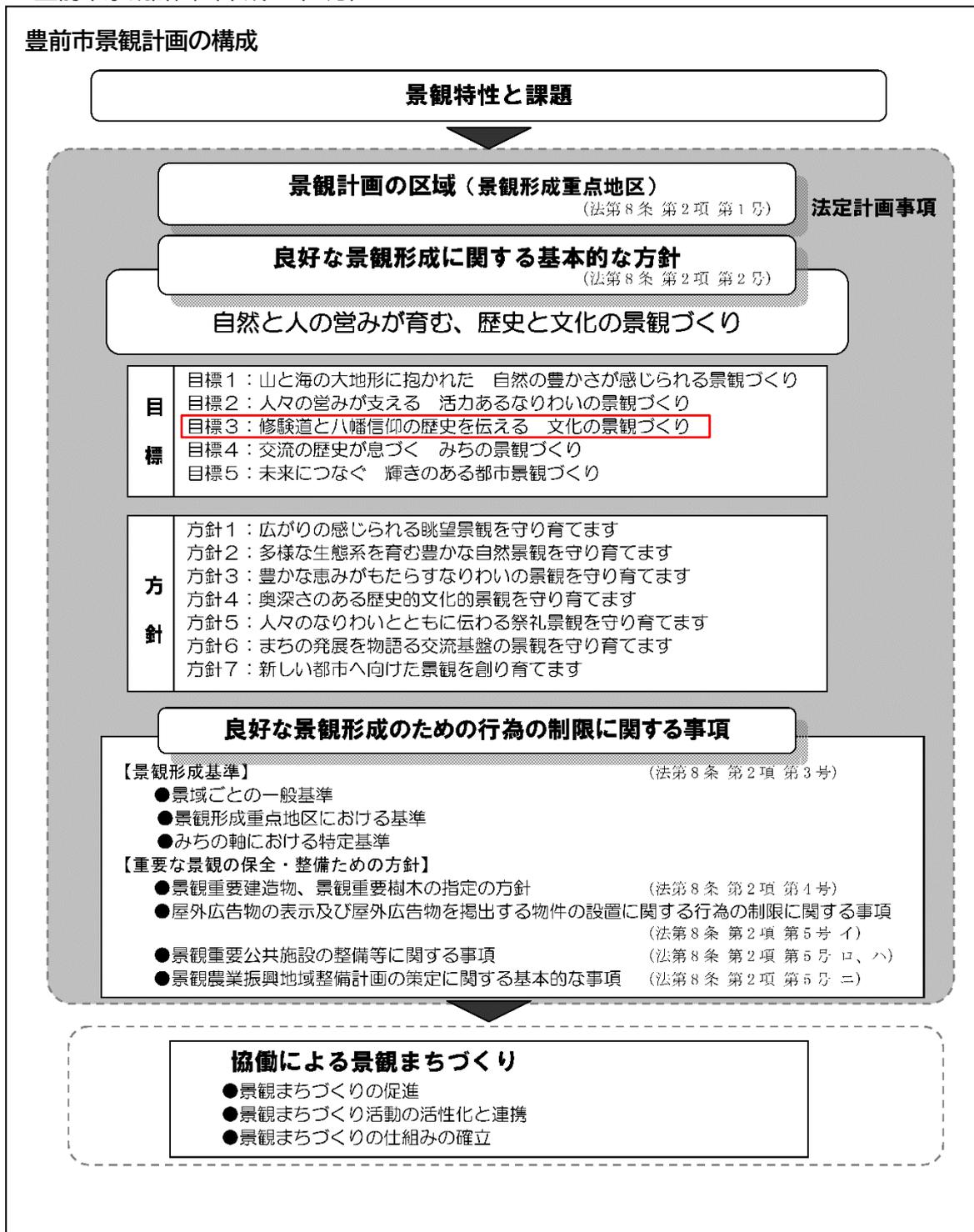
【基本事業】

基本事業1 歴史遺産としての「求菩提」の保存・活用

- ・史跡「求菩提山」の保存のため、その活用を検討するとともに、整備基本計画に基づき、計画的に整備します。
- ・重要文化的景観である「求菩提の農村景観」について、保存と活用を推進するため、「求菩提地区文化的景観保存計画」に基づき整備します。
- ・「求菩提山」に関する歴史・文化の保存及び普及のため、施設の更新について検討を進めるとともに、求菩提資料館での調査研究、教育普及活動を推進します。

豊前市景観計画においては、5つの目標があげられ、求菩提地区に関わる目標は「目標3：修験道と八幡信仰の歴史を伝える 文化の景観づくり」と示されています。

豊前市景観計画（平成23年3月）



豊前市景観計画の求菩提地区の景観形成方針において、基本目標は「豊州求菩提山絵図の姿を今に伝える景観を守り、農村と棚田の美しさを次世代に伝える」とされています。

豊前市景観計画（平成23年3月）

求菩提景観形成重点地区の景観形成方針

求菩提景観形成重点地区における良好な景観形成に関する方針は、平成21年12月策定の「豊前市景観計画」において定めた、基本理念、基本目標、景観形成基本方針をそのまま引継ぎます。

①基本理念

求菩提山は、中世以来、英彦山と共に北部九州修験道の中心を担い、修験道場として多くの人々に知られていますが、今日では、歴史文化的な価値が高く評価され、山岳修験文化を今に伝えるものとして国の史跡指定を受けています。

求菩提山の景観の特徴は、山岳修験の地として特徴的な急峻な地形と、山伏たちが修行を重ね、そこに生活を営んだ結果として宗教的な空間を醸し出しています。

さらに、求菩提山のふもとには棚田が連なり、犬ヶ岳を源流とする岩岳川や支流の谷間において当時からの景観が良好な状態で残っています。このように、求菩提地区の景観はその歴史文化的な意味も含めて、他には無い貴重な文化的資産であり、私達にはこの貴重な景観を守る義務があります。

一方、景観の保全に際しては一定の私権の制限がかかるため、住民の生活との共存が課題となる。この課題には住民の理解と積極的な関わりが不可欠であり、そのためには景観形成の方針を示すだけでなく、景観保全と住民生活がお互いを高めあうようなまちづくりを進める仕組みを用意することが重要となります。

以上の考え方から、求菩提地区の文化的景観を保全する方針を示しつつ、同時に将来へと継承していくための景観まちづくりの仕組みを用意することによって、住民と行政が連携し、またより広く専門家や事業者の協力を得て、住民や外部から求菩提地区を訪れる人が安らぎを感じ、修験道場である求菩提山の遺産を生かしながら、新たな出会いと文化を創造していくことを求菩提景観形成重点地区の基本理念とします。

②基本目標

基本理念に基づき、求菩提景観形成重点地区の景観的な将来像としての基本目標は下記のとおりとします。

「豊州求菩提山絵図の姿を今に伝える景観を守り、
農村と棚田の美しさを次世代に伝える」

—固有の歴史をもとに、これからの暮らしと景観を育てる—

求菩提山文化的景観保存計画では、山岳修験の山である求菩提山として、「景観構造の継承」「文化的景観としての調和の維持」「まちづくりによる文化的景観の継承と発展」の3つを基本方針として景観保存に取り組むこととされています。

求菩提山文化的景観保存計画（平成21年3月）

◆基本的な考え方

この文化的景観保存活用計画は、明和元（1764）年の豊州求菩提山絵図の姿を今に伝え、国史跡「求菩提山」と耶馬・日田・英彦山国定公園の一部である犬ヶ岳を背景に棚田・茶畑・農作業小屋・集落・河川・石造物などが連続した豊かな文化的景観を形成している。

昔ながらの水利を生かしながら棚田を中心とした地域の営みを続け、神楽や年中行事を継承している求菩提地区（鳥井畑、産家）の農村景観を対象とする。

農村景観を構成する棚田景観を保存し、あわせて棚田と一体になって景観を構成する建物や樹木等の保存活用に取り組む。

将来的には、景観を形成する住民の営み・生業・文化の継承を目指す。

山岳修験の山としての求菩提山

○修験道場としての史跡「求菩提山」

求菩提山については、国史跡として指定されている。

国指定史跡求菩提山保存管理計画書により、各遺構の保存管理や整備活用など、重要な歴史資産として地域住民をはじめ、広く国民に示されるものである。

かつての修験道場として学ぶことのできる貴重な資源であり、文化的景観としても保全に取り組むものである。

○「豊州求菩提山絵図」に描かれた求菩提地区の継承

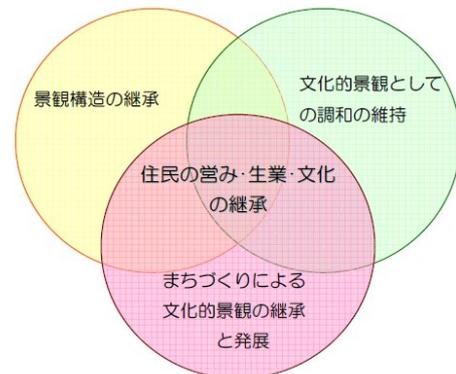
かつての修験者によって描かれた求菩提山絵図には修験道場としての繁栄とその里の営みが描かれており、水田や茶畑、集落や鳥居、参道など、景観の構成要素が見られる。

現在においては山伏も存在せず、過去のものとなっているが、当時の求菩提地区を形づくっていた多くの構成要素が残されており、かつての生活をうかがい知ることのできる貴重な地域となっている。また、伝統芸能など今に受け継がれているものもある。

◆基本方針

求菩提地区における棚田や集落の形成については、谷の奥深くにそびえる求菩提山と一体となって、山伏たちと里の住民によって造られたものである。

建築物の形態や石垣の築造など伝統的な集落の景観を構成する農地や宅地、登山道等を文化的景観として保護を推進し、的確な管理のもと、人々に誇りと潤いを与え、後世に伝えるものとする。



(1) 景観構造の継承

- ・棚田をはじめとした石垣や水路、集落などで構成される景観構造を将来に継承していく。
- ・伝統的な棚田を構成する石垣、水路、工作物、建物、樹木等について、修理、復旧を推進する。
- ・重要な歴史的建造物は、単体として保存、修理に取り組む。

(2) 文化的景観としての調和の維持

- ・石積みの棚田の連続性や地域性のある集落景観などを維持するため、適切な修景を施し、文化的景観としての調和を維持していく。

(3) まちづくりによる文化的景観の継承と発展

- ・文化的景観を守り育む生活や活動を通して、誇りを持ち、人々の心に潤いが持てる地域としての発展を目指す。

文化的景観保存計画では、今後の整備活用について、行政が行う整備活用、所有者が行う整備活用、そして整備活用プログラムの作成、という3つの方向性が示されています。

求菩提山文化的景観保存計画（平成21年3月）

◆求菩提山文化的景観保存計画整備活用プラン

- ・ 文化的景観の整備活用とは、文化財としての価値を高め、より多くの人々に親しんでもらうために求められる取り組みである。
- ・ 伝統的な集落や棚田の景観は、伝統的な様式を残す建築物、石積の棚田等で構成されるが、これらの中には経年による劣化で、建築物においては改築を必要とされるものや、石積みの崩落もたびたび起きている。
- ・ 当初は石積みの復旧が行われていたが、ブロック積みや畦畔コンクリートなどの整備も行われており、連続性の感じられる景観が保たれていない。
- ・ 伝統的な棚田などの景観の整備活用に向けては、景観の連続性回復が重要と考えられる。
- ・ また、その大きな構成要素としての水路、河川、道路といった公共施設が含まれることから、行政が責任を持って取り組むべきところが多い。
- ・ ただし、人々の生活のもとに成立する景観であることから、建築物、工作物、緑化など所有者が主体となって行うべき取組も含まれる。
- ・ 整備活用の推進に向けて、市教育委員会と地元住民は協力し、「修理（補助）基準」、「修景（補助）基準」、「文化的景観の保存活用プログラム」を作成し、行政と所有者等との両輪による取組を推進する。

●行政が行う整備活用

- 「修理（補助）基準」に基づく修理
- 「修景（補助）基準」に基づく修景
- ・ 水路・河川・道路・その他の環境整備
- ・ 景観阻害物の除去・管理施設等の整備
- ・ 防災施設の整備

●所有者が行う整備活用

- 「修理（補助）基準」に基づく修理
- 「修景（補助）基準」に基づく修景
- ・ 建築物・工作物・緑化等

文化的景観の整備活用

●文化的景観の保存活用プログラム

- ・ 学校教育・生涯学習・防災施設の整備

<文化的景観の保存活用プログラム案>

- 棚田マップづくり ○石垣の調査
- 棚田オーナー制度 ○棚田のガイド支援
- 農村写真・スケッチ大会 ○「神楽」・「お田植まつり」などの疑似体験
- 地域農業の伝承支援 ○他地域住民（都市部）との連携
- 農村利用相談窓口の設置

第1 景観農業振興地域整備計画の区域(略)

第2 景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項

(1) 目指す農村景観像

求菩提地区は、石垣の棚田、水路、集落、背後にそびえる求菩提山をはじめ山々などによる連続した景観によって構成され、四季を通して様々な景観を醸し出しており、本計画においてはこの景観を保全することを目的とする。

本計画が目指すものは、地域での豊かな暮らしであり、それを子や孫へと継承することである。そして、その豊かな暮らしのために、地域に受け継がれてきたこの景観を次の世代に引き継ぐことが大切である。

(2) 景観と調和のとれた営農方針

- 1) 棚田での稲作の持続
- 2) 石垣の棚田の保全、水路の維持管理
- 3) 様々な方策による耕作放棄地発生防止
- 4) 景観と調和のとれた農業用施設
- 5) 地域独自の風景を活かした農産物のブランド化

第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

(1) 景観に配慮した農業生産基盤の整備開発方針

本区域は、地域住民が各々の田畑を石垣を築きながら守ってきた。中には「せまちだおし」を行い農地の統合を行ってきたが、近年の基盤整備事業は導入されておらず、旧来からの棚田が残っている。豊前市景観計画においても棚田の景観保存の観点から土地の区画形質の変更は基本的に行わないことになっており、水田の統合は行わない。しかし、農地として利用困難な区画については景観に配慮した農道や水路整備を行うことによって対応する。

第4 農用地等の保全に関する事項

(1) 農用地等保全の方針

これまでの計画区域の農地は、地元農家の手によって守られてきた。最盛期に比べ、棚田にスギやヒノキの植林も行われ水田の耕作面積は減少しているものの、依然として多くの農地で稲作が行われている。しかし、近年では農家の兼業・高齢化や後継者不足等の条件が重なって、農用地等の保全等、今後の農業振興の見通しがたちにくい状況にある。このような状況に対処するため、以下の措置を講ずる。

- 1) 集団営農の組織化
- 2) 耕作放棄地の発生防止
- 3) 都市住民との交流による農地の活用
- 4) 稲作の継続
- 5) 稲作に代わる農産物の栽培

第5 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

(1) 景観に配慮した農業近代化施設の更新及び整備方針

- ・ 求菩提地区の営農組織を立ち上げ、農業生産の効率化を図るなど、省力化やコスト軽減のための農業機械の共同利用など有効活用を図る必要がある
- ・ 農地の流動化、農作業の受委託等により生産規模の拡大を図り、生産の組織化、作業の効率化とコスト軽減を促進する
- ・ 地元農産物のブランド化や加工による付加価値化を図るための施設等の設置も検討する
- ・ 必要となる施設整備にあたっては、豊前市景観計画での景観形成基準を準用することとする
- ・ 景観保全・創出の趣旨に則り、適正な配置、集積に努める

II. 重要文化的景観の価値

1. 重要文化的景観の概要

豊前市のシンボルである「求菩提山」は、我国を代表する山岳修験の山として平成13年（2001年）に国の史跡に指定されました。そして、史跡「求菩提山」の山麓に広がる、山伏の妻が産所としたことから「産家」と呼ばれる集落と、聖域の入口であることを示す東の大鳥居があることに由来する「鳥井畑」集落に残される石垣の棚田を含む約42.4haが、重要文化的景観として平成24年(2012年)『求菩提の農村景観』として重要文化的景観に選定されました。

重要文化的景観の選定内容

1 重要文化的景観の選定名称・年月日

選定名称 求菩提くぼての農村景観

選定日 平成24年(2012)9月19日

2 重要文化的景観の種類

選定基準 二 複合景観

一 (一) 水田・畑地などの農耕に関する景観地

一 (八) 垣根・屋敷などの居住に関する景観地

※重要文化的景観選定基準（平成17年(2005)3月28日文科科学省告示第47号）

一 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された次に掲げる景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの

(1) 水田・畑地などの農耕に関する景観地

(2) 茅野・牧野などの採草・放牧に関する景観地

(3) 用材林・防災林などの森林の利用に関する景観地

(4) 養殖いかだ・海苔ひびなどの漁ろうに関する景観地

(5) ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地

(6) 鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景観地

(7) 道・広場などの流通・往来に関する景観地

(8) 垣根・屋敷林などの居住に関する景観地

二 前項各号に掲げるものが複合した景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特なもの

3 文化的景観の所在地及び面積

福岡県豊前市大字求菩提及び鳥井畑の各一部 面積 42.4ha

※文化庁重要文化的景観選定地区情報シートより

4 景観法に基づく措置

豊前市景観条例 平成21年(2009)7月1日

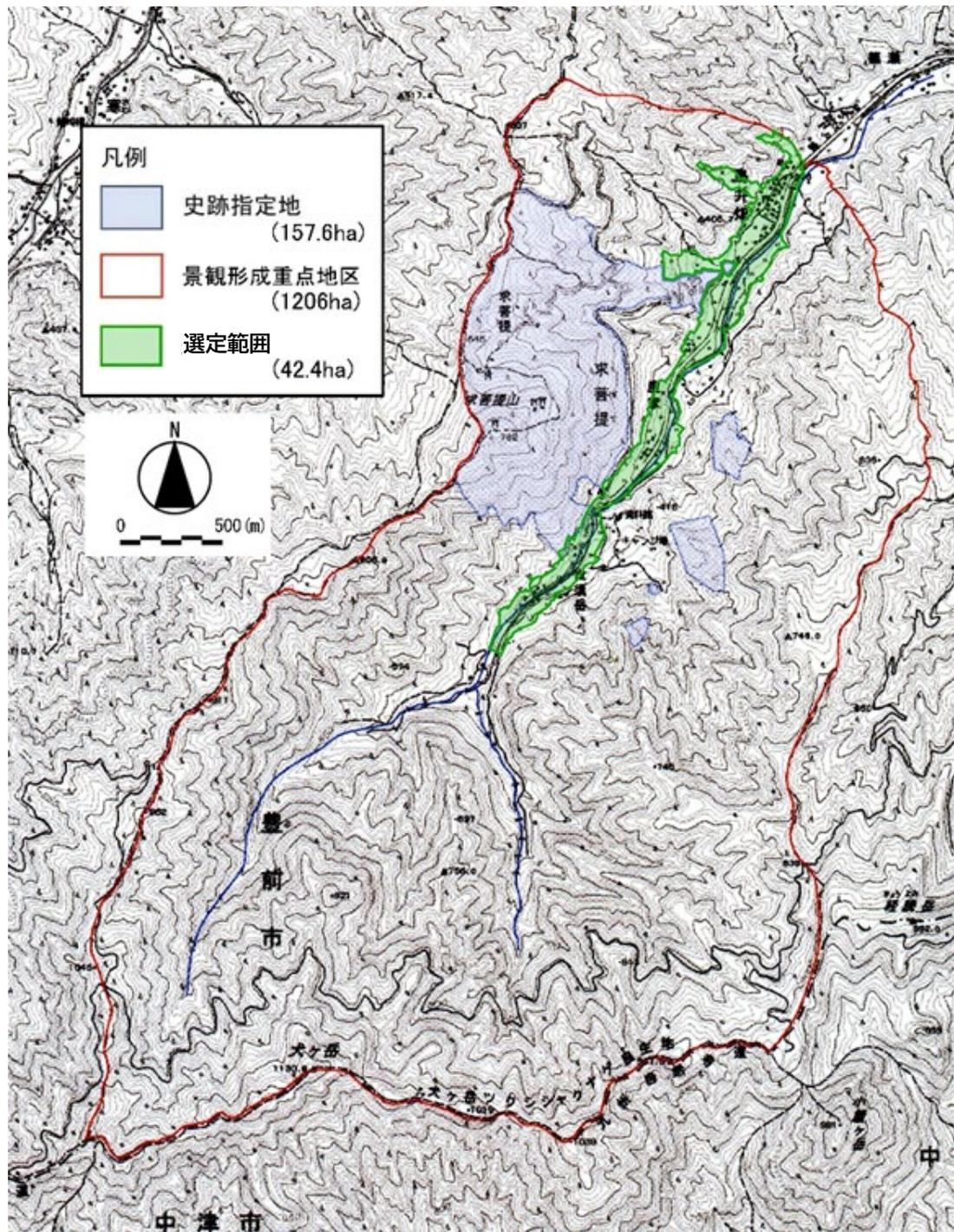
豊前市景観計画 平成21年(2009)12月25日

豊前市景観計画一部改訂 平成23年(2011)3月

5 その他文化的景観に係る措置

豊前市分担金徴収条例一部改正 平成27年(2015)3月23日

重要文化的景観の選定範囲



重要文化的景観の選定において、次表が重要文化的景観の重要な構成要素として挙げものです。

重要文化的景観の重要な構成要素

単位	種別	概要	重要な構成要素
農業関連の工作物	棚田	岩岳川両岸の傾斜地に、伝統的石垣で築かれた棚田で埋め尽くされている。	水田 309筆 約17.43ha
	畑	傾斜地は茶畑、平地では野菜や花を栽培している。	畑 185筆 約4.14ha
	ツチ小屋	三方を石積みで築き、上部に小屋組した農具倉庫が農地の中に建てられている。	ツチ小屋 15棟
	水路	豊富な水量は、棚田へ水を供給し、美しい景観に輝きを与えると同時に作物へ命を注ぎ込んでいる。	水路 1.76ha
	井堰	岩岳川の豊富で清らかな水は、堰上げにより各水路に供給され、9ヶ所の井堰が美しい農村景観を演出している	①西ノ堂井堰②園田井堰③屋敷井堰 ④上屋敷井堰⑤宮本井堰⑥産家井堰 ⑦一の渡井堰⑧世須ヶ岳井堰 ⑨吉原井堰
生活関連の工作物	道路	市道から毛細血管のようにめぐる路地（里道）は、狭く急な坂も多く、隣家とはかなり接近しており、集落景観を特徴づける骨組みとなっている。また、農道は、営農に欠かせない機能を有している。	道路（市道・農道・里道） 2.75ha
	住宅	求菩提山の坊を実際に移築した建物や、求菩提山の坊に見られる伝統的な様式のまま残された建物が、現在も住居として利用されている。	①信安照雄家住宅 木造瓦葺平屋建 89.25㎡ 住宅敷地 664.38㎡ ②信安荘市家住宅 木造瓦葺平屋建 109.42㎡ 住宅敷地 317.31㎡ ③井地口善実家住宅 木造瓦葺平屋建 85.95㎡ 住宅敷地 499.56㎡
信仰関連の工作物	寺社	鳥井畑集落住民が春・秋の祭りを行う心の拠り所となる場所。 求菩提山下宮にあった社殿を明治25年に移築した。	大山祇神社（覚魔社） （本殿、幣殿、拝殿、神饌所、末社） 木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 64.43㎡ 神社敷地 817.00㎡

2. 重要文化的景観の価値

求菩提の農村景観の本質的価値は次のように説明されています。

選定理由の説明 出典：「月刊文化財」（2012）

九州地方東北部に位置する英彦山（標高千二百メートル）から東へと延びる山域に水源を発し、瀬戸内海西部の周防灘へと注ぐ複数の河川の谷間には、狭隘な土地を縫って村落及び水田を中心とする農地が帯状に展開している。その中でも、求菩提山（標高七八二メートル）及び犬ヶ嶽（標高一一三メートル）など、豊かな落葉広葉樹林の山嶺に囲まれた岩岳川沿いの土地には、近世に修験道の道者との深い結び付きの下に成立し、近現代にかけて緩やかに進化を遂げた村落・農地の文化的景観が展開している。

求菩提山は十二世紀後半に頼巖上人によって天台修験の聖地となり、明治五年（一八七二）に政府が修験道廃止令を発するまで、九州を代表する修験道場の一つとして発展した。その近世期の姿を描いた明和元年（一七六四）の『豊后（州）求菩提山絵図』によると、山内には修験道の堂舎群及び行場である岩窟群が点在し、山麓の川沿いには修験者の生活を支えた村人の居住地・農地が帯状に成立していたことが知られる。特に、道場の中核を成した求菩提山護国寺の伽藍をはじめ、山中に暮らす修験者の居住地であった七箇所の「坊中」、修験者が薬用として栽培したのが起源とされる特産の茶畑、茅切り場、山麓の村落及びその周辺の棚田など、山中及び山麓の帯に進んだ土地利用の在り方をうかがい知ることができる。それらのうち、山内の堂舎群は失われて遺跡と化したのが、行場であった岩峰及び岩窟群の位置・形姿は往時と変わらずに残され、山麓の鳥井畑の村落及び棚田・茶畑などの農地についても、その基本的な骨格・構造がほぼ変わることなく現在に継承されてきた。修験道の道場となった霊山及びその生活基盤として有機的に進化を遂げた山麓の村落・農地が一体となって形成する求菩提の文化的景観は、近世霊場の空間構造の在り方を今日に良好に伝えている。

鳥井畑の村落周辺の岩岳川沿いに広がる棚田は、すべて玉石の野面積みの畦畔によって区画されている。岩岳川の豊かな水をせき止めて用水路により導水する「堰上げ」と呼ぶ水利方式のほか、山域から岩岳川へと流れ込む沢水を利用した水利方式も見られる。特に「堰上げ」は十一箇所に存在し、用水路を経て水田に導かれた水は、「田越し」によって隣接する水田に給水され、最後に岩岳川へと放水される。最も規模の大きな「一の渡井堰」から連続する用水路の総長は八〇〇メートルにも及び、川沿いの狭隘な土地を切り拓いて造成された棚田には、極めて精巧な給排水網が張り巡らされている。農地の随所には、三方を囲む石積擁壁の上に簡易な屋根を掛けた「ツチ小屋」と呼ぶ農作業用具の保管庫も点在し、棚田の野面石積の畦畔とともに、修験者が伝えた石積みの技術の名残を示す独特の農地景観を形成している。また、鳥井畑の村落周辺の農地では、他地域に比較して多種類のイネ科植物が確認されており、継続的に行われてきた耕作の営為が多様な生態系の維持に貢献していることが確認されている。

鳥井畑の農家の典型的な屋敷構えは母屋及び馬屋から成り、そのうち母屋の八割には表向き及び内向きにそれぞれ三つの部屋が並行する六間取りの平面形式が見られる。村落には、豊前修験道の最大の祭礼である「松会」の流れを汲み、毎年三月二十九日に豊作及び生命の誕生を祈願して行われる「お田植祭」をはじめ、先祖供養の盆踊り、観音様祭、収穫祭、生命の再生を祈る神楽など、季節の節目を成す伝統行事も伝えられている。

以上のように、求菩提の文化的景観は、周防灘に注ぐ河川沿いの狭隘な谷間に共通して営まれた農耕・居住の土地利用の在り方を示し、この地域の里に住む人々と山との関係を表す文化的景観の典型的な事例である。それは、天台修験の聖地であった求菩提山の山中の行場をはじめ、修験者の生活の基盤となった山麓の村落・農地の姿を描いた十八世紀後半の『豊前求菩提山絵図』とも照合できる点で貴重である。近世に成立し、近現代にかけて、その本質を失うことなく緩やかに進化を遂げたこの地方の土地利用の基本的な骨格・構造を伝えており、我が国民の生活又は生業を理解する上で欠くことのできないものであることから、重要文化的景観に選定して保護を図ろうとするものである。

○修験の山を支えてきた人々の生活と歴史が生んだ文化的景観

求菩提山は豊前市のシンボルであり、山岳修験の歴史を考える上で重要な遺跡と認められ、平成13年に国の史跡指定を受けました。その指定面積は約157haと広大なもので、一山のほぼ全域が指定を受けるのは修験霊山としては全国唯一です。

今回選定された重要文化的景観は、指定地外となる山麓にも修験の山を支えてきた人々の生活と歴史が優れたものとして残されています。その姿は明和元年（1764）の「豊州求菩提山絵図」に象徴的に表現されています。求菩提山の歴史景観、周囲の自然景観・農村景観などが生き生きと表現され、この景観は現在も法螺吹岩から臨む眺望とほとんど変わりがありません。絵図に描かれた範囲が求菩提山の領域と認識されていたことは明らかであり、史跡指定地とともに守っていくべき貴重な文化的景観です。

農村景観を構成する農地は石垣棚田が特徴的で、谷を埋め尽くすように広がる棚田の迫力は訪れた人の視線を釘付けにします。豊州求菩提山絵図では産家集落付近に「田畑」と文字が書かれており、石垣のような絵が表現されています。このことから18世紀後半には畦畔に石垣を



豊州求菩提山絵図

用いていたことが分かります。また、絵図には山裾の部分に「茶畑」が各所に描かれています
が、現在の茶畑と重なる部分も多いのです。このように現在も、守りつづけられている農村の
形態は、近世の土地利用のあり方を色濃く踏襲した伝統的農村景観として高く評価できます。

○文化的景観を守りたい住民意識

求菩提地区の北側境界を境とした岩岳川下流側の農地は、ほ場整備事業による広い水田がな
らんでいます。ところが、求菩提地区で農業を営む人たちは不便を承知で、狭い棚田を耕作す
る方法を選んだのです。景観調査で行ったアンケート調査（平成19年調査）では、9割をこえ
る農家が棚田景観を守りたいと回答し、整備活用計画（令和4年度）のアンケート調査でも、9
割以上の住民が棚田や石垣を守りたいと回答しています。

そして、視点を変え集落景観をみた時、近世の様式を基本とした住宅が昭和に入っても建築
されているなど、この地区の住宅の85%は伝統的様式の建造物となっており、非常に高い景観
保存の意識があります。こうした住民意識と、その努力の結果が我々の目に映る求菩提地区の
文化的景観を今に伝えているのです。

求菩提地区の景観は、自然の恵みに感謝して日々の生活を送った里山の人々と、自然を神と
一体のものとして尊ぶ山伏たちによって守られ、形づくられた自然景観・歴史景観・農村景観
とが複合して成立した稀有な文化的景観といえます。



求菩提山を北側から望む

Ⅲ. 重要文化的景観の現状と課題

1. 求菩提地区の住民の現状

(1)人口の動向

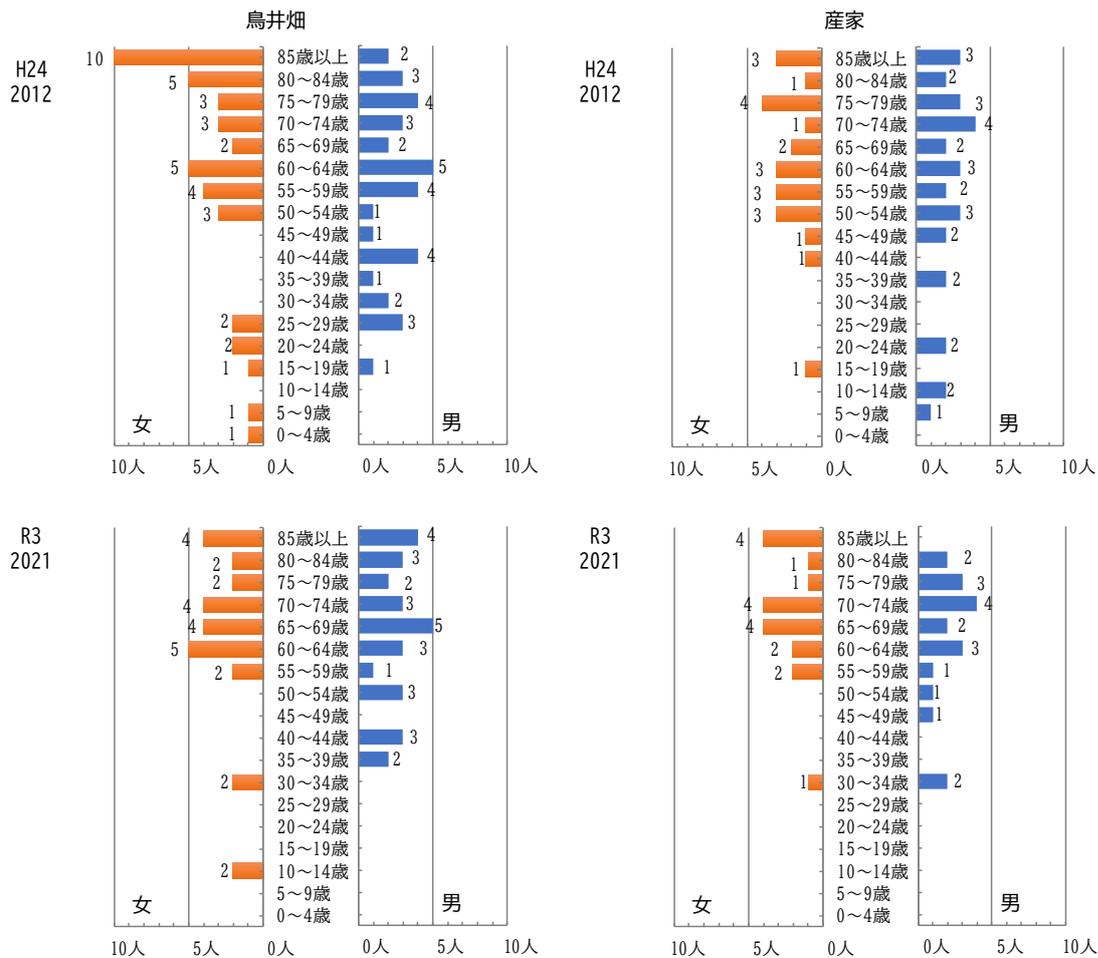
令和3年3月末の鳥井畑地区の人口は56人、産家38人、計94人の人口でした。10年前の平成24年には、鳥井畑78人、産家54人、計132人だったのですが、38人の減少となりました。

年齢5歳階級別人口でみると、両地区ともに50代以下がわずかな人口数となっており、将来の地区の存続自体が危ぶまれる状況となっています。

◆地区人口の動向

	鳥井畑						産家						地区合計					
	H24			R3			H24			R3			H24			R3		
	総数	男	女															
合計	78	36	42	56	29	27	54	31	23	38	19	19	132	67	65	94	48	46
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～14歳	2	0	2	2	0	2	3	3	0	0	0	0	5	3	2	2	0	2
	2.6		4.8	3.6		7.4	5.6	9.7					3.8	4.5	3.1	2.1		4.3
15～64歳	39	22	17	21	12	9	26	14	12	13	8	5	65	36	29	34	20	14
	50.0	61.1	40.5	37.5	41.4	33.3	48.1	45.2	52.2	34.2	42.1	26.3	49.2	53.7	44.6	36.2	41.7	30.4
65歳以上	37	14	23	33	17	16	25	14	11	25	11	14	62	28	34	58	28	30
	47.4	38.9	54.8	58.9	58.6	59.3	46.3	45.2	47.8	65.8	57.9	73.7	47.0	41.8	52.3	61.7	58.3	65.2

資料：住民基本台帳人口（豊前市） 各年3月末



(2)地区住民意識調査

鳥井畑、産家の2地区の住民世帯に対して、文化的景観の維持保存などに関するアンケート調査を行いました。なお、重要文化的景観に選定される前に実施されたアンケート調査と比較可能な点についても整理をしています。

①意識調査結果

(困難になっている田畑の維持)

- ・世帯の高齢化が進み、後継者のいない世帯が4割になっています。その多くが単身や夫婦のみの世帯です。今後、高齢化はさらに進み、高齢単身世帯の増加も予測され、田畑の維持はますます難しい状況になると思われます。

(後継者のいない世帯、農地などの対策)

- ・すでに、文化的景観である棚田・石垣の保存維持は「続けたいが難しい」という人が7割になっています。後継の可能性がある場合の後継者の確保とともに、後継者のいない世帯の対策を行うことが必要です。

(文化的景観保存活用の取組みをよく知らない世帯が多い)

- ・重要文化的景観の選定後、石垣、水路、小屋の修復だけでなく、サイン整備やガードレール改修などの事業が行われてましたが、これらの取組みを「まったく知らない」「あまり知らない」という回答が半数近くありました。
- ・知っているという回答者の中でも、水路や石垣の改修は比較的知られていたようですが、それ以外の取組みを知っているという人は2割程度しかいません。
- ・選定された後の行政や地元の文化的景観の保存の取組みに関わる情報の発信が弱かったのではないかと思います。

(農地の維持、文化的景観維持のための方策)

- ・棚田オーナー制度などにより、任せてもよいは4割、知りたいを含めると5割以上の導入に前向きな人がおられます。
- ・文化的景観を維持する取組として、農業と他の仕事で生活できること、石垣や小屋の修復支援の充実が上位にあげられ、後継者の確保、農業人口を増やすことなども重要とされています。これ以外にも、観光客の受入れや農業以外の人口を増やすこと、また住民、行政、地区外との連携などの取組も重要という声もあります。
- ・棚田・石垣などの文化的景観を維持するためには、地区で生活できる環境づくりをいろいろな方面から取り組んでいくことが必要です。

②調査対象者の概要

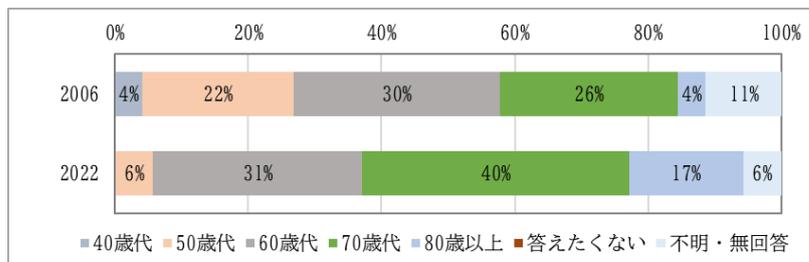
○調査回答数

- ・令和4年調査：35件(鳥井畑20件、産家15件)、平成18年調査：27件

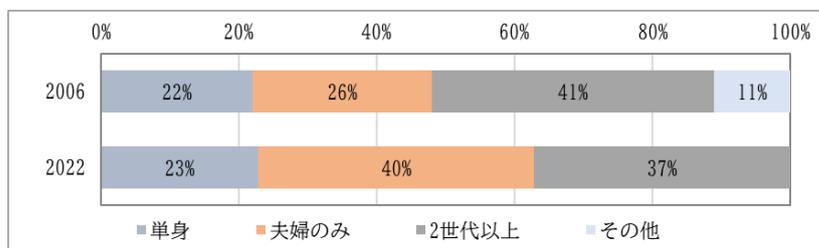
○調査対象の世帯

- ・世帯主の高齢化が進み、9割以上が60歳以上の世帯主世帯となっています。単身世帯の比率はあまり変わっていませんが、夫婦のみの世帯が4割となっています。これらの世帯が将来単身世帯となり、高齢の単身世帯が多くを占めることとなります。
- ・明治から戦前生まれの世帯主の比率は、8割から3割まで減っています。なかでも昭和の戦前生まれの世帯主の比率が大きく減っていますが、昭和40年以降の居住開始世帯主が、5割近くを占めており、世代交代が進んだことがうかがわれます。
- ・職業では、無職が6割近くとなっています。前調査の農林業3割だったものが、3%まで減少しています。自給的農家が多数を占めてきていることがうかがわれます。
- ・働いている人の就業地は、9割が市内で就業されており、1件だけ中津市勤務という回答がありました。

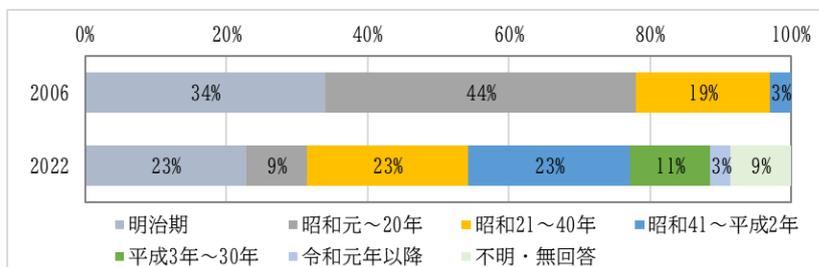
◆年齢階層



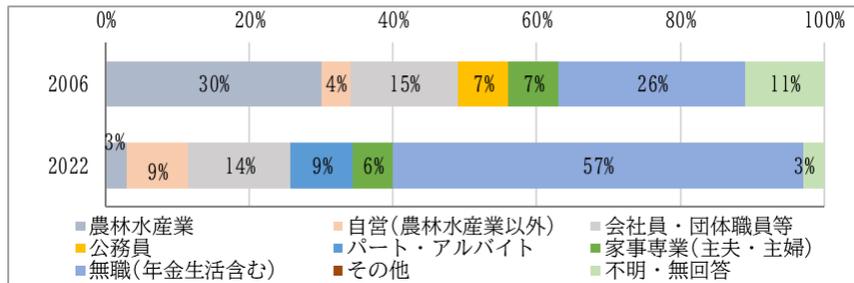
◆家族構成



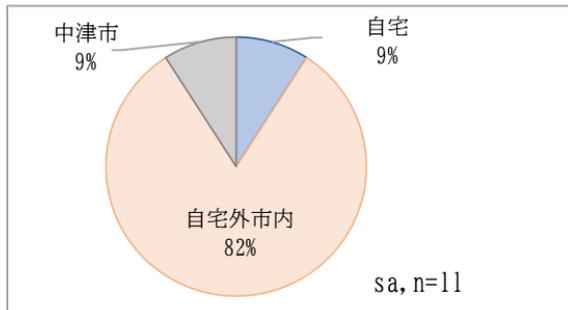
◆居住開始時期



◆職業



◆就業地

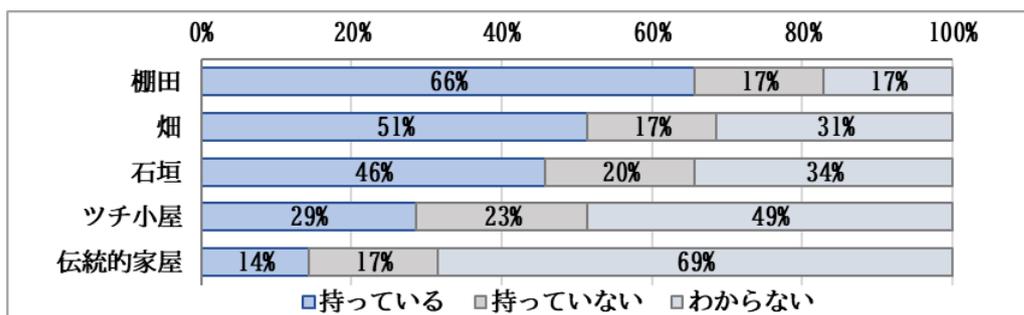


③設問別の結果

○文化的景観の構成要素の所有について

- ・ 棚田の所有が最も多く66%、畑51%と続きます。石垣やツチ小屋、伝統的家屋と徐々に所有率は減っていますが、わからないという比率も多くなっています。その理由としては、文化的景観の選定作業から10年以上経過していることや選定後の活動、情報発信など、様々な要因が考えられます。
- ・ 前回調査では、石積み棚田を所有しているのは93%でした。ほぼ全ての世帯が所有していると回答しています。また、前回調査の築造時期の回答では、明治期以前36%、わからない52%となっています。

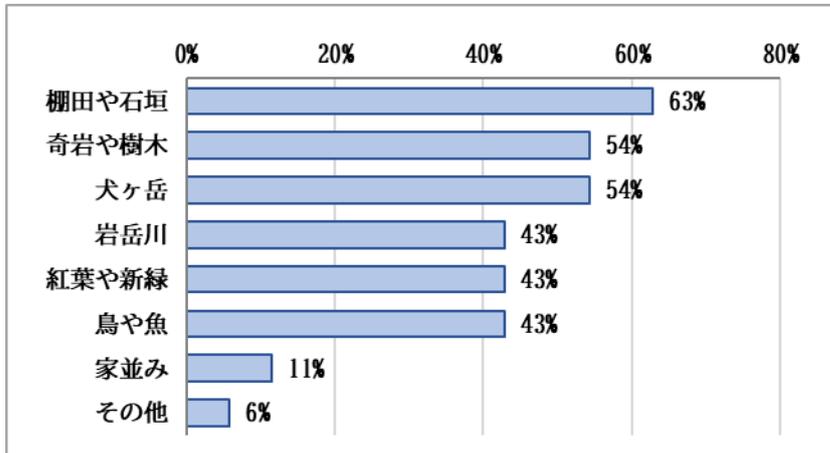
◆文化的景観の構成要素の所有の状況



○求菩提らしい景観について

- ・ 求菩提らしい景観には、棚田や石垣が63%、次いで奇岩・樹木、犬ヶ岳54%、岩岳川、紅葉や新緑、鳥や魚43%と続きます。
- ・ 前回調査では、岩岳川が1位、犬ヶ岳、求菩提山、紅葉・新緑が2位、棚田は3位でした。岩岳川が最も求菩提らしい景観とされていたようです。

◆求菩提らしい景観(複数回答)

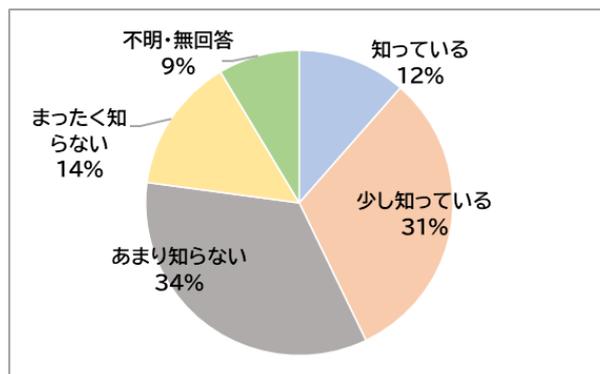


(その他)・夜の星の数の多さ、美しい水、空の青さを絶対大切にしたい。運動公園利用なく、村はただ草刈りのみ。公園いっぱい八重桜、梅、花ももを植えて、私は桃源郷を眺めたい。そこから夢が広がるかも。

○重要文化的景観『求菩提の農村景観』に選定後、実施された事業、活動について

- ・ 重要文化的景観に選定後に取り組みられてきた事業などについて、認知度を聞きました。「知っている」「やや知っている」は合わせて43%、半数に至っていません。全く知らないという人が14%もいます。知らないという人の方が多いと言ってもおかしくない状況です。

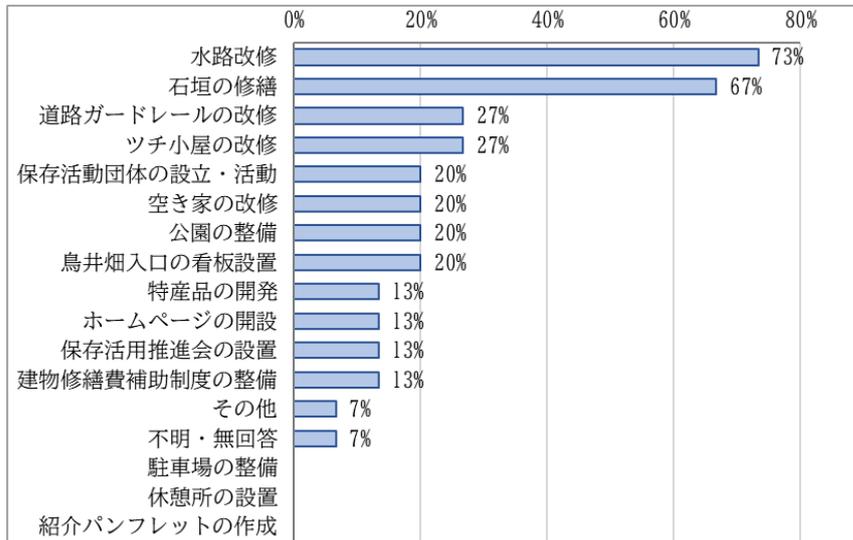
◆重要文化的景観選定後の取組認知度



○選定後の活動、取組で知っていることについて

・選定後、いろいろな取組、活動が行われましたが、その取組に対しても認知度には違いがみられます。水路の改修が最も多く73%、次いで石垣の補修67%です。これ以外の点については、認知度が大きく下がり、2割前後となります。さらには全く知られていない点もあります。おそらく、工事や設備設置が行われていたことは知られていたとしても、文化的景観に関わる事業ということが認識されていなかったと想像されます、

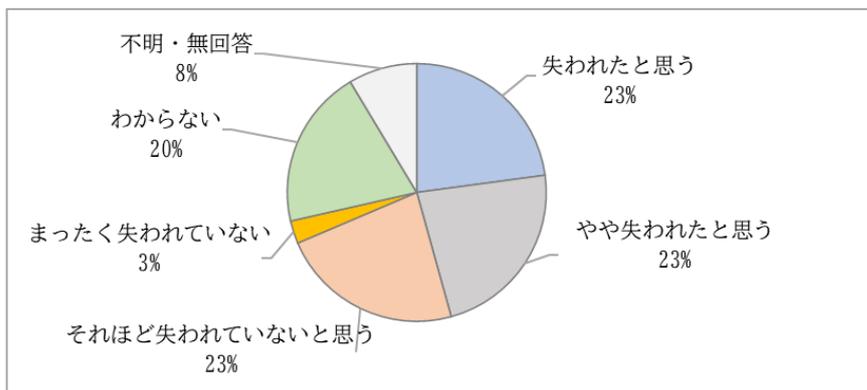
◆選定後の活動、取組で知っていること(複数回答)



○求菩提らしい景観が失われたと思うかどうか

・求菩提らしい景観が「失われたと思う」「やや思う」を合わせて46%、半数近い人が失われたと思っているようです。「わからない」というのも20%ありますが、「まったく失われていない」という人は3%しかいません。多くの人は「求菩提らしい景観」が失われていると感じているようです。

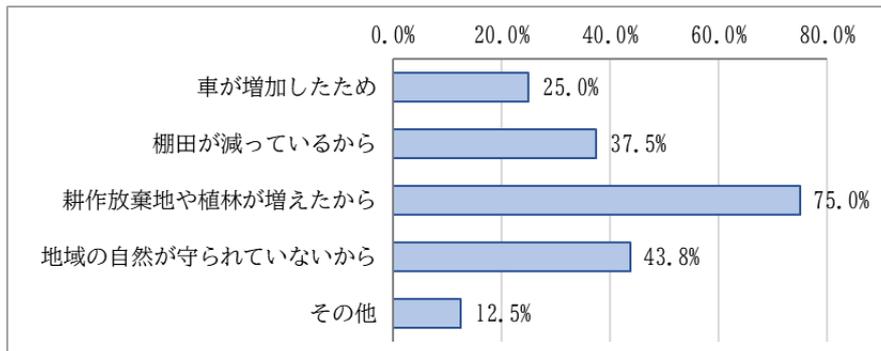
◆求菩提らしい景観について



○求菩提らしさが失われていると思う点について

- ・「求菩提らしい景観」が失われているという人は、耕作放棄地や植林が増えている点を指摘する人が多く、75%です。次いで、地域の自然、棚田の減少をあげています。
- ・前回調査時点で、「求菩提らしさ」が失われる原因について尋ねています。棚田減少・植林増加が1位で、車の増加が2位、新築建物が3位、自然の減少4位という順でした。
- ・棚田の減少、植林の増加によって「求菩提らしさ」が失なわれているということは、今も変わらないことであり、文化的景観を維持することが求菩提らしさを守ることに繋がります。

◆求菩提らしさが失われている点(3位まで)



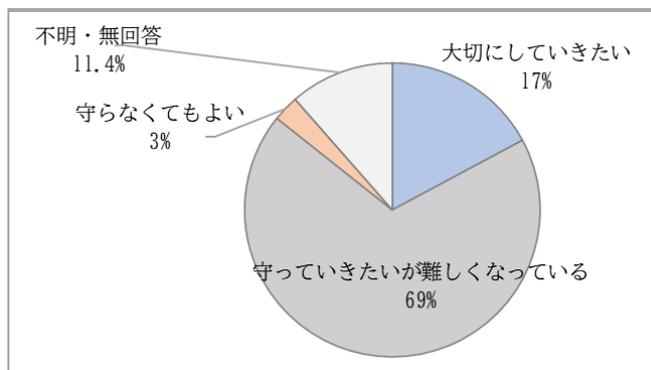
(その他)・休耕地等が増えた。また、管理する人がいなくなった。

- ・キャンプ場のゴミを畑等に投げ込まれ、空き缶等もいつも投げ込まれて、片付けに命が縮みそう。

○求菩提の文化的景観である棚田や石垣の保存維持について

- ・「大切にしていきたい」17%、「守っていききたいが難しい」69%、合わせて8割以上の人が大切に守っていききたいという意志を持っています。
- ・前回調査では、「大切にしたい」20%、「守りたいが難しい」72%、「守らなくてよい」4%、不明4%でした。ほぼ同様な比率ですが、大切にしたいが3ポイント、守りたいが難しいも3ポイント減っています。また、わからない・不明が少し増えています。棚田景観の保全への意思が弱まっている様子がうかがえます。

◆文化的景観の保存維持について

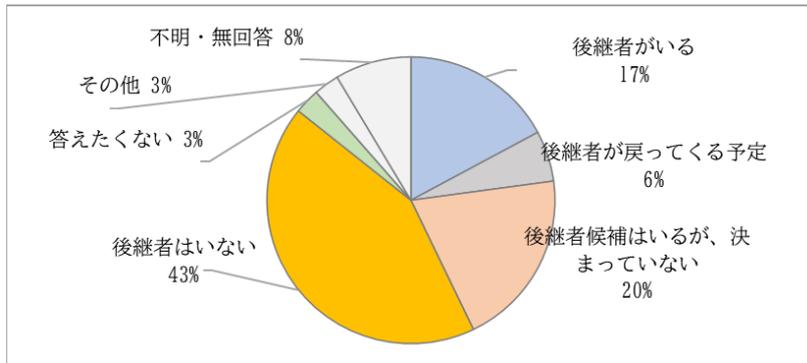


(その他)・篠瀬方向からの帰り、犬ヶ岳、水、橋、水車、川、広がる棚田、この風景は日本百選に入れて、そして花々が咲く、この姿は絶対崩したくない。100人中80人は褒める感動。

○家や農地、山林などを家族や親族で継ぐ予定について

- ・「後継者がいない」が43%と最も多く、「候補はあるが決まっていない」20%、となっています。一方、「後継者がいる」17%、「戻ってくる予定」6%、合わせて2割強で後継者が確保されている状況です。
- ・前回調査では、「後継者がいる」20%、「戻る予定」20%、「いない」36%でした。今回の方が「戻る予定」が減ったのは、「候補がいるが決まっていない」という比率が増えたせいだと思います。「後継候補が戻ってくる」ための手だてと「後継がない」対策の二つの問題を考える必要があります。

◆家族や親族内の後継者の有無

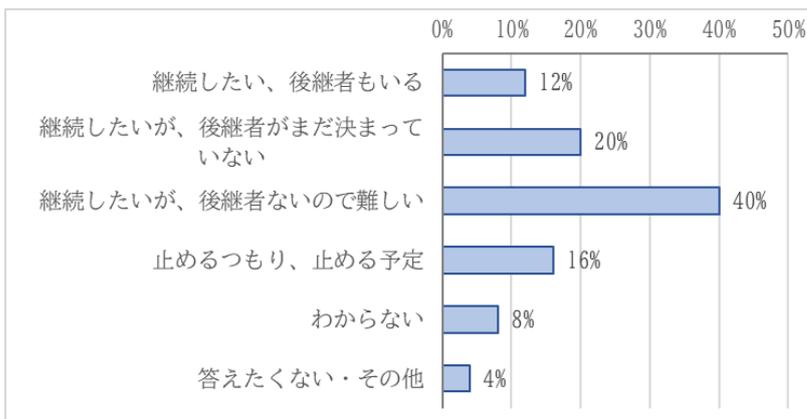


(その他)親類ではないが、お願いしている人はいる。

○棚田を所有、耕作を続けることについて

- ・農林業を続けたいかどうかに対しては、7割の人が継続したいという意向を持っています。しかし、このうちの半数以上が後継者がいないため、難しいと答えています。
- ・前回調査では、8割が継続したいという意向でしたが、そのうち無理だという人が24%ありました。今の方が継続したいが難しいという割合がさらに高くなっています。
- ・相続などの問題は避けて通れませんが、継続したいという意志があるうちに、継続できる方法を考えることが必要です。

◆農林地の所有・耕作を継続する意向



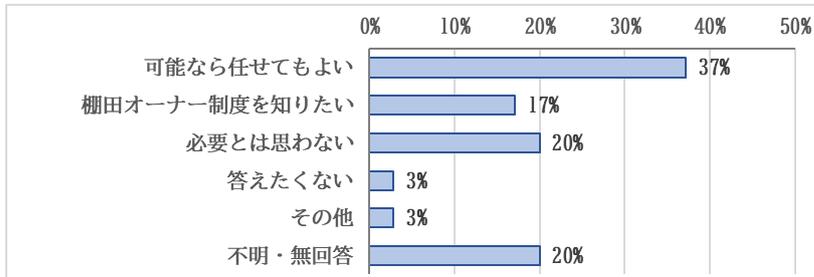
(その他)・自分が元気な間、耕作したい。

- ・猪、鹿、狸の天国で、知人は自動車事故で費用もかかり、どうしたら良いのか。自然は本当に美しいですが。

○棚田オーナー制度について

- ・「任せてもよい」37%、「制度を知りたい」17%、前向きな回答が54%となっています。
「必要ない」20%で、後継者がいない、耕作を止めるつもりという人の回答です。
- ・前回調査では、「任せてもよい」39%、「知りたい」21%、「必要ない」18%、となっており、今回調査とほぼ同様な比率となっています。

◆棚田オーナー制について

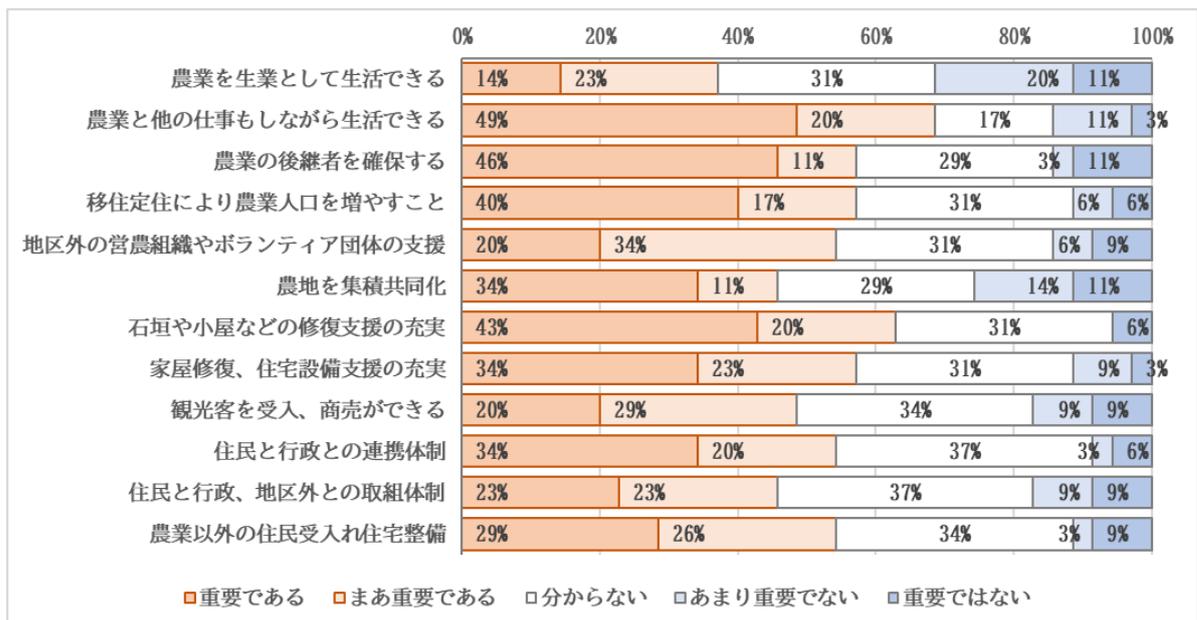


(その他)・鳥井畑、産家地区の棚田の石積は特別らしいので何とか守る方法を。

○求菩提の文化的景観を守っていくために重要な取組

- ・「重要である」という点では、「農業だけではなく他の仕事もしながら生活できること」が5割近い回答で最も多くなりました。次いで「農業後継者の確保」、「石垣や小屋の修復支援の充実」、「農業人口を増やすこと」などがあげられています。
- ・2番目の「まあ重要である」を加えた場合は、トップは変わりませんが、「石垣小屋の修復支援充実」63%、「農業後継者確保」、「農業人口を増やす」に加えて「家屋修復支援の充実」が並びます。
- ・これらの点に次いで、「農業以外の人口受入」55%、「住民と行政の連携体制」54%、「観光客の受入」49%、「地区外との取組体制」46%と続きます。人口を増やすこと、住民、行政、地区外との連携などの取組が半数近く支持されています。
- ・一方、「重要ではない」、「あまり重要ではない」を合わせたものでは、「生業としての農業の維持」や「農地集積による共同化」をあげている人が2、3割ありました。

◆文化的景観を守っていくために重要な取組



④自由記入

- ・地区の高齢化による棚田の維持の難しさの指摘や、今取り組まないと間に合わない、そのためには知恵を出し合い、次に繋いでいくことが必要であること、さらに強いリーダーの誕生への期待などがあげられています。

- ・何をしても人が少なく、交通の便も悪く、買い物等も不安である。海の方でなく、山の方にも力を入れてほしい。知り合いにも求菩提方面に登山する方もいて、意外と県外の人も多いらしい(求菩提、犬ヶ岳山頂)。(産家・女性・60代)
- ・住民が文化のある土地で暮らしているという意識と誇りを持っているか。行政は文化的景観を守る重要性、計画への本気度を住民に伝えていけるのか。(産家・男性・80代)
- ・棚田を維持するのは、容易ではない。(鳥井畑・男性・50代)
- ・人口問題は特に先が見えない。昔のように求菩提、犬ヶ岳だけでは観光といっても車をぶっ飛ばし通り過ぎる、ゴミを投げる。個人で懸命に美化してきたが、住む人はどんどん年を取り、地区に情熱をかたむける強くたくましいリーダーが生まれない。(鳥井畑・女性・70代)
- ・高齢化が進み、田畑を作らない。持ち主に返すという方が、ここ2,3日の間に何人もいる事を聞いて、景観が守られず、荒れ地になっていく不安を感じた。今ならまだ、大事に守り続けて下さった方達がいるので、知恵を出し合い、協力して、何か施策を考え、実行しないと切に願います。地域の方々が守ってくれてきたこそその景観なので、次に繋がなければ。皆で真剣に考え、行動に移さないと、豊前のシンボル求菩提山も景観を保っていけないと思う。龍王院跡も荒れてきているので、対策を考えてほしい。(鳥井畑・女性・60代)
- ・鳥井畑にあった公衆トイレがなくなり不便を感じています。水車のある公園も近くにあるのになぜでしょうか。(産家・男性・60代)
- ・何を作っても害虫対策が大事です。(鳥井畑・男性・80代)
- ・文化的景観を表面に出すならば、農地の共同化、石垣・小屋の修復支援の充実などはダメになるはず。特に、共同化するには、棚田を切り崩しにして、集約化が必要だと思う。(鳥井畑・男性・80代)



鳥井畑集落

2. 求菩提地区の生業の現状

(1) 農業の動向

農業センサスの集落別集計より、保全計画策定時の平成17年（2005年）と令和2年（2020年）の比較を行いました。調査年により調査項目の名称が変わっているため、名称の異なる部分を赤字で示しています。

- ・農家数は、鳥井畑4戸、産家5戸が減少しています。専業農家はいなくなり、自給的農家となっています。
- ・農業経営者数は、10人から5人へ減少していますが、35～64才の従事者が8人であり、今後経営者となることが期待されます。

地区の農業の状況 資料：農林水産省統計部「農林業センサス」

※赤字は調査年によって異なっている集計の項目名です

◆総農家数及び主副業別個人経営体数

2020

単位：戸

地区	総農家数	販売農家			自給的農家	土地持ち非農家
		主業	準主業	副業的		
鳥井畑	12	—	—	5	7	—
産家	13	—	—	3	10	—

◆総農家数及び専兼業別農家数

2005

単位：戸

地区	総農家数	販売農家	専業農家	兼業農家1種	兼業農家2種
鳥井畑	16	4	2	—	2
産家	18	6	1	—	5

◆年齢別の農業従事者数（個人経営体）

2020

単位：人

地区	計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65～74歳	75歳以上	平均年齢
鳥井畑	13	—	—	3	1	2	5	2	62.2
産家	5	—	—	—	1	1	1	2	67.4

◆年齢別の基幹的農業従事者数（個人経営体）

単位：人

地区	計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65～74歳	75歳以上	平均年齢
鳥井畑	3	—	—	—	—	—	1	2	78.33
産家	2	—	—	—	—	—	—	2	76.50

◆年齢別の農業経営者数

2005

単位：人

地区	計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65～74歳	75歳以上	平均年齢
鳥井畑	4	—	—	—	—	1	3	—	65.3
産家	6	—	—	—	—	2	3	1	69.0

- ・耕地面積規模別では、産家地区の0.5ha以上の販売農家4戸がなくなり、0.5ha未満が3戸だけとなっています。鳥井畑地区は0.5～1.0haの個人経営体が2戸となり、経営農家が1戸増加していることがうかがわれます。
- ・経営耕地は、産家地区の減少が多く、田1.67ha、畑0.51ha、計2.19ha減少となり、自給的農家が増えたことによるものと思われます。鳥井畑地区は、田が0.8ha増加しています。

◆経営耕作面積規模別個人経営体数

2020

単位：戸

地区	計	0.5ha未満	0.5以上 1.0ha未満
鳥井畑	5	3	2
産家	3	3	—

経営耕作面積規模別販売農家数

2005

単位：戸

地区	計	0.5ha未満	0.5以上 1.0ha未満
鳥井畑	4	4	—
産家	6	2	4

◆農業経営体の経営耕地の状況

2020

単位：ha

地区	計	田	畑	樹園地
鳥井畑	2.36	2.30	—	0.06
産家	1.16	1.12	0.04	—

販売農家の経営耕地の状況

2005

単位：ha

地区	計	田	畑	樹園地
鳥井畑	1.70	1.50	0.13	0.07
産家	3.35	2.79	0.55	0.01

- ・現在の農業経営状況をみると、両地区とも自給的農家数は多いのですが、個人経営体の耕地面積は、鳥井畑が産家地区の2倍となっています。
- ・農産物の販売実績では、いずれも100万円未満の経営体であり、生業として農業収入を得ている農家はほとんどありません。

◆経営体による販売目的の類別作付（栽培）面積

2020

単位：a

地区	経営耕地のある 総農家		経営耕地のある 自給的農家		個人経営体	
	農家数	経営耕地 面積	農家数	経営耕地 面積	個人 経営体	耕地面積
鳥井畑	12	385	7	149	5	236
産家	13	338	10	222	3	116

◆農産物販売金額規模別経営体数

2020

地区	計	販売なし	50万円 未満	50～100 万円
鳥井畑	5	2	2	1
産家	3	2	1	—

3. 重要な構成要素の現状

(1)重要な文化的景観の構成要素

重要な文化的景観の構成要素は、下表に示しているものが選定当時のものです。水田17ha、畑約4ha、ツチ小屋15件、住宅3件、寺社1件、水路、井堰、道路などです。

求菩提地区の東からの景観

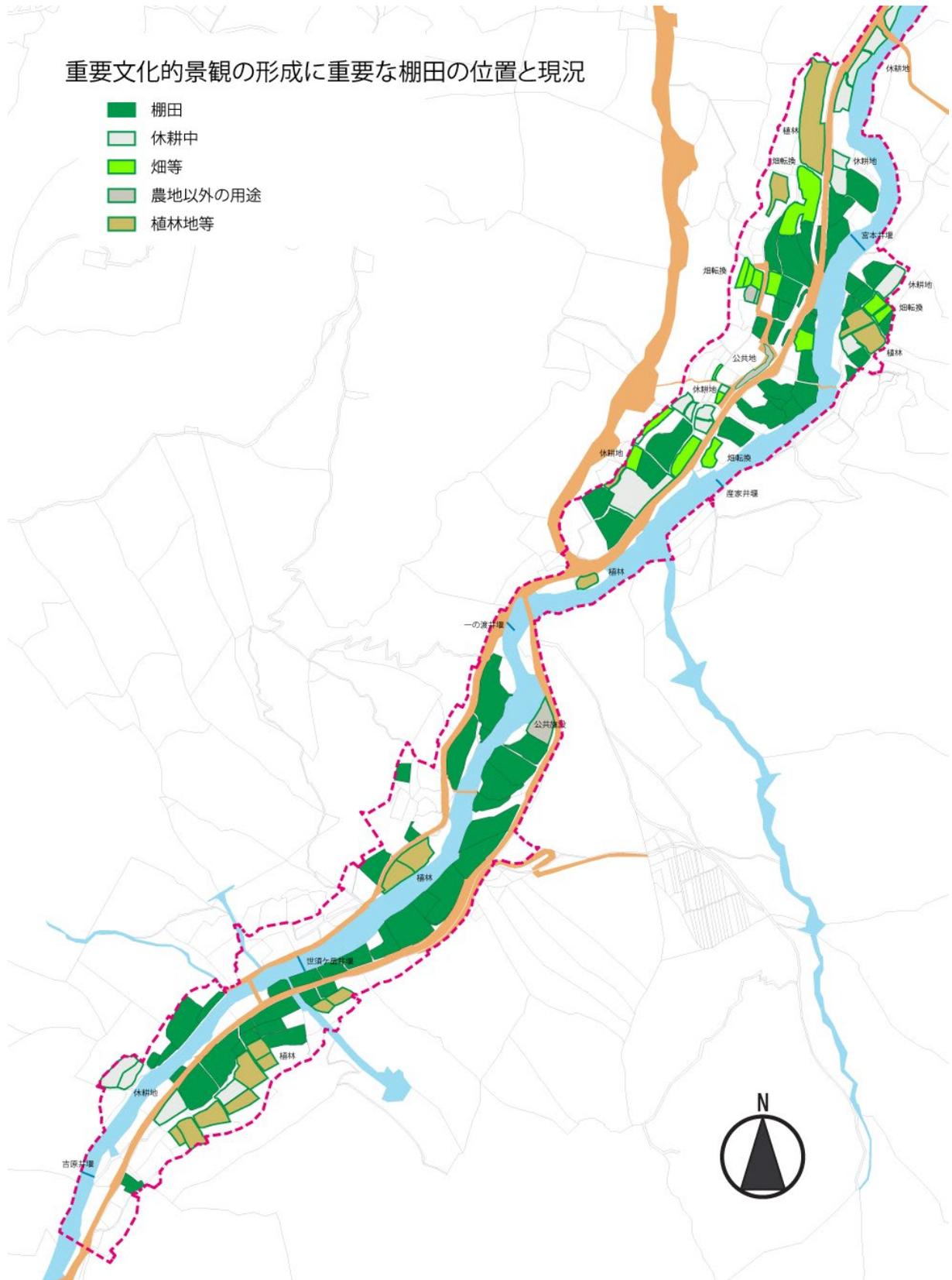


重要な構成要素（※再掲）

単位	種別	概要	重要な構成要素
農業 関連 の工 作物	棚田	岩岳川兩岸の傾斜地に、伝統的の石垣で築かれた棚田で埋め尽くされている。	水田 309 筆 約 17.43 h a
	畑	傾斜地は茶畑、平地では野菜や花を栽培している。	畑 185 筆 約 4.14ha
	ツチ 小屋	三方を石積みで築き、上部に小屋組した農具倉庫が農地の中に建てられている。	ツチ小屋 15 棟
	水路	豊富な水量は、棚田へ水を供給し、美しい景観に輝きを与えるとともに作物へ命を注ぎ込んでいる。	水路 1.76ha
	井堰	岩岳川の豊富で清らかな水は、堰上げにより各水路に供給され、9ヶ所の井堰が美しい農村景観を演出している	①西ノ堂井堰②園田井堰③屋敷井堰 ④上屋敷井堰⑤宮本井堰⑥産家井堰 ⑦一の渡井堰⑧世須ヶ岳井堰 ⑨吉原井堰
生活 関連 の工 作物	道路	市道から毛細血管のようにめぐる路地（里道）は、狭く急な坂も多く、隣家とはかなり接近しており、集落景観を特徴づける骨組みとなっている。また、農道は、営農に欠かせない機能を有している。	道路（市道・農道・里道） 2.75ha
	住宅	求菩提山の坊を実際に移築した建物や、求菩提山の坊に見られる伝統的な様式のまま残された建物が、現在も住居として利用されている。	①信安照雄家住宅：木造瓦葺平屋建 89.25 m ² 住宅敷地 664.38 m ² ②信安荘市家住宅：木造瓦葺平屋建 109.42 m ² 住宅敷地 317.31 m ² ③井地口善実家住宅：木造瓦葺平屋建 85.95 m ² 住宅敷地 499.56 m ²
信仰 関連 の工 作物	寺社	鳥井畑集落住民が春・秋の祭りを行う心の拠り所となる場所。 求菩提山下宮にあった社殿を明治 25 年に移築した。	大山祇神社（覚魔社） （本殿、幣殿、拝殿、神饌所、末社） 木造垂鉛メッキ鋼板葺平屋建 64.43 m ² 、 神社敷地 817.00 m ²

◆棚田の現状〈産家地区〉

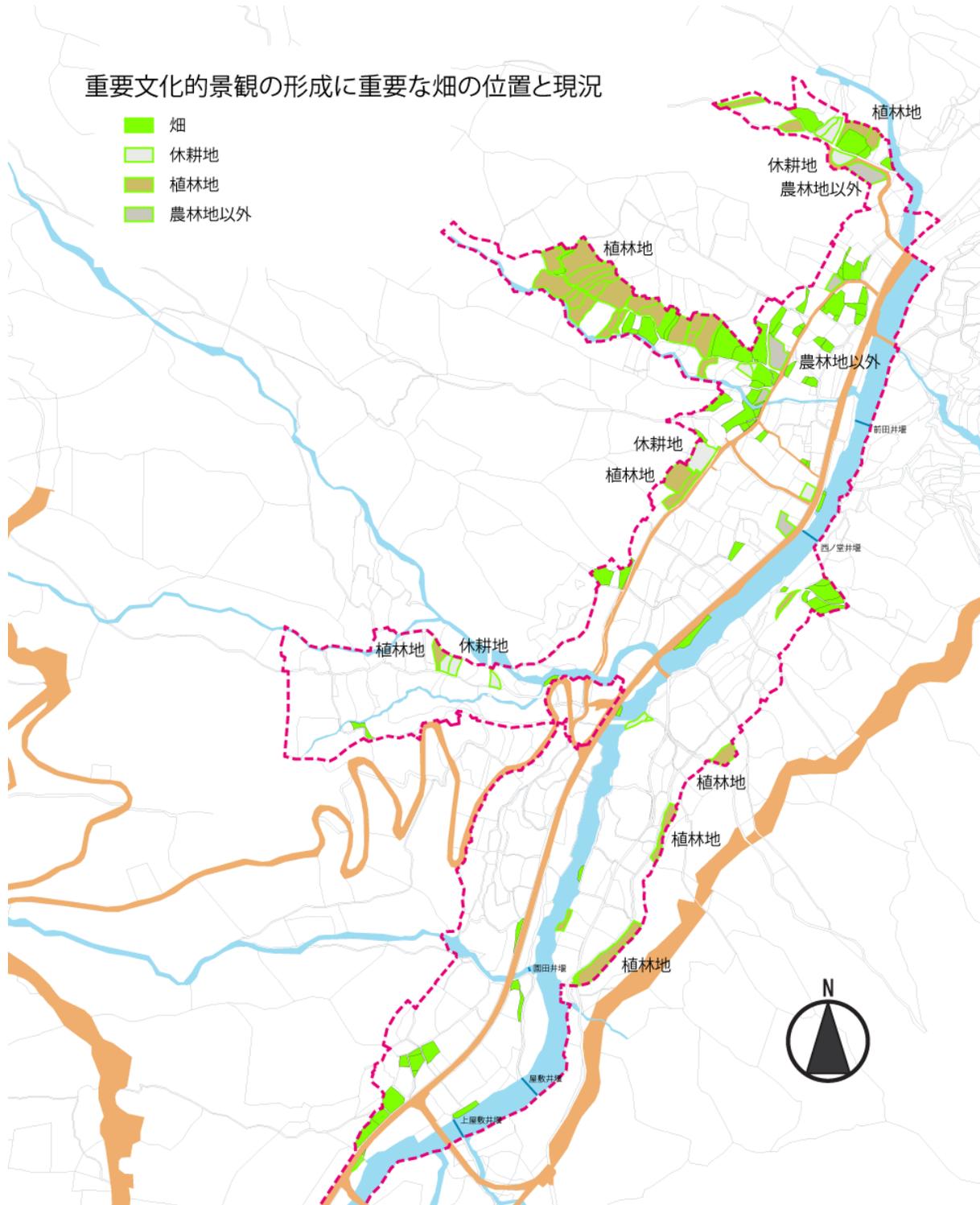
重要文化的景観の形成に重要な棚田の位置と現況



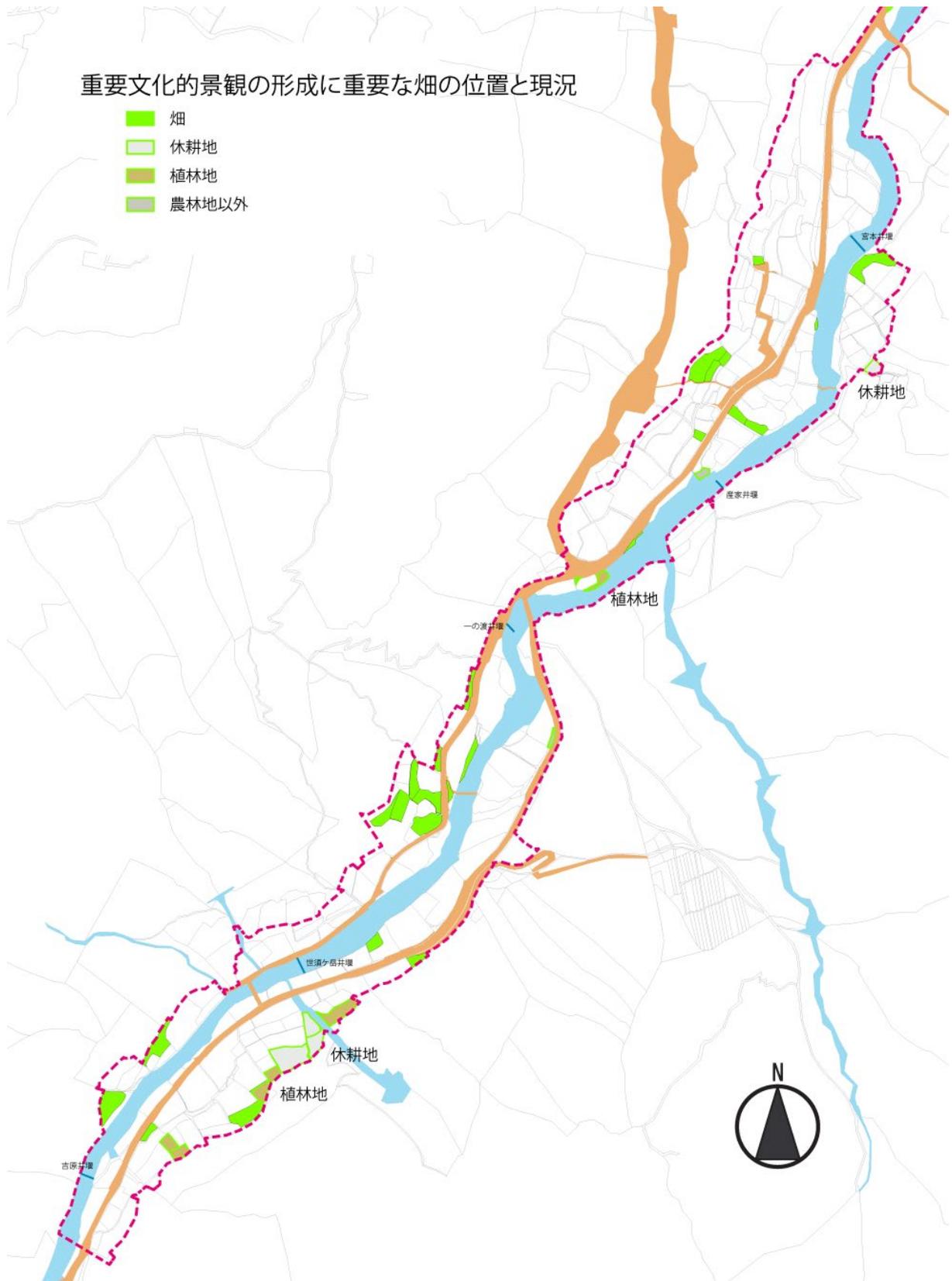
(3)畑の現状

選定時の畑について現状の利用をみると、宝寿寺から北西側の山あい植林地、休耕地が見られます。また、前田井堰の左岸の山側にあがる川沿いの畑の多くが植林地です。岩岳川上流部では、世須ヶ岳井堰の右岸側の畑地が休耕地、植林地があります。

◆畑の現状〈鳥井畑地区〉



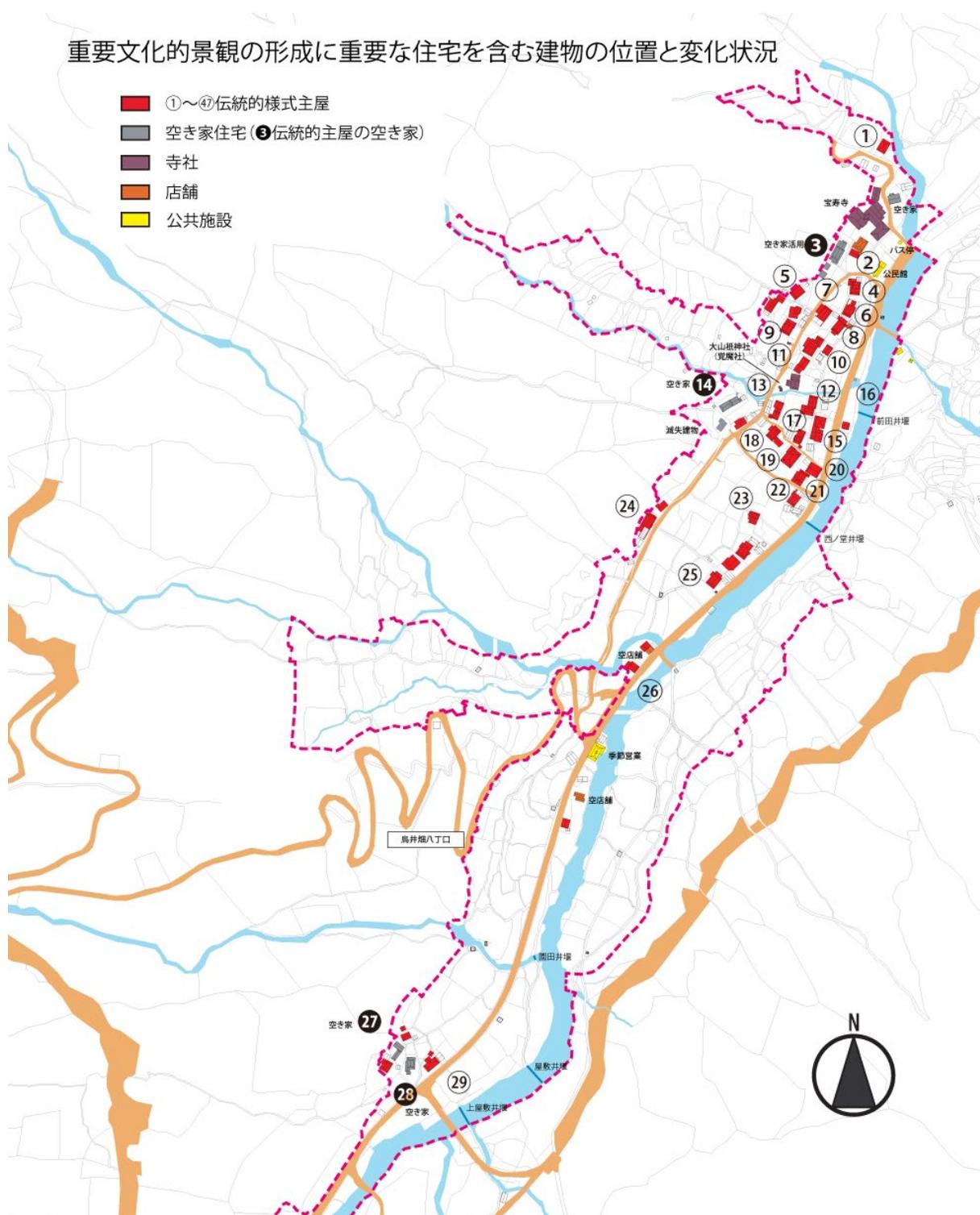
◆畑の現状〈産家地区〉



(4) 建物等の現状

選定時の伝統的様式の住宅や店舗も含めた現在の状況をみてみます。伝統的様式の主屋は選定時に47棟あります。このうち、重要な構成要素としての主屋は、⑭、⑳、㉞の3建物です。建物⑳は、現在空き家となり、隣地の宝寿寺によって管理が行われています。地元の団体によるイベント等に活用されています。伝統的様式47件のうち10件が空き家となっています。伝統的様式以外では、宝寿寺そばの空き家1件、求菩提資料館向かい側の寺が空き寺となっています。店舗は、季節限定や休日営業など、日常的な営業は少なくなっています。

◆建物等の現状〈鳥井畑地区〉



伝統的様式の建物やそれ以外の建物の空き家状況は次表の通りです。所有者の意向が把握されている建物もありますが、多くの空き家の活用意向は不明のケースが多くなっています。

空き家発生の要因は施設入院や死去など高齢化に伴う原因が多く、アンケート調査でも指摘されているように、棚田・畑の耕作維持が難しいだけでなく、家屋の空き家化による維持の問題もこれから避けられない問題となります。

◆伝統的様式主屋等の空き家状況

地区	番号	状態	備考：要望・意向
鳥井畑	A	空き家住宅	不明
鳥井畑	B	伝統的様式主屋③改修・活用	宝寿寺による管理
鳥井畑	C	伝統的様式主屋⑭	所有者死去・不明
鳥井畑	D	空き店舗	不明
宮本	E	伝統的様式主屋⑳	老朽危険、20年空き家
宮本	F	伝統的様式主屋㉑	売却予定
産家	G	伝統的様式主屋㉒	不明
産家	H	伝統的様式主屋㉓	施設入院不在・不明
産家	I	空き寺	不明
産家	J	老朽空き飲食店舗	倉庫として利用中
産家	K	伝統的様式主屋㉔	後継者売却の要望
産家	L	伝統的様式主屋㉕	不在・不明
産家	M	伝統的様式主屋㉖	不在・不明
産家	N	伝統的様式主屋㉗	4～5年後帰宅予定

◆伝統的様式建物③の維持活用の例

古民家を大掃除するもん
「この指と～まれ～！！」



大きな梁が残る築100年（推定）の空き家を何か楽しいことに使えないか、一緒に考えてみたい方をお待ちしています。まずは大掃除からスタート！！
日時：第1回（2015.3.22（日）9時～）、第2回（2015.4.12（日）9時～）
場所：豊前市大字鳥井畑 宝寿寺の隣（求菩提温泉「ト仙の郷」の近所）
昼食：簡単ではありますが、準備いたします。
呼掛人：矢嶋・櫻井・半抗・山本・尾家・桜田
連絡先：矢嶋（ ）

130年古民家 憩いの場

豊前・鳥井畑 住民ら5年かけ修復



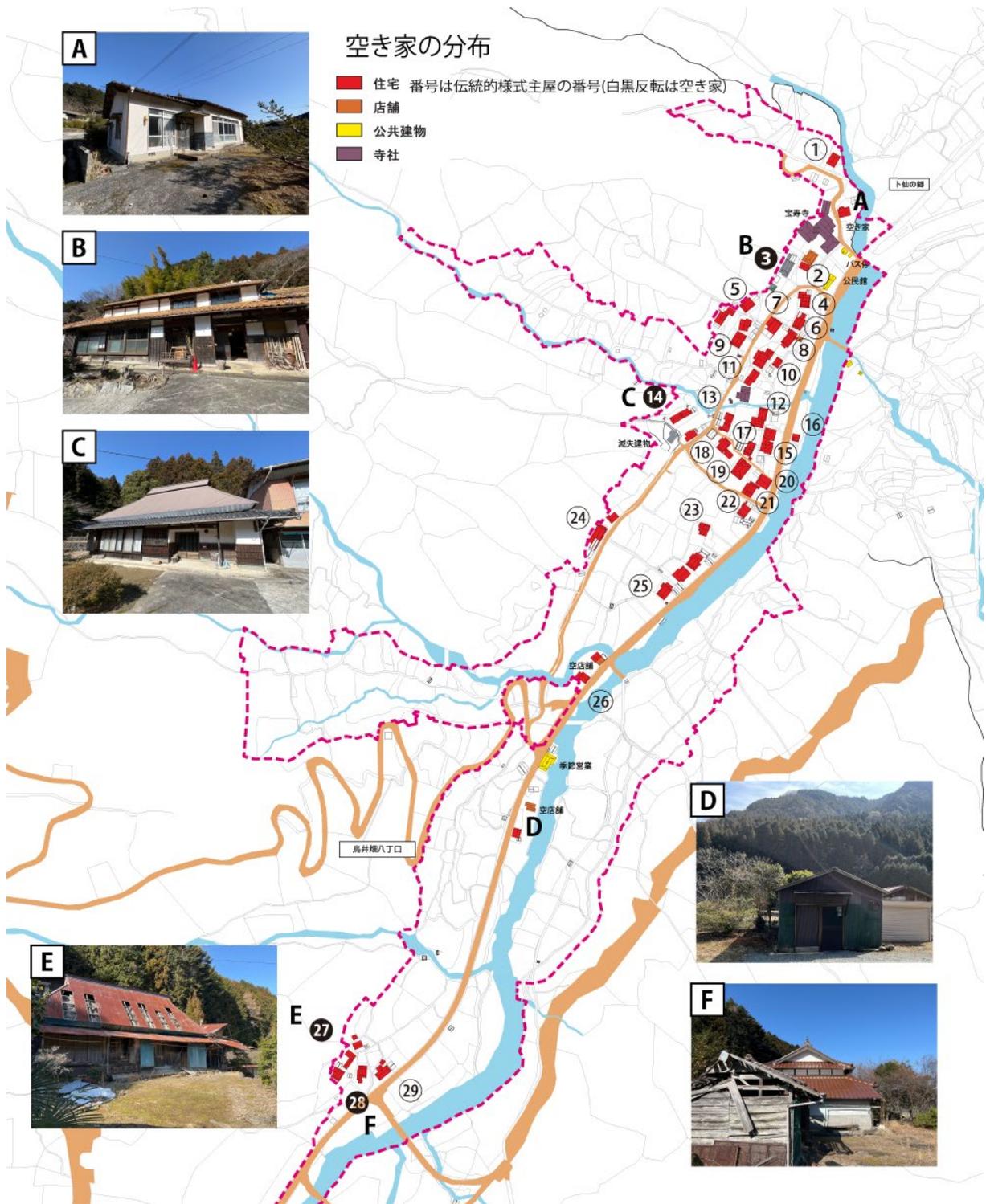
鳥井畑の古民家「憩いの場」が、住民ら5年かけ修復された。この古民家は、130年ほど前、鳥井畑の古民家「憩いの場」が、住民ら5年かけ修復された。この古民家は、130年ほど前、鳥井畑の古民家「憩いの場」が、住民ら5年かけ修復された。

体験教室などに活用

古民家「憩いの場」は、住民ら5年かけ修復された。この古民家は、130年ほど前、鳥井畑の古民家「憩いの場」が、住民ら5年かけ修復された。

〈読者〉

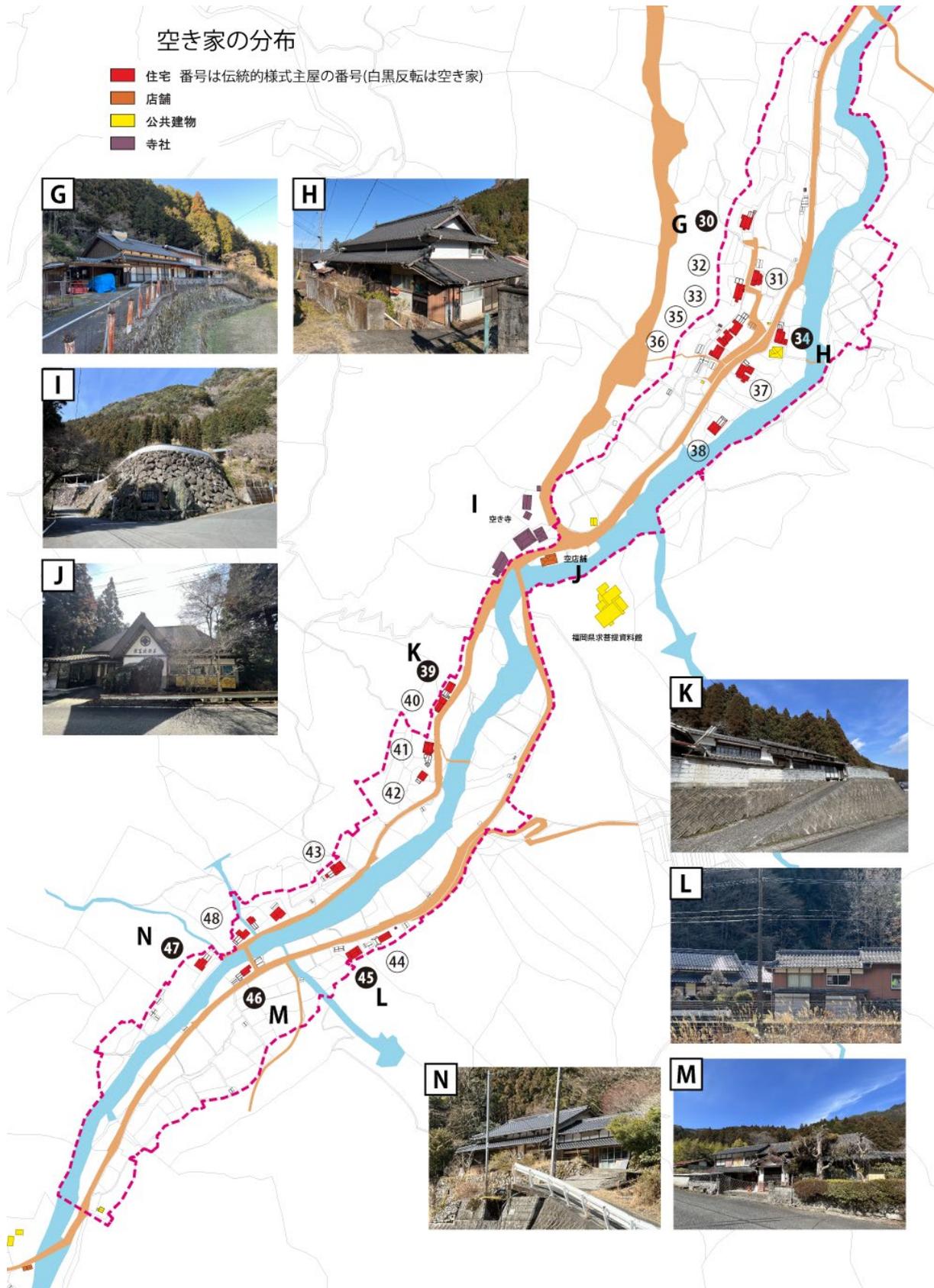
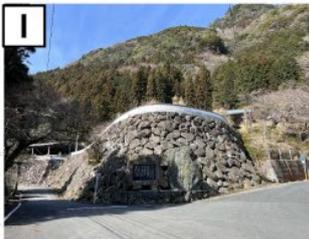
◆空き家の状況〈鳥井畑地区〉



◆空き家の分布〈産家地区〉

空き家の分布

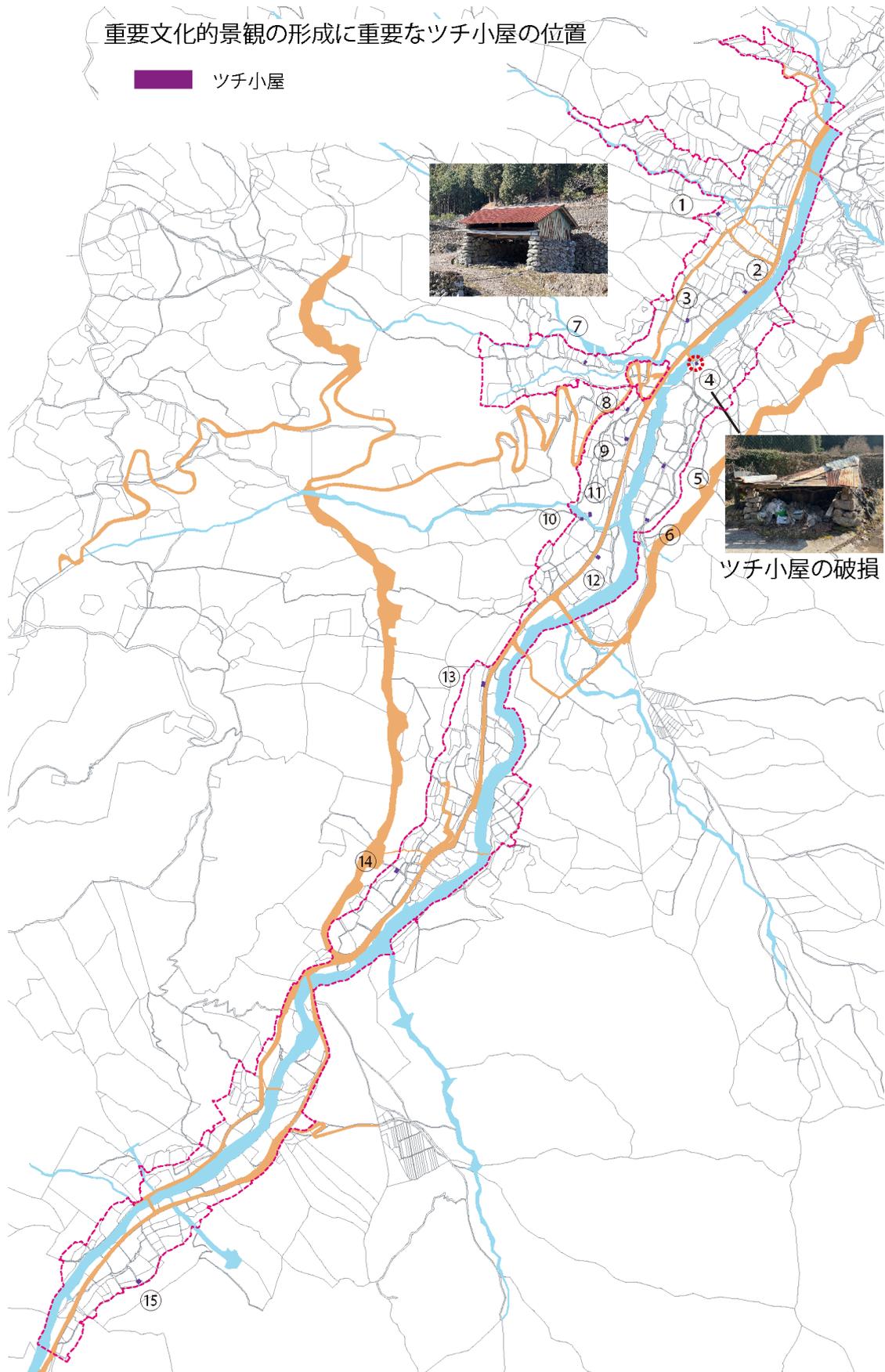
- 住宅 番号は伝統的様式主屋の番号(白黒反転は空き家)
- 店舗
- 公共建物
- 寺社



(5)ツチ小屋の現状

ツチ小屋の現況は下記の通りで、消失はありませんが一部で破損がみられます。

◆ツチ小屋の現状

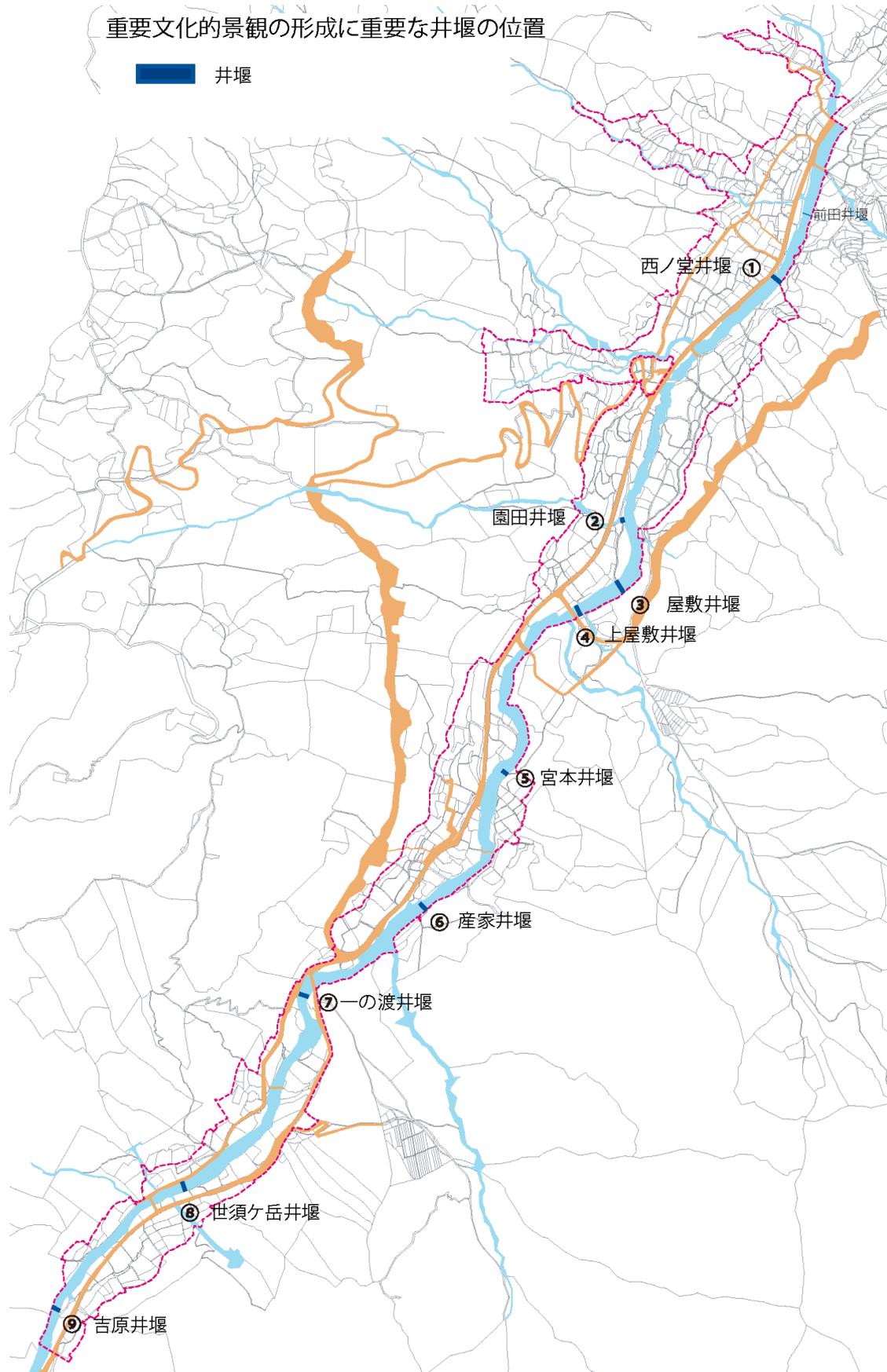


(6)井堰の現状

井堰の現況は下記の通りです。

◆井堰の現状

重要文化的景観の形成に重要な井堰の位置



(7)水路の現状

水路の現況は下記の通りで、一部で破損や溢水がみられます。

◆水路の現状

重要文化的景観の形成に重要な水路の位置

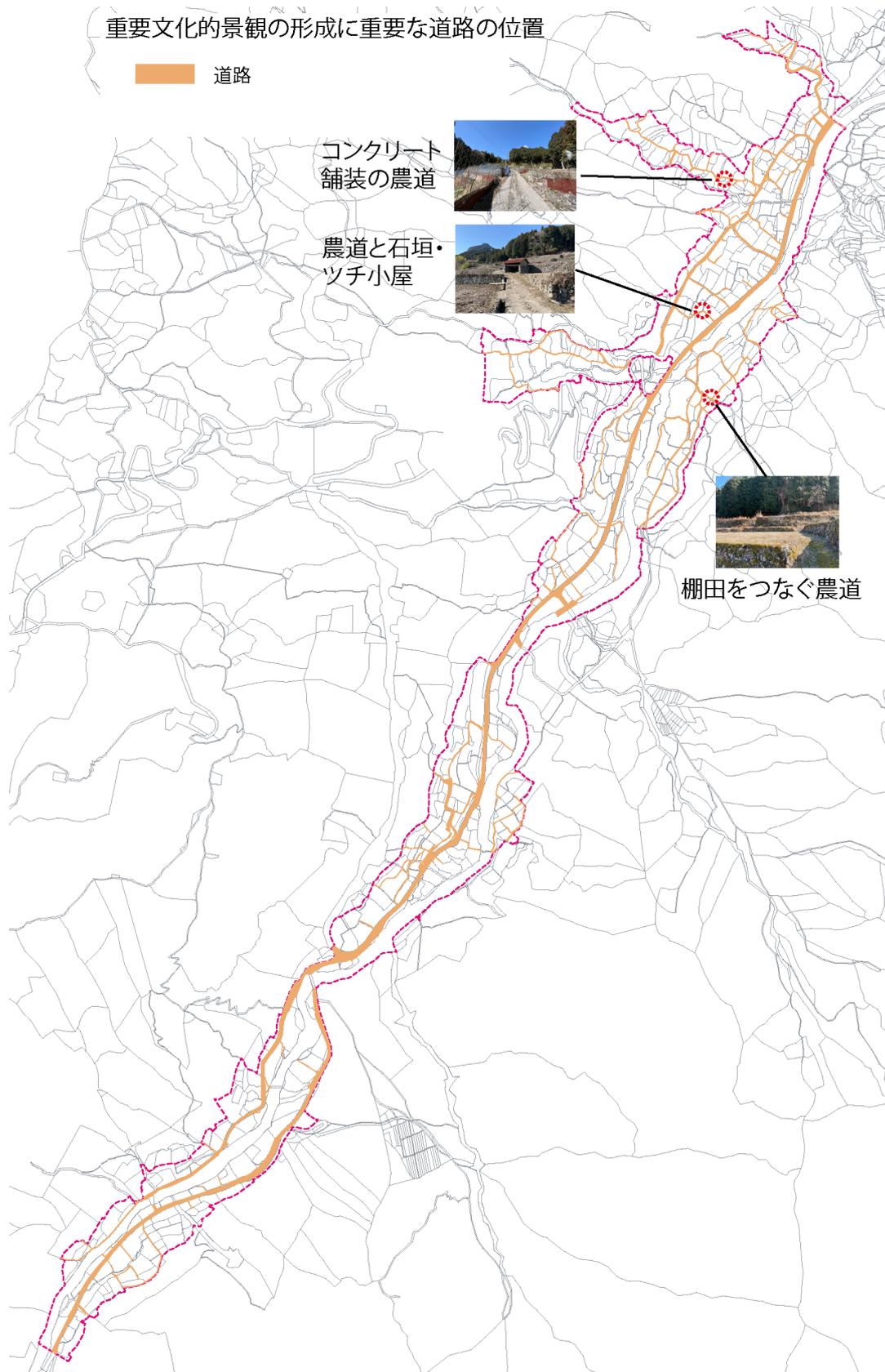
■ 水路



(8)道路の現状

道路の現状は下記の通りです。棚田をつないでいる農道は、細いところも多く、農機具を導入することが難しい箇所では休耕地となっているところも見られます。

◆道路の現状



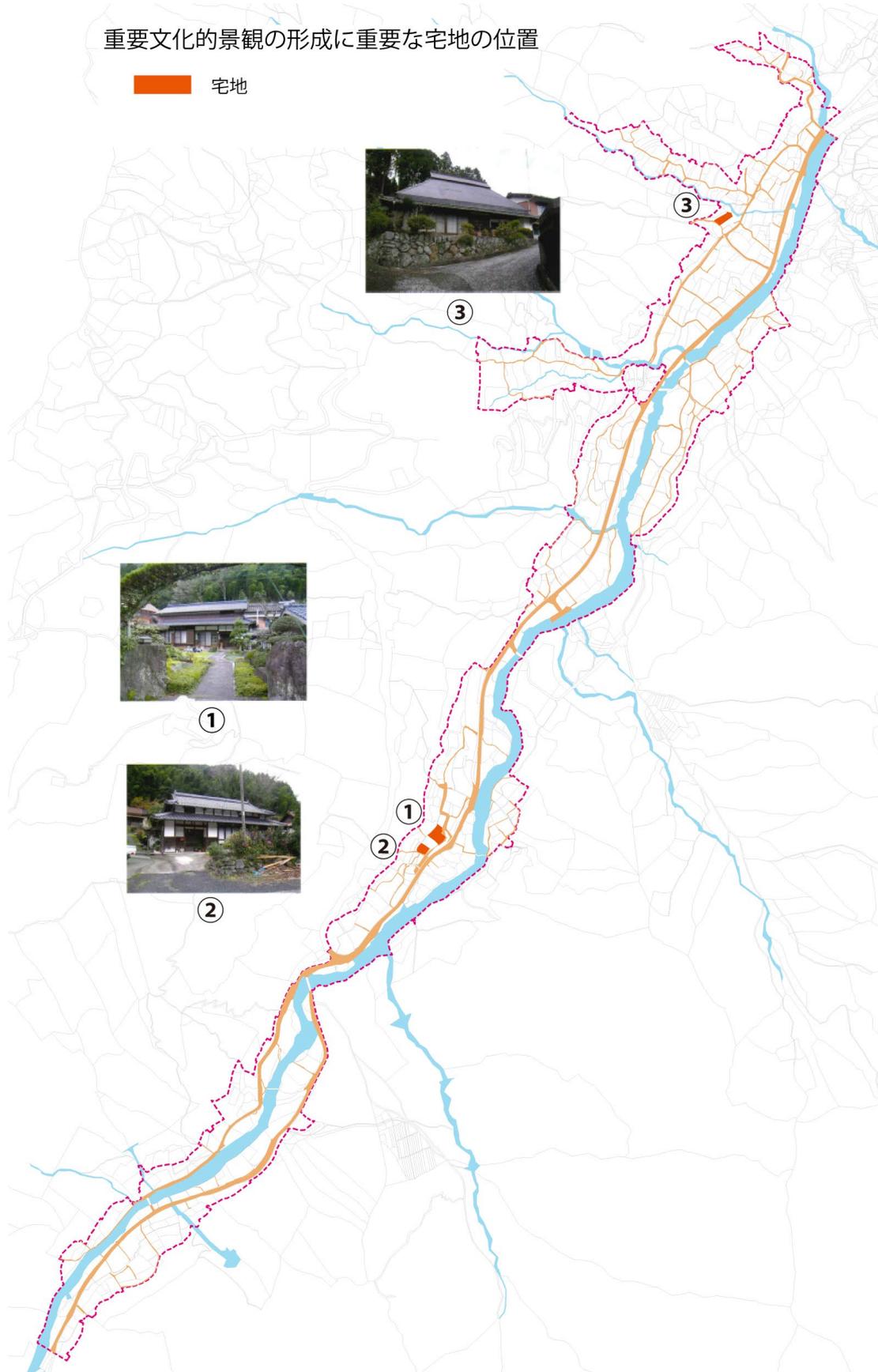
(9) 宅地の現状

宅地の現況は下記の通りです。③の宅地は現在空き家となった建物があります。

◆ 宅地の現状

重要文化的景観の形成に重要な宅地の位置

■ 宅地



(10)境内地

大山祇神社（覚魔社）の境内地の現況は下記の通りです。鳥井畑地区住民の春・秋の祭りを
行う心の拠り所となっています。

◆境内地の現状



4. 選定後の取組み

(1)地元住民の取組み、活動

①NPO法人くぼて

地元の取組みでは、地域の環境保全、活性化を目的に「NPO法人くぼて」が平成23年に設立されました。同法人では、キャンプ場の管理、山村振興の取組などが現在も継続して行われています。

過疎化と高齢化、コロナ禍の影響により活動の低迷は避けられないようですが、観光資源の維持管理と同時に、特産品開発による収入増を目指して、葉ワサビ、求菩提茶、シイタケ等、農産品の生産（栽培）と販売等の活動により、山村の景観と働く場の提供、地域の活性化に取り組まれています。

◆NPO法人くぼて活動概要 資料：2021年度事業報告より

①景観・自然環境保護の取組み

：山村の景観の保全、自然環境保護、立木調査、耕作放棄地草刈作業

②観光施設を活用した地域活性化の取組み

：地域活性化事業としてキャンプ場「四季の山荘・求菩提」の管理運営、情報発信

③地域の文化、芸能の保存事業

：求菩提山のお田植祭中止、川開き、シャクナゲ祭り、アジサイ祭り、そば打ち体験等の企画運営、都市住民交流事業

④歴史的史跡保存の取組み

：求菩提山の国指定史蹟保存、お田植祭の関連施設求菩提山中宮の改修の検討

⑤地域の環境整備の取組み

：広域基幹林道の維持管理

⑥その他の取組み

：耕作放棄地の草刈り作業、会員増の課題、キャンプ場の適正な運営、現場状況把握

②求菩提山協議会の他の活動

○豊前市史跡ガイドボランティアの会

求菩提山での現地ガイドを担う中心的な団体で、求菩提資料館に活動拠点を置き連携しながら史跡の活用に関わっています。

○豊前市自然と文化財を守る会

文化財保護団体で50年近い活動実績を持っており、無住となった求菩提山でお田植祭に際し清掃登山を実施するなど、自然保護の取り組みも行っています。

○豊前市森の案内人の会

森林セラピー基地豊前での活動を通じて、求菩提山での健康増進事業に取り組み、年間十数回のセラピーツアーを実施しています。

○豊前市観光協会

平成29年(2017)に設立された豊前市の観光振興を担う団体で、求菩提山を地域の歴史資源として活用するために重要な役割を担っています。インバウンド観光や国内観光の振興・活性化を図る上で地域との連携が必要です。

○豊前まちの駅ネットワーク協議会

まちの駅のネットワークに登録している団体会員で構成され、観光協会などと連携しながら市内を回遊する観光ルートの活用などの役割を担います。

○求菩提山お田植祭保存会

地域の住民による伝統芸能の伝承団体で、豊前修験道最大の祭礼である「松会」のち、田行事であるお田植祭りの執行を担っています。

○くぼて薬草研究会

求菩提地域の薬草を活用して、「薬草茶」の製造など活発な活動が行なわれています。

○福岡県豊前神楽保存連合会

旧豊前国地域を中心に保存伝承を目的に設立された連合会は、現在34団体で構成されています。「豊前神楽」は、旧豊前国地域において江戸時代まで神職によって伝承された神楽で、明治時代以降は民間の神楽講社によって舞い継がれ、各地域の神社に奉納されています。

平成28年(2016)に国指定重要無形民俗文化財「豊前神楽」に指定されました。

③地元の行事

選定以前からの取組みとして、景観計画策定時に行われた現状調査による地区の行事が次表のとおりです。

NPO法人くぼての主導により「求菩提棚田と観月会」が10月初に実施され、棚田のライトアップによる情報発信の取組みも実施されています。※コロナ禍で中止中

◆地区の年間行事 資料：「求菩提地区文化的景観調査」（平成20年3月）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
鳥井畑地区	1 宮参り	10 初午 22 太子講		22,23 シャクナゲ祭り 29 しめねり	4,5 祭典 ・さなほり ・グランド清掃（水車小屋上） ・お茶つみ	・赤米（田植え） （小学校行事）	・お宮の清掃 ・植木の選定等	17 お観音様祭り	・グランド清掃（水車小屋上）	10 赤米稲刈り（小学校行事） ・秋祭り（神楽）		・お宮飾付 （門松等）
産家地区		・初午 （最初の丑の日） ・どんど焼き （中 日曜） 29 お田植祭り		22,23 シャクナゲ祭り	20 さなほり （田植え後）			・盆踊り 17 お観音様祭り		・秋祭り（神楽）隔年		
	<p>← 恩講（毎月16日に女性たちが各家をまわってお経をあげる）親鸞の生誕日 →</p> <p>← 水車小屋上のグランド清掃（3地区） →</p>											
				28 犬ヶ岳山開き								

(2) 行政の取組み

①改修等事業

重要文化的景観の重要な構成要素の改修等の事業が行われました。次図はその一覧です。

◆構成要素の選定後の取組み



◆構成要素等に関わる取組み 資料：豊前市

年度	地区	内 容	備 考
27 (2015)	産家	重要文化的景観保護推進事業 水路整備 (産家地区)	豊前市
	鳥井畑	伝統的様式建物③掃除、修復開始	イベント・体験教室活用
28 (2016)	鳥井畑	重要文化的景観保護推進事業 水路整備 (鳥井畑地区)	豊前市
29 (2017)	産家	重要文化的景観保護推進事業 水路整備 (産家地区)	豊前市
30 (2018)	鳥井畑	重要文化的景観保護推進事業 水路整備 (鳥井畑地区) ①サイン整備 ②広場整備	豊前市
	鳥井畑	砂防ダム整備	福岡県
	鳥井畑	⑧石垣修復	個人
	産家	河川公園整備 (キャンプ場そば)	豊前市
	産家	⑩石垣修復	個人

②求菩提資料館

求菩提資料館は、福岡県立の九州歴史資料館（小郡市）の分館です。当館には、平安末期から明治初頭にかけて天台系修験道の山として栄えた求菩提山、山岳宗教の聖地と呼ばれる求菩提山の修験道遺品が展示されています。

収蔵展示は、修験道にかかわる銅板法華経、経塚出土品、神仏像、古文書、さらには山伏の生活用品等、豊富な資料があります。常設展示では、「求菩提山の歴史、求菩提の仏たち、そして神々、山伏たちの祈り、修行得験、山伏たちの暮らし」をテーマに発掘品、関連文書などが展示されています。

また、企画展示では、四季折々での企画展示が実施されています。早春の企画「おひなまつり」は15回目を迎え、資料館だけでなく、近隣の岩屋活性化センター、合河公民館、横武公民館、キャンプ場などでも展示が行われ、地区内を回遊するイベント連携に取り組まれています。

③森林セラピー基地豊前

修験道の求菩提山では、森林セラピーの取組みが豊前市と観光協会によって行われています。『求菩提の農村景観』に指定されている区域では、石積の棚田や農道などを巡る「鳥井畑里山おさんぽコース」が設定されています。

4月の桜、5月の新緑、11月のイチョウともみじの紅葉にあわせて実施され、森林セラピー体験のしめくりにはト仙の郷温泉での癒しも体験できます。

また、修験道の山伏が駆けぬけていた求菩提山の史跡に触れるトレッキング体験やウッドチップロードを歩く森林セラピー体験、さらにかつて山伏が暮らしていた瀧蔵坊にも立ち寄るなど、求菩提山を満喫できるプログラムも行われています。

④その他

文化的景観の選定区域外ですが、鳥井畑地区の川下側、選定区域の入り口に「求菩提温泉ト仙の郷」があります。

同施設は、市の総合交流促進施設として設置され、指定管理者制度により運営されています。求菩提山の麓から湧き出る求菩提温泉ト仙の郷は、湯ざわりがやわらかな、肌にいいアル

カリ性単純温泉です。癒しの湯にゆったりと浸り、四季の彩を愉しむ長閑な里山の風景が楽しめます。新型コロナ禍後の集客力の回復が期待されます。

また、鳥井畑地区には、農林水産物集出荷貯蔵施設が設置されており、地元の求菩提薬草研究会により薬草の加工品開発などが行われています。



求菩提の春



求菩提の初夏

5. 今後の課題

これまでの地域の現状、住民意識調査等を踏まえ、文化的景観の維持保存、集落の継承に向けた課題を整理します。

(1)文化的景観の重要な構成要素を維持するための課題

○保存維持の計画的な取組み

- ・文化的景観の重要な構成要素の破損、老朽化による要修理は、自然災害による破損や地元要望等を踏まえて修復対応が行われてきました。現在も災害発生による破損箇所や構成要素の老朽化に伴い修復の要望が出ており、引き続き対応していくことが必要です。
- ・しかしながら、行財政が厳しくなるなか、構成要素の維持保全のための修復事業においても補助金による事業支援は難しくなると思われます。
- ・そのため、選択と集中による重要な構成要素の修復・維持に向けて、全般的な修復方針を地元との協議により検討を行い、これを踏まえて計画的な維持管理に取り組むことが必要です。

○棚田・畑の耕作の継続維持

- ・重要な構成要素の修復と同時に、棚田、畑などの農業生産活動を継続していくことが必要です。農地の活用、耕作の継続は、地域の生業を基本とする文化的景観の維持にとっても不可欠な活動です。
- ・住民意識の調査結果によれば、回答4割の世帯は、「後継者が無く、農業の維持は難しい」と答えています。これらの後継者がいない農家の農地の維持対策に取り組むことが必要です。
- ・また、世帯の後継者がいても農業が継承されるとは限りません。アンケート調査で棚田オーナーの取組みは必要ないという回答は、農業を止めてもよいという意思を有する世帯と想定されます。さらには、高齢化によって棚田での農作業が困難になるなど、休耕地や放棄地の増加はその結果として表れています。
- ・景観農業振興地域整備計画では農用地等の保全や施設の整備に関して、営農組織の立ち上げや農業機械の共同利用などが示されていますが、地区の農家の意向、農業経営状況を踏まえて、整備計画の見直しや問題解決に向けた検討を行う必要があります。

○伝統的様式建物の維持活用

- ・選定区域内には47件の伝統的様式建物がありますが、このうち10件が空き家と見られます。建物の傷み具合は異なりますが、管理活用が行われている建物は1件あり、地元の方によって活用が行われています。その他の建物は売却予定が2件、残り7件は不明という状況です。
- ・重要な構成要素として指定されている3件のうち、1件は現在空き家となっており、管理活用の方策を検討する必要がある、活用するためには改修なども必要と思われます。
- ・地区内世帯の高齢化、過疎化によって、これらの建物の空き家化は今後拡大すると思われます。空き家となった場合を想定し、これらの建物の維持・活用の方針を検討しておく必要があります。

○文化的景観「求菩提の農村景観」の情報発信

- ・文化的景観を保存維持するための課題を解決するためには、地元が主導して取り組んでいくことが望ましいのですが、住民意識調査の結果では、文化的景観の保存維持の意義や取組みを皆さんが知っているというわけではありません。まずは、地元の人たちの文化的景観の価値の理解、取組への協力を賛同してもらうための情報発信が必要です。

(2)地域の生活を維持するための課題

○地域の暮らしを発信する

- ・地域を維持する子弟の流出を防ぐことや棚田農業へ新たに参入してもらうためには、ここで暮らす地元の方が住み続けたい、働きたいという気持ちとその生活風景を発信し、後継候補者や外部の人々に、住んでみたい、働いてみたいと思ってもらうことが必要です。
- ・そのためには、地元の方々が、どういう暮らし方をしているのか、ここに住むことによってどういう楽しみがあるのか、様々な方向からみた生活や暮らし方を発信していくことが必要です。

○地域の歴史を知り、暮らし方を体験

- ・文科省の取り組む小中高校生の探求学習の展開は、修学旅行をはじめとして外部との触れ合い学習の大きなテーマとなっています。特に旅行地での生活体験、農林漁業の体験は、そのような経験の無い子どもたちにとって、自己の生き方を考える機会であり、自分で考えるという資質、能力育成の効果も期待されています。
- ・このような社会が求めている教育機会提供の取組みを受入れ、実践する場づくりを行うことも、情報発信において効果的な取組みと考えられます。国内の子どもたちに限らず、いずれは収束するコロナ禍の後、インバウンドの復活において豊前の魅力の一つとしていくことも可能と思われます。

○受入れのための体制づくり

- ・子どもたちの探求学習による受入れは、まずは地域の学校との連携による受入れ方法を試行してみることが考えられます。この試行により学校・生徒の要望を踏まえて、どういう受入れができるのか、望ましい方法の調査研究を行うことが必要です。
- ・外からの来訪者を呼び込むための体験イベントや将来のインバウンドの受入れについても、試行してみることが必要です。そのためにも、住民や団体、行政などの連携により地元の受け入れ体制づくりを検討する必要があります。

○外部との協力体制

- ・文化的景観の維持保全の取組みに対しては、意識調査では、棚田を壊して農地を集積し大規模農業・共同化する取組は地元の人あまり望まれていないようです。
- ・むしろ農業とプラスの仕事によって生活できることや景観の修復支援の充実、後継者の確保が望まれています。その次にあげられているのが、地区外との連携、協力体制の構築です。
- ・また、外部との具体的な連携方法である「棚田オーナー制度」への関心は、前回調査とほぼ同じ程度の関心の高さでした。しかし、高齢化によりこれまで以上に農作業などが厳しくなっていることから、これまでのようなオーナー制度から一歩進んだ農作業や維持作業の分担など、外部の力を取り入れ、一緒に守っていく態勢づくりに取組む必要があります。

○求菩提山の歴史、修験道との関わりを生かす

- ・地域のにぎわいづくり、交流人口の拡大など、外部の人々を呼び込み、活力を創出するためには、地域の情報を的確にターゲット層に伝える必要があります。その一つの方策として、地域のブランディングへの取組みが重要です。
- ・求菩提山は、修験道と山伏たちの暮らしの歴史を有し、国の史跡に指定されています。この歴史的資源との関りによって今の求菩提の農村景観が形成されました。この修験道の歴史、

山伏の歴史を含めて地域のブランドとして生かし、地域の暮らし、生活を発信していくことが必要です。

(3)構成要素などの追加等

文化的景観の重要構成要素の修復・修景基準の項目は、建築物など5つの項目で策定しています。選定申出時に区分した8つの要素とは異なっています。

今後、国や県の補助事業として構成要素の維持・改修等の整備を行っていくにあたり、選定申出時との整合性をもたせるため、選定申出書の項目による修復・修景基準へと段階的に見直すこととします。

今回の計画策定時において、「ツチ小屋」の項目を次のような基準で追加することにします。

◆修復・修景基準の項目「ツチ小屋」の追加

<外観>

ツチ小屋は「求菩提の農村景観」を代表する重要な構成要素であり、他地域には見られない特徴的なものである。したがって修復・修景にあたっては現状維持を基本とし、外壁にあたる石垣については極力現状のままとする。色彩については景観を阻害しない（際立って目立たない）ように注意する。

ただし、ツチ小屋の基本的な機能（農機具などの収納等）維持という観点に鑑み、大きく現状を変更しない範囲において規格等、必要に応じた現状変更は可能とする。

<構造>

屋根については市内に所在する他の事例から本来は茅葺であったと思われるが、現在確認される重要構成要素のものはトタンもしくは瓦葺きによるものである。したがって、修復にあたってはトタンもしくはガルバリウム鋼板等、現状に準じた素材を用いることとする。

外壁にあたる石垣については野面積みの伝統工法を基本とし、石材は原状の石材を極力利用する。新しい石材を用いる場合は周囲の石垣に合わせた石材（玉石や角石）とする。なお、構造的に問題があり補強の必要がある場合は、外観に注意しながら練石積みを用いるなど、適宜構造補強を行い構造物の保全を図る。

梁などの基礎的な構造は現状を基本としてむやみな変更は行わない。

◆修復・修景基準の項目と選定申出時の要素

◇平成25年に策定した修復・修景基準の項目

- (1)建築物
- (2)石垣
- (3)水路
- (4)農道・林道
- (5)河川・道路（県道、市道）・砂防施設

◇選定申出に提出した文化的景観を構成する重要な要素

- ①棚田
- ②畑
- ③ツチ小屋
- ④水路
- ⑤井堰
- ⑥道路
- ⑦宅地・住居
- ⑧境内地・寺社

IV. 整備活用計画の基本理念と基本方針

1. 基本理念

近年求菩提地域は、少子高齢化の進行が著しく、人口は減少の一途を辿っています。文化的景観に選定された2012年に鳥井畑78人、産家54人であった人口は、2021年には鳥井畑56人、産家38人に減少し、高齢化率（人口に占める65才以上の割合）は鳥井畑58.9%、産家65.7%に達しています。

こうした現状は地域での休耕地や空き家の増加、獣害による農業被害の増加、農業関係のインフラの維持、地域行事への影響など、様々な分野で集落機能の維持に大きな影響を落としています。

一方、他地域からの移住者や、Uターンなどの動きも見られ、さらに温泉施設や民泊、飲食店などでの交流人口の呼び込みによる地域の活性化への期待も生まれています。

こうした現状や地元の取組などを踏まえ、求菩提の農村景観を構成する諸要素を保存・活用し、文化的景観を形成してきた住民の生活・生業・文化を継承し、文化財及び文化的景観を活用した整備活用計画の基本理念を次の通りとします。

○整備活用計画の基本理念

国史跡の求菩提山の麓に接する『求菩提の農村景観』を形成した山伏の「自然を神と一体のものとして尊ぶ心」と「自然の恵みに感謝して日々の生活を送った」里の人々の心を大切にし、守られ、形づくられてきた求菩提らしい景観を次世代に伝えていきます。

また、文化的景観など文化財としての価値を高め、多くの人々に親しんでもらえる取組を進め、受け継がれてきたこの景観を地域の財産として、次の世代へ継承していきます。

2. 基本方針

文化的景観を文化財としての価値を高め、多くの人々にその価値が理解され、親しんでもらえるようにするため、3つの視点から整備活用計画の基本方針を設定します。

- ①保存：伝統的な集落や棚田、石垣の景観、水路、山地の連続性を保全、回復するため、重要な構成要素である水路、河川、道路等を行政が責任を持って取り組みます。
- ②協働：人々の生業、生活のもとに成立してきた文化的景観であり、資源の所有者、市、住民の協力により、行政、所有者、住民が一体となって保存活用の取組を推進します。
- ③持続：整備活用のためのプログラムを行政と住民の協働のもとに検討し、文化的景観の価値を発信し、地域文化の進歩に貢献する持続可能な取組を推進します。

3. 将来ビジョン

整備活用計画のもと、求菩提地区のまちづくりを進め、次のような将来ビジョンの実現を目指します。

「豊州求菩提山絵図の姿を今に伝える景観、
美しい棚田、修験の聖地、求菩提の継承」

V. 重要文化的景観整備活用計画

本章の整備活用計画は、景観構成要素を保存するための計画、景観構成要素を活用する計画、そして地域を維持していくための地域振興計画の3つの計画で構成します。

1. 全体計画・地区区分計画

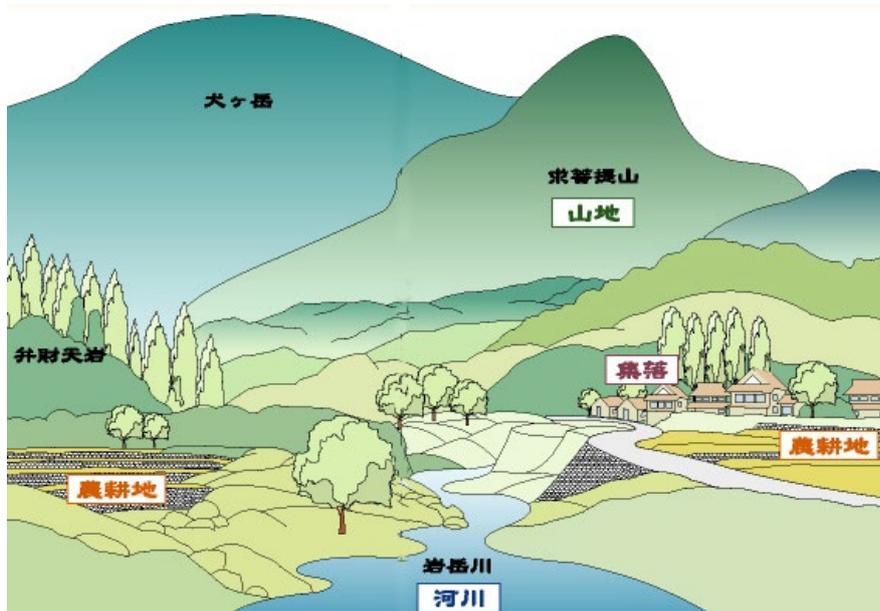
(1)地区区分の考え方

対象地区は、九州北部の瀬戸内海に面した豊前市の西部、耶馬日田英彦山国定公園にある犬ヶ岳を源流として周防灘に流れ込む岩岳川の源流部にあたります。

地区は海から約23km遡った山間部にあり、犬ヶ岳(1,131m)や求菩堤山(782m)などの山々の尾根線が山地の景観単位をなしています。地区の中央部を流れる岩岳川は、淵や急流、自然な岸辺が美しい景観を作るとともに、棚田の用水として生業との深い関りを持っており、河川の両岸は堰上げと長い水路によって耕作された石垣の棚田による景観単位をなし、山と里の連携により景観は形成されています。

また、棚田を中心とする農耕地の上部と山林との境には集落の景観があり、この地区の景観単位は「山地」、「河川」、「農耕地」、「集落」によって構成されています。この景観単位を保存計画及び活用計画の区分単位とします。

対象地区は、産家地区と鳥井畑地区の2つの集落地区で構成されており、山々に囲まれた棚田の景観が優れているだけでなく、古からの修験道に寄り添ってきた集落の生活や伝統的な土地利用が継承され、集落の成り立ちや生業によって異なる特性も有していることから、この集落単位を地域振興計画の地区区分とします。



◆保存計画、活用計画の区分単位



◆地域振興計画の地区単位

(2)全体計画

「求菩提の農村景観」を次代へ継承していくための保存、活用、地域振興に関する取組みは、下図のとおりです。

◆整備活用計画の全体計画



2. 保存に関する計画

(1)保存に関する基本的考え方

農村景観の重要な構成要素の保存に関しては、維持のために改修が必要な構成要素の改修の方策、地域の生態系に配慮した修復、修景への取組、構成要素維持の障害となっている課題に対して、次の基本的考え方で取り組みます。

①重要な景観構成要素の保存

基本的に現状維持（保全）を基本とします。必要な整備は、文化的景観の価値を守り伝えることに配慮したものとします。

②植生や生態系への配慮

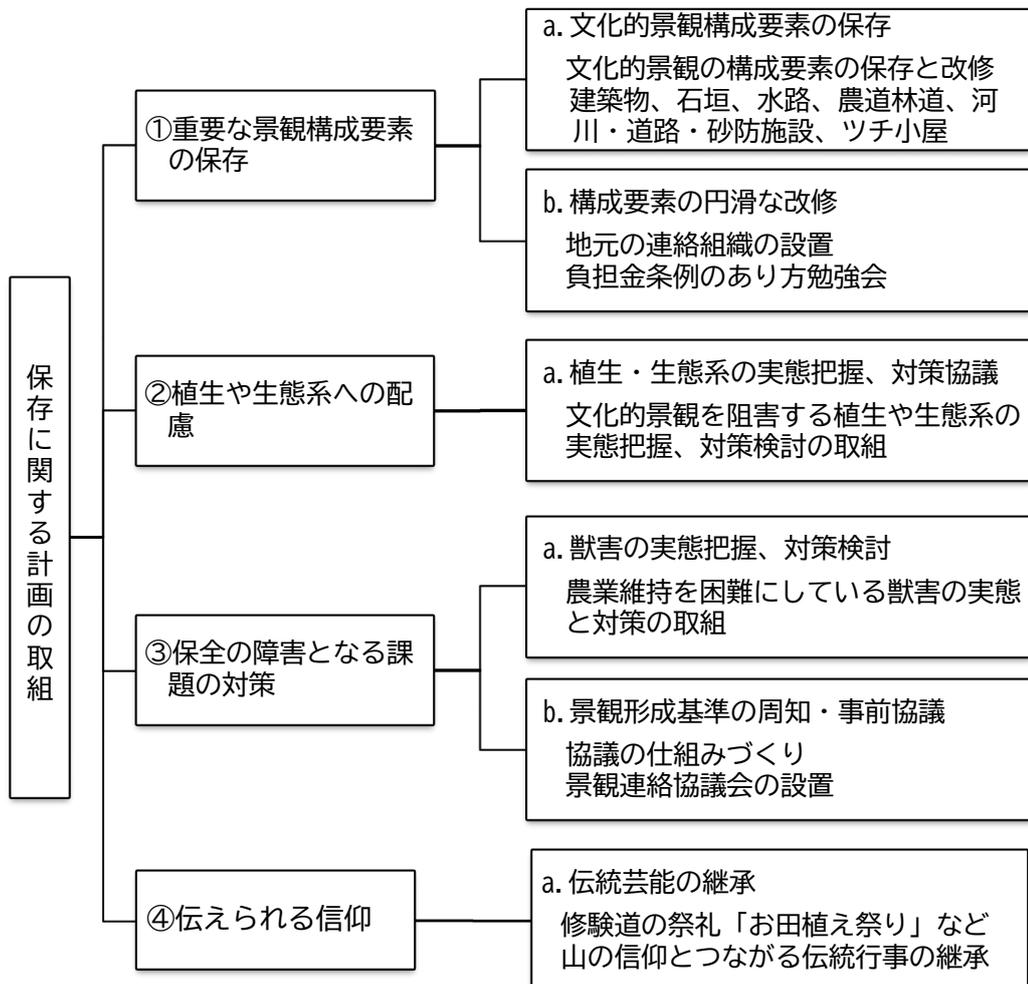
構成要素の修景、修復においては、地域の植栽や生態系に十分に配慮し、景観形成基準を踏まえた修景、修復の整備を行います。

③保全の障害となる課題の対策

農業生産施設、交流施設の整備については、文化的景観の土地利用に配慮し、景観条例、景観形成基準を踏まえた適切な位置、規模、建築物、工作物とする。また、獣害の実態把握による対策を実施します。

④伝えられる信仰

山岳信仰を支えてきた結果として形成された「求菩提の農村景観」が、その信仰に果たした役割を明確にし、将来にわたって伝承するための取り組みを行います。



(2)今後の取組み

①重要な景観構成要素の保存

a. 文化的景観構成要素の保存

- ・重要構成要素としての建築物は、文化的景観にふさわしい農村景観を構成するものであり、現状維持を基本としますが、老朽化等により修理を行う場合は、原状と同様な材料を用い、従来の形態に回復することが求められます。特に色彩は景観を阻害しない、際立って目立たないように注意する必要があります。



産家集落の景観

- ・重要構成要素としての石垣は、破損や崩落した場合は原状に合わせた復旧が必要で、野面積みの伝統工法（空石積み）を基本としますが、構造的な問題や補強が必要な場合は、外観に留意し、練石積みを用いたり、コンクリート擁壁やブロック積みの修復においては、自然石を用いた石垣への復原も検討する必要があります。



上部の間地ブロックへ変更された石垣

- ・ツチ小屋は農村景観を代表する重要な構成要素であり、この地域の特徴的なものであるため、修復・修景においては現状維持を基本としますが、農機具の大きさが変化し、収納上の問題が起きる場合は、構造的な問題が起きないような改修を検討し、必要に応じた現状変更を検討する必要があります。



ツチ小屋の現状

- ・水路については、公道から望見され、水路幅がある程度あるものは、水路内側に石垣等を用いた修景など、周囲の景観に配慮した改修が必要です。



コンクリートの水路

- ・農道、道路の補修、新設、拡幅を行う場合は、必要最小限の幅員を確保し、路面は土またはコンクリート舗装を行うものとしますが、周囲の敷地との高低差等がある場合は、周囲の石垣に合わせた石積み等、景観に配慮する必要があります。



棚田を繋ぐ細い農道

- ・水路や農道などの景観構成要素は、今後の経年劣化や自然災害等によって毀損の状態が発生し、改修すべき箇所が特定された場合、現状に合わせた復旧を行う必要があるため、改修等の方針を検討し、修復の工事を実施する必要があります。

【文化的景観の構成要素の保存と改修】

- ・文化的景観の修復を図るために構成要素の改修を計画的に実施します。修復にあたってはその前提となる「修復・修景基準」について必要な改正にも取り組みます。

【建築物】

- ・現在重要な構成要素となっている建築物は全て居住されているものであり、当面の修復・修景については基準に従って実施します。
- ・一方、重要な構成要素に指定されていない建築物について改めて調査を行った結果、伝統的な建築様式をよく残している建物の存在が判明したことから、今後その活用について重要な構成要素として特定した上で修復・修景を行います。

【石垣】

- ・二つの方針に従って修復・修景を実施します。一つは近代の改修によって間地ブロックへと変更されたものについて、可能なものから伝統工法での修復・修景に取り組みます。
- ・もう一つは今後の自然災害等により被害が生じたものについては、伝統的な工法により修復・修景に取り組みます。

【水路】

- ・水路は生業である農業を維持する上で最も重要な構造物であることから、地域の長い歴史の中で頻繁に修理・改修が行われてきました。
- ・重要文化的景観選定後は、伝統的な工法による水路についてこれまで修復・修景を行ってきましたが、コンクリート造による水路も存在していることから、農林水産課との役割分担を行い、改修事業の効率的な実施に取り組みます。

【農道林道】

- ・農道についてはほとんどが昔のまま利用されていると推定されますが、農業の機械化が進む中で今の農道の規格が適合していないため、人力による農作業が数多く存在しています。
- ・農業振興を図るうえで農作業の機械化は必須であるため、農道の改修によって農作業の改善を図ります。改修にあたっては必要最低限で最も効率的な箇所を選定し実施します。

【河川・道路（県道・市道）・砂防施設】

- ・近年、災害対策として砂防施設の整備が進められており、整備に際しては景観の保全を図りながら「豊前市景観計画」に定める方針に従い実施します。
- ・ただし、事業実施にあたっては「文化的景観保存活用推進会」に報告し承認を受けることを必須の条件とします。

【ツチ小屋】

- ・現在15棟が特定されており、そのほとんどはなにかの修復・修景が必要となっています。修復・修景にあたっては、必要な技術・ノウハウを地元組織で積み上げ、地元主導の施工をすることで事業費の圧縮、事業の促進に取り組みます。

b. 構成要素の円滑な改修

- ・これまでの修復・修景事業は、水路の改修が中心に行われてきました。現在、ツチ小屋の改修要望に踏まえて、補助事業の準備が行われています。今後も老朽化や災害により改修が必要とされる場合には、所有者や関係者の協議により円滑に取り組む仕組みが必要です。
- ・所有者からの改修要望が出された場合、地区内において改修要望を取りまとめ、限られた予算を活用し、公平性を保った改修事業を行う必要があります。
- ・そのため、円滑に改修を進める地元組織や、景観審議会、保存活用推進会との連携により、改修を円滑に進める仕組みが必要です。
- ・重要文化的景観への選定申請時における構成要素と現在の修復・修景基準に示されている構成要素の整合性を図り、分かりやすい修復・修景基準への見直しが必要です。
- ・住民の暮らしを維持していくことを前提に、文化的景観の雰囲気や基本的な構造を維持できる範囲での改修が望まれます。しかしながら、改修は必要でも要望があまり出てこない要因として、費用負担の問題が指摘されています。高齢化による営農維持の不安や後継者不足などにより、棚田の維持、改修は難しいという声があります。
- ・景観構成要素の滅失や崩壊放置を防ぐためにも、改修費の負担のあり方の見直し、条例のあり方を検討する必要があります。

【地元連絡組織の設置】

- ・現状に合わせた復旧を行うため、地元や市、関係者による改修方針を協議し復原、修復の工事を円滑に実施するための仕組みづくりに取り組みます。
- ・高齢化や世帯転出のために発生した休耕地や、将来休耕地となる可能性の高い田畑について、営農意向の確認、構成要素の改修意向等の把握し、改修箇所の選定等を進める地元の連絡組織「景観連絡協議会」の設置を行い、保存活用推進会、景観審議会による円滑な協議を進めます。

【負担金条例のあり方勉強会】

- ・構成要素改修の地元負担の軽減方策等を検討し、改修推進に向けて負担のあり方、条例のあり方を検討する勉強会を市関係課と地元の連携により進めます。

②植生や生態系への配慮

a. 植生・生態系の実態把握、対策協議

- ・棚田まで進んだ植林や管理の届かない荒れた森林景観に加えて、今後の棚田等での植林や新たな作物栽培の導入により、地域の自然や生態系への影響が予想されます。
- ・植林等により本来の姿を失っている棚田については樹木の撤去を含め修景の可能性について協議します。
- ・また動植物の外来種の流入についても、影響が大きくなる前に、それらを取り除く措置を講じる対策等も必要なため、大学等との連携により、平成20年の実態調査のフォローアップにより影響の実態把握が必要です。
- ・実態把握により問題状況を明らかにし、対策が必要な場合、対策を協議し、実践する仕組みづくりが必要です。そのため、対策を協議するための専門家による検討会などの場を設置する必要があります。

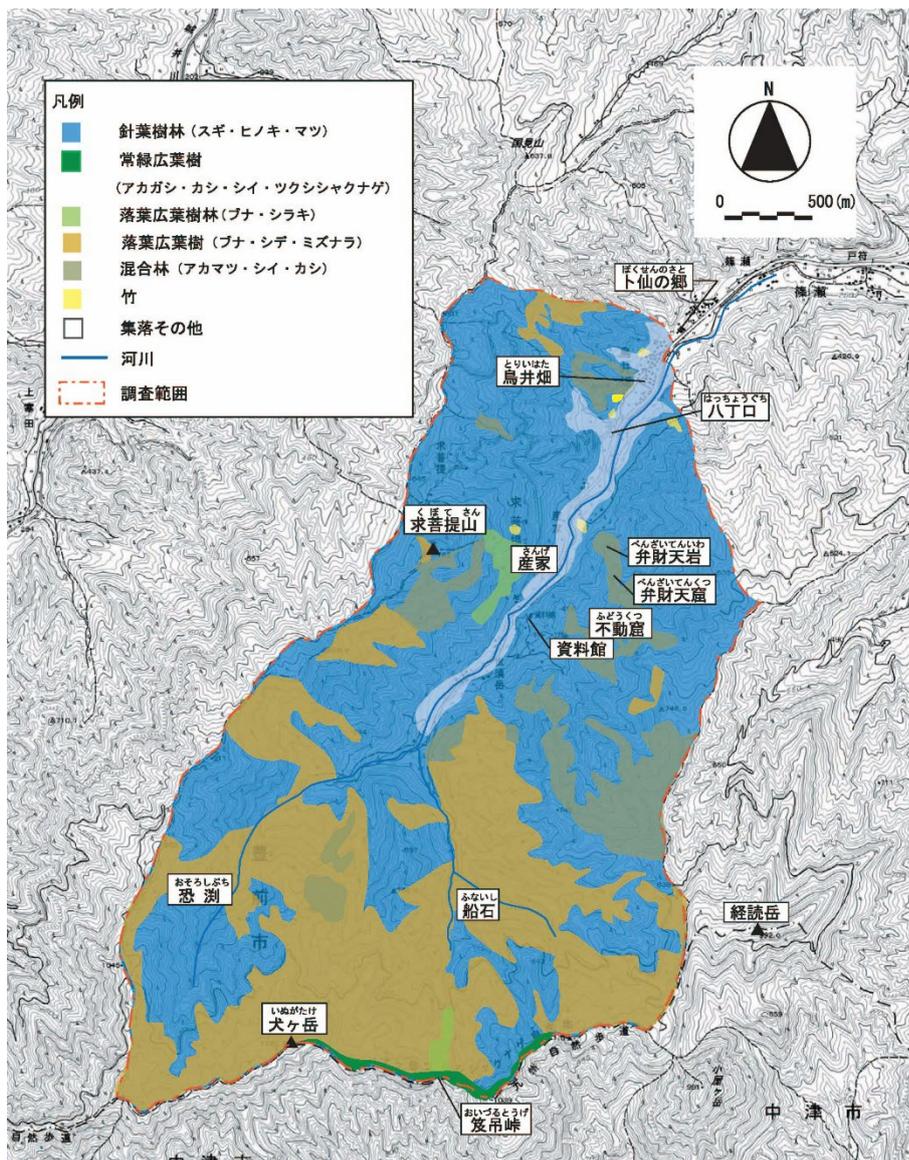
【植生・生態系の実態把握】

- ・農地、植生等の生態系、景観構成要素等の実態や外来種流入の実態調査に取り組みます。
- ・平成20年実態調査のフォローアップを行い、影響変化の状況把握に取り組みます。

【植生等影響検討の専門部会の設置】

- ・必要な対策を検討するため、保存活用推進会の元に、市環境部署や専門家で構成される専門部会を設置し、実態の評価、対策の検討に取り組みます。

求菩提地区の植物相 資料：求菩提地区文化的景観調査報告書平成20年3月



③保全の障害となる課題の対策

a. 獣害の実態把握、対策検討

- ・農業生産、生業を維持するために獣害への早急な対策が求められています。現在設置されている防護柵は、農業を続けるための止むを得ない対策として行われていますが、地区の景観阻害の要因にもなっています。
- ・今後、この景観阻害要因を解消する新たな対策を検討し導入するため、求菩提地区内の獣害実態を調査し対策を検討することが必要です。
- ・獣害の実態、発生個所など、対策を検討するための現状把握を行い、ICT活用による獣害対策など、全国で行われている効果的な獣害対策の導入が必要です。
- ・そこで、産学公の専門家による獣害対策の検討を地元と地域の大学・研究者の組織により行います。
- ・さらに、獣害対策の実証実験や技術開発、学生教育のフィールドとし、獣害対策の解決に向けた共同研究の導入を検討します。
- ・地域の大学では、近隣町での有害鳥獣調査の実績を有するなど、大学での獣害対策に関する研究成果の活用が期待されます。

【獣害実態の把握】

- ・農業維持のために獣害への早急な対策を検討します。対策検討のため、地区内の獣害実態を調査し、様々な視点から対策を検討する必要があります。

【専門家による獣害対策の検討】

- ・農業を中心とする土地利用を維持するため、大学や研究組織、企業等の専門家と連携し、獣害対策の導入を進めます。
- ・これらの資源を有効に活用するためにも、求菩提地区の被害実態、地域特性の把握を行い、専門的見地から対策を検討し、鳥獣被害防止のための国交付金等を活用した取組を検討します。

◆豊前市の獣害対策の取組

- ・豊前市は、農林業被害の防止を目的に捕獲した猪、鹿の解体処理と精肉加工を行い、資源を有効活用し地域の活性化に寄与する施設として「豊前ジビエセンター」を平成30年度に開設。加工品はふるさと納税の返礼品としても活用されています。



豊前ジビエHPより



b. 景観形成基準の周知・事前協議

- ・ 文化的景観を阻害するものとして、電柱・電線、公告看板、建築物・工作物の建替え、生活サービスのための店舗立地などが想定されます。
- ・ 地区内での文化的景観の説明や構成要素の案内サイン等の設置においては、景観形成基準を順守することを前提として、まずは、住民や設置事業者の文化的景観の価値の理解と景観形成基準の周知が求められます。
- ・ また、サイン看板等の設置を事前に協議することで、問題の発生を防ぐことが必要です。

◆求菩提景観形成重点地区における景観形成基準抜粋 ※詳細は巻末参考資料

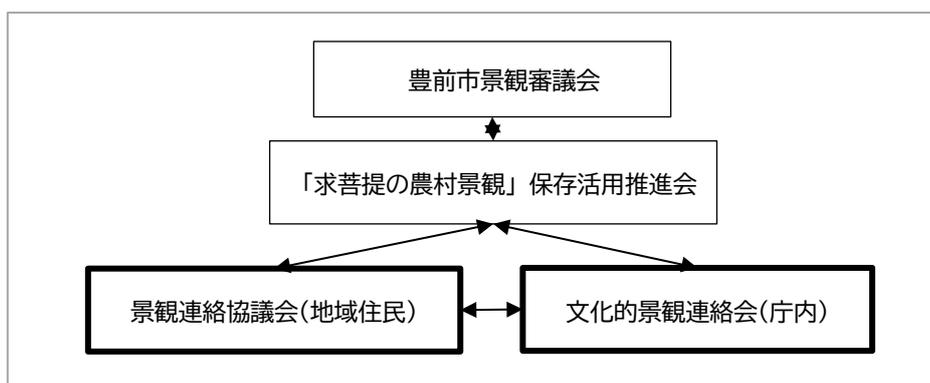
共通事項	指針	求菩提地区の文化的景観と調和した落ち着きと安らぎのある景観を形成する。 歴史的資産との景観的調和を図り、文化財保護地域等にふさわしい景観の創出を心がける。
建築物	基本事項	勾配屋根を戴いた低層木造和風建築を基本とする。 一戸が突出した印象を与えないよう、周辺の家並みと調和するような形態意匠・色彩とする。

【協議の仕組みづくり】

- ・ 地元のサイン、広告看板等の設置に対して景観基準との整合を審査するため、保存活用推進会や景観審議会での円滑な協議を進める仕組みづくりを進めます。
- ・ また、サイン、広告看板等を設置する前に、基準との整合の相談や協議を事前に行うための仕組みづくりを進めます。
- ・ 庁内の関係部署との事前協議の場となる文化的景観連絡会を庁内関係課により設置します。これにより関係課との連携を図り、事後の問題発生を防ぐ取組を進めます。

【景観連絡協議会の設置】

- ・ 地元においては、景観形成基準の周知活動に取り組み、景観基準に対する相談の持ち込みの窓口として、景観連絡協議会の設置を進めます。



④伝えられる信仰

a. 伝統行事の継承

- ・ 山岳信仰の山「求菩提山」を支えてきた鳥井畑集落は、今も山の信仰に関わっています。求菩提修験道最大の祭礼である「松会」行事のうち、お田植え祭りは地元保存会によって今も受け継がれており、今後とも大切な信仰として取り組んでいく必要があります。
- ・ 求菩提山の修験者がその成立に関わったとされる国指定重要無形民俗文化財「豊前神楽」を伝承する岩屋神楽講は、秋祭りの伝統芸能として鳥井畑の大山祇神社で奉納されており、今も山の信仰と大きくかかわっています。
- ・ その他どんと焼きをはじめとする小正月の火祭りなど、これからも山の信仰とつながる伝統行事として継承して行かなくてはなりません。

【信仰とつながる伝統行事、伝統芸能の継承】

- ・ 山岳信仰の山「求菩提山」の修験道最大の祭礼である「松会」行事、「お田植え祭り」を受け継ぎ、大切な信仰として取り組んでいきます。
- ・ 求菩提山の修験者が関わったとされる国指定重要無形民俗文化財「豊前神楽」を伝承する「岩屋神楽講」の大山祇神社での奉納を継承します。
- ・ どんと焼き等、小正月の火祭りなど山の信仰とつながる伝統行事の継承に取り組みます。



八丁口からみる棚田と集落

3. 活用に関する計画

(1)活用に関する基本的考え方

文化的景観を活用した祭や催事など、地域内外が人々が参加する活動は、地域の持続、発展に必要であるとともに、内外の人々の文化的景観の価値を理解してもらうことが必要です。そのため、次の基本的考え方による文化的景観の活用を行います。

①文化的景観の価値の理解

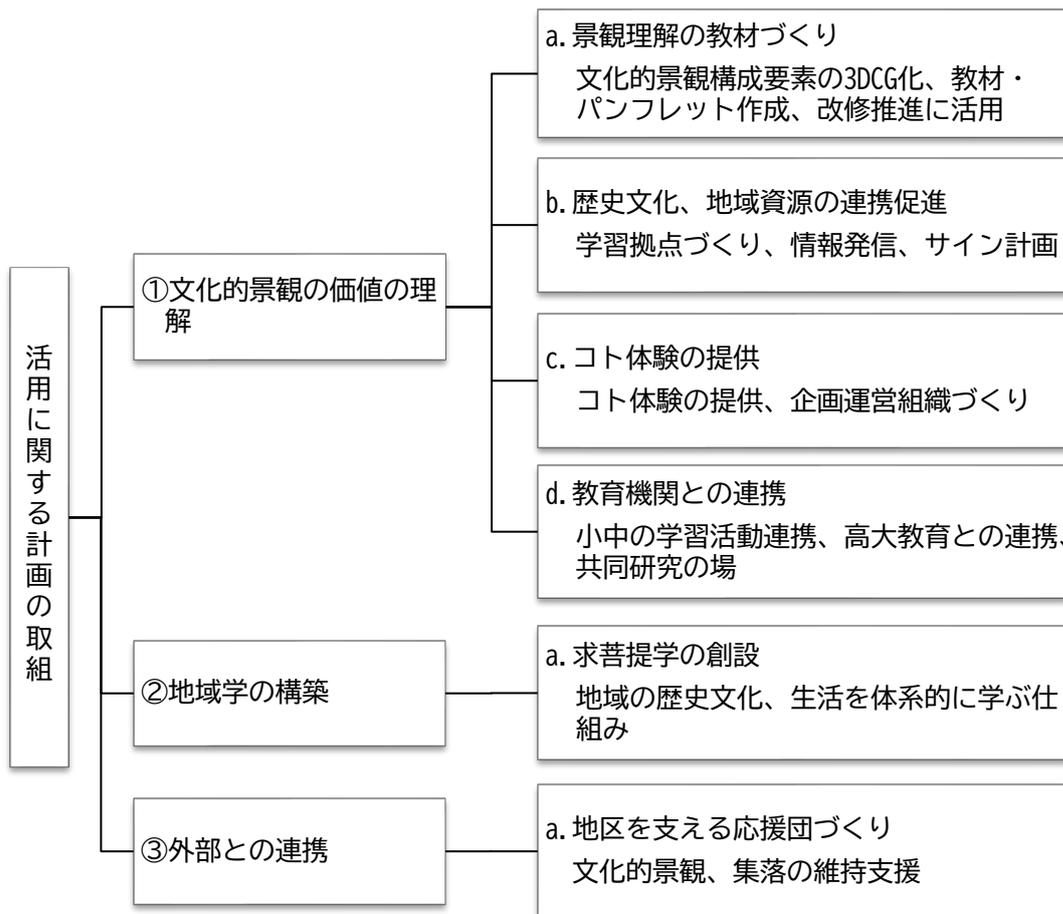
地域の文化的、歴史的な価値の理解を広げるため、学術的な価値を有する資料等の情報発信、地域への興味や関心を喚起するための景観を活用した四季のイベントや、田園生活や農作業体験など、景観や暮らしとの関わりを発信し、価値の理解を図ります。

②地域学の構築

求菩提の歴史、文化、自然、景観、生業等の情報を集約し発信するための地域学を構築し、文化的景観の価値の情報発信を行います。

③外部との連携

地域の伝統文化や祭、催事の認知度を高め、景観の価値を広く理解してもらうため、地区内外の人々との交流を通じて、地区の魅力や資源を知ってもらい、景観を維持する意義、応援のネットワークづくりを進める必要があります。



(2)今後の取組み

①文化的景観の価値の理解

a. 景観理解の教材づくり

- ・ 求菩提の農村景観を維持し、次代へ継承するためには、文化的景観の構成要素の本来の姿を知り、歴史、文化、なりたちを地元の人々が理解することが必要です。
- ・ その取組の一つとして、地区住民の文化的景観の価値の理解を深めるための、文化的景観の価値を学ぶ場づくりや学ぶための教材づくりが必要です。
- ・ 地域の文化的景観の価値と現状を地元民が理解し、改修の必要な箇所や改修後の姿などを分かりやすくするため、3DCGデータによる構成要素の可視化やパンフレットを作成するなど、文化的景観の価値を普及啓発する取組が必要です。

【文化的景観構成要素の3DCG化】

- ・ 計画区域の地形地物の現状や文化的景観構成要素の元々の姿や価値を理解してもらうために、棚田や石垣、水路等、文化的景観構成要素の3DCG化により構成要素の可視化に取り組みます。

【3DCGを活用したパンフレット等の作成】

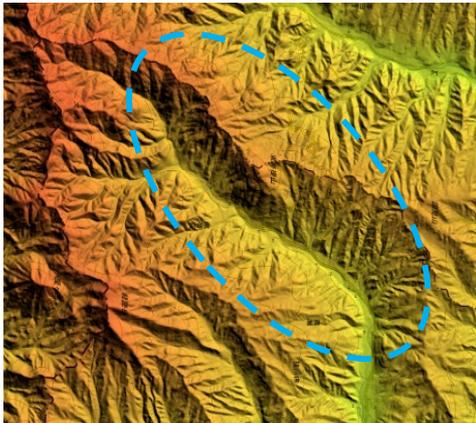
- ・ 自然や地形、構成要素の3DCGデータを活用し、本来の景観構成要素の姿が見えることにより、文化的景観の理解を深めるための教材やパンフレットを作成し、文化的景観の価値理解の拡大や普及啓発への活用を図ります。

【改修推進に活用】

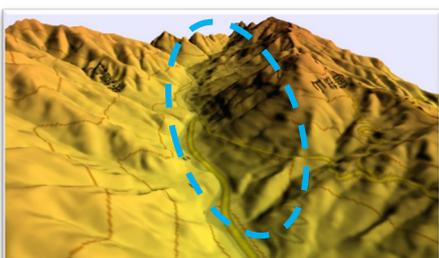
- ・ 構成要素の可視化や景観の価値理解により、現状との比較によって、改修が必要な箇所の選定や改修方法の検討に活用するなど、円滑な改修事業の実施に取り組みます。

◆3DCG活用による文化的景観理解の推進イメージ

国土地理院による対象地域の立体地図



求菩提地区を東側から見た立体地図



3DCGデータ作成



教材、パンフレット作成



地域の文化的景観の理解のための勉強会

小中学校の学習教材に活用



対外的な文化的景観維持のネットワークづくり
普及啓発パンフレットに活用



地元の景観理解、活動組織づくりに活用
棚田維持のための道路拡幅、水路整備など
地元の勉強会、計画協議等に活用



b. 歴史文化、地域資源の連携促進

- ・ 求菩提の農村景観と豊前修験道の求菩提山は歴史的に一体的なものであり、里と山の関係で成り立っており、地域の資源は様々な形でつながっています。
- ・ 求菩提資料館では、これら史跡求菩提山や文化的景観の資源を対象として、自然と文化財保全のための展示会など情報発信の取組が定期的に行われています。
- ・ このような取組をさらに進め、求菩提地域の多様な資源が連携し、求菩提の歴史文化を発信することにより、求菩提の農村景観の理解を進めることが必要です。

【学習拠点づくり】

- ・ 求菩提地区の文化的景観の価値を総合的に理解してもらうため、歴史資源の史跡求菩提山や自然、観光の資源である犬ヶ岳、求菩提の歴史文化を収蔵し発信する求菩提資料館などの地域の資源が連携し、多様な人々の受け皿となることで、文化的景観が形成された背景や要因の理解を進め、文化的景観の理解を拡大する取組を進めます。
- ・ 求菩提資料館を核として、求菩提の歴史や文化を地域学として体系的に学ぶことができる学習拠点づくりにより、地域の情報発信に取り組みます。

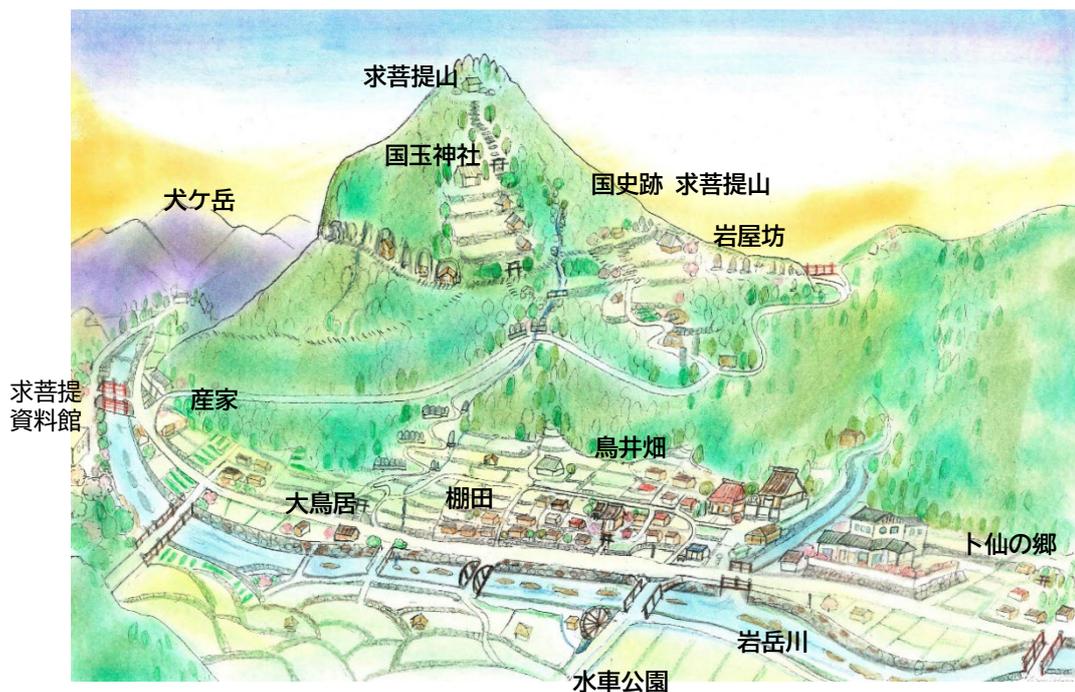
【情報発信】

- ・ 食や憩いを楽しむ観光、登山やウォーキングのため健康づくり、自然保護、景観保全活動など、求菩提地区での様々な活動を発信し、地区を訪れる機会を増やすことにより文化的景観を理解する機会を増やします。さらに求菩提資料館の情報発信、展示活動等の取組を拡充し、求菩提地区の情報発信、SNS等の活用を通じて求菩提学等新たな取り組みを発信し来訪機会の拡大を進めます。

【サイン計画】

- ・ 文化的景観の本質的な価値の理解を進めるうえで、現地での学習を補助するために必要なサインの設置を行います。
- ①伝統的な石垣 ②水利システム ③ツチ小屋 ④伝統的家屋
⑤視点場から見える集落景観 ⑥史跡「求菩提山」を支えた集落

◆求菩提地区に広がる資源



イラスト：原賀いずみ

c. コト体験の提供

- ・地元や外部の景観の価値の理解を進めるための情報発信に加えて、求菩提地区に来て、棚田での農作業体験、暮らしの体験など、この地区でしかできないコト体験等が通じてさらに文化的景観を理解してもらう取組が必要です。

【歴史文化の体験等、コト体験の提供】

- ・求菩提の農村景観が形成されてきた歴史や生活文化を知ってもらう体験の場を提供し、文化的景観の価値を理解するコト体験等の取組を進めます。
- ・棚田での農作業や年中行事への参加、集落での生活体験、史跡求菩提山での修験道体験、坊舎での宿泊体験など、求菩提地区全体での様々なコト体験を提供し、求菩提地区を訪れ知ってもらうことで文化的景観の理解を進めます。
- ・また、広くコト体験に参加してもらうためには、情報発信が重要です。京築まるごとナビ等、既にある情報発信ツールやSNSによる発信に取り組みます。

【企画運営組織づくり】

- ・求菩提地区でのコト体験により来訪者を増やし、彼らを受け入れるために、企画し運営を行う組織づくり、SNSでの情報発信を行う組織づくりに取り組みます。
- ・九州周防灘地域定住自立圏の圏域においては広域の観光連携がなされており、広く求菩提山へ観光客を誘導する取組を実施します。

◆コト体験のイメージ 資料：豊前グリーンツーリズム研究会 2019Facebookより



d. 教育機関との連携

- ・地域の特色を活かした授業やボランティア活動、自然体験活動、社会体験活動など、総合的な学習の取組として、求菩提地区の歴史文化により形作られた文化的景観を学習することにより、将来を担う子どもたちが郷土への愛着心を育み、地域を誇りに思う気持ちを醸成することで、ふるさと回帰への貢献も期待されます。
- ・市内外の青少年の教育活動や大学の研究活動と連携し、文化的景観の価値理解と継承を担う人材の育成に貢献することが期待されます。

【小・中学校の学習活動との連携】

- ・小中学校における学習活動と連携し、豊前の修験道文化や求菩提の歴史文化を学ぶ機会を提供します。
- ・子どもたちが地域の歴史文化を学びことで、求菩提の文化的景観の価値の理解を進め、地域を誇りに思う意識の醸成を図ります。
- ・その拠点として求菩提資料館での取り組みを行い、豊前市学校教育改革基本構想に示す「郷土プログラム」に従った子どもたちへの郷土学習を実施します。

【高大教育との連携、共同研究の場】

- ・高校の探求学習や大学の教育研究フィールドの対象とすることで、地域との教育連携、共同研究を通して、文化的景観の価値理解や歴史文化を学び、地域を継承する次世代人材の育成貢献に取り組めます。

②地域学の構築

a. 求菩提学の創設

- ・学校の学外学習や生涯学習活動を通じて、地域への愛着を育むことは、地元を誇りに思う心を育成することに繋がります。
- ・文化的景観の価値理解や求菩提山の修験文化、農村景観などの歴史、文化、生活、産業などを学び、地域やふるさとを知ることで、子どもたちの地域への愛着を育んでいくことが必要です。

【地域を学ぶ体系づくり】

- ・地域を知ることは人々の営みの歴史や地域の自然の営みを知ることです。求菩提地区の自然や歴史文化を学び、文化的景観の価値理解を進める学びの仕組みとして「求菩提学」を創設し、地域を学ぶ体系づくりに取り組めます。
- ・具体的には、市内小学校での郷土カリキュラムを活用して地域学習との連携を図ります。
- ・また、求菩提資料館では、求菩提山や集落の文化的景観を活用しながら市民や子どもたちが地域を学ぶ機会を提供します。

【教育機関等との連携】

- ・地域学は、考古学、歴史学などの人文科学や地理学、地政学などの社会科学、さらに生態学、地学、地質学など自然科学にまたがる学際性を有し、具体的なフィールドを対象とする総合的な研究です。
- ・求菩提学の創設のため、地域に関する情報や地域の歴史、文化、生活、食、産業、経済、信仰など、求菩提地域をフィールドとする基礎的な情報や研究成果の収集が必要であり、求菩提資料館にその役割が求められています。
- ・そのため、九州、福岡、豊前、求菩提などの地域の研究資料や情報を有する求菩提資料館の本館である九州歴史資料館や研究者、郷土史家などとネットワークを構築し、求菩提学の創設に取り組めます。

③外部との連携

a. 地区を支える応援団づくり

- ・地元だけでなく多くの人々が文化的景観の価値理解や認知度を高めると同時に、求菩提地区の文化的景観の維持と地域が持続していく必要があります。
- ・そのため、地域の農業生産が継続され、集落での安定した生活の維持に寄与する文化的景観という付加価値を持った産品づくり、地区でのコト体験の提供、これらの事業を支える応援団づくりが必要です。

【応援団とネットワークづくり】

- ・文化的景観の保存活用による地域の活性化に寄与する棚田での農業体験、集落での暮らしの体験、伝統的建物での交流活動等のコト体験や、付加価値を持つ地区の産品販売を通じて、内外での認知度を高めていく応援団づくりを進めます。
- ・自然環境や健康づくりのために、これまで犬ヶ岳や求菩提山、森林セラピーなど求菩提を訪れている人たちや、環境活動に取り組む企業や団体なども含めて、求菩提の農村景観保全の取組への賛同を呼びかけます。
- ・取組への応援、賛同してくれる個人、企業、NPO、ボランティア団体などとのネットワークづくりに取り組み、このネットワークを活用して、文化的景観の構成要素である棚田や石垣等を維持するための応援活動に取り組みます。
- ・この応援団ネットワークづくりのため、ICTを活用し、地元の取組や魅力をSNS等による情報発信や行うことや、発信力の高いインフルエンサーを活用した地域情報の発信に取り組みます。
- ・他地域から通われてくる応援団とは別に、地域に定住し農業者として地域の活性化を担う人材を確保するために、空き家を活用した移住者の居住支援システムを構築します。併せて遊休農地の活用ができるような空き家との組み合わせを模索します。

【連携の核となる組織づくり】

- ・地区外に向けてイベントや魅力の発信、コト体験の企画や募集の発信、さらに産品の販売やネットワークづくりなどの活動やこれらの発信活動を一元的に取り組むための核となる組織づくりに取り組みます。
- ・核となる組織は、地元が主体的に活動することは重要ですが、居住者数も減少傾向にあり、高齢化も進んでいることから、市や景観連絡協議会、地元のNPO団体、求菩提山協議会などの協力も得ながら、組織づくりに取り組みます。

4. 地域振興に関する計画

(1) 地域振興に関する基本的考え方

「求菩提の農村景観」の保全・維持のためには、高齢化が進む農家の現状を踏まえて、地域が持続していく方策が必要であり、次の3つの考え方を基に地域振興に取り組みます。

① 土地利用を維持する取組み

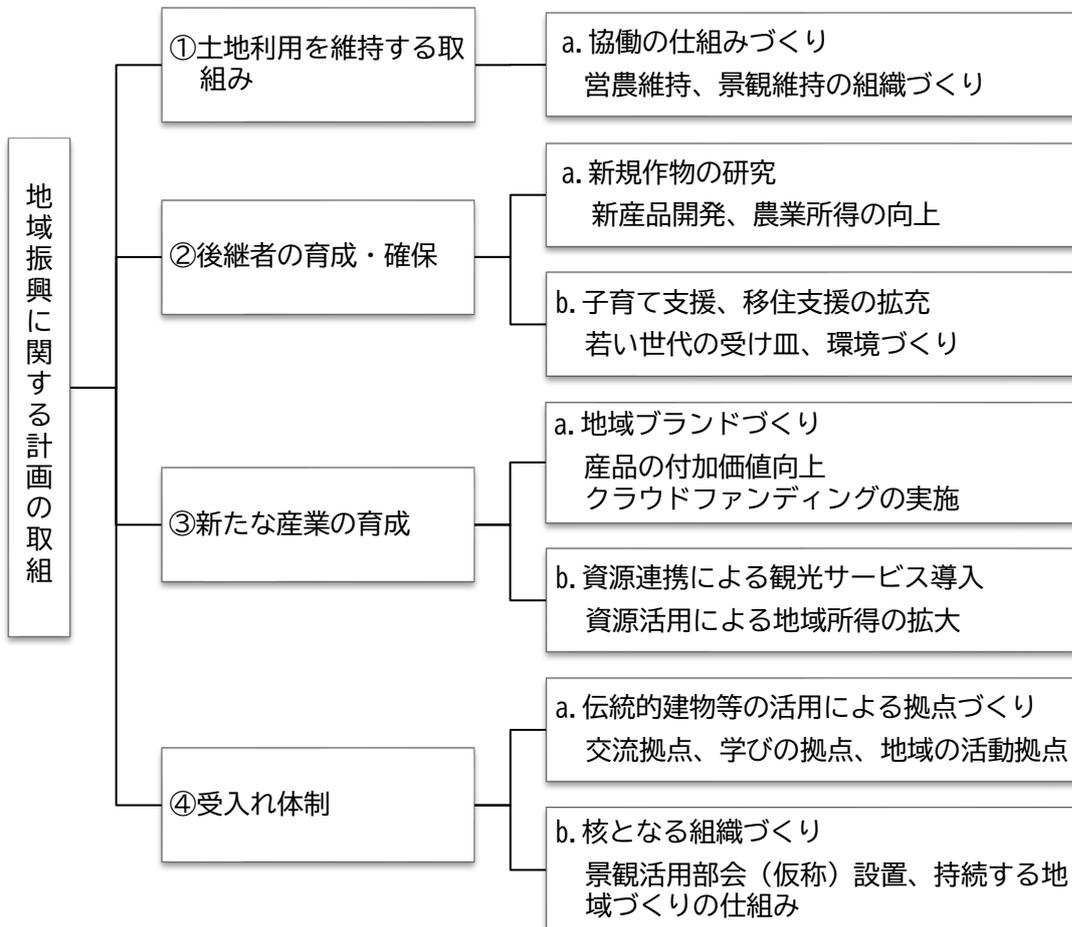
農村景観の保全を基本としながら、文化的景観をあらわしている現在の土地利用を維持する地域振興に取り組みます。

② 後継者の確保、産業の育成

農村景観を保全維持する後継者を確保すること、そのための地域資源、農業資源を活用した産業の育成に取り組みます。

③ 受け入れ体制

地域の新たな取組、知恵やノウハウ、人材を受け入れるための体制、また地域のにぎわい、活性化に寄与する外部のネットワークづくりに必要な受入れ拠点の設置、受入れ体制づくりを進めます。



(2)今後の取組み

地域振興は地元の主体的な活動に負うところが大きいため、求菩提地区の住民との意見交換会を行いました。この結果も踏まえ、今後の地域振興のための取組をあげます。

①土地利用を維持する取組

a. 協働の仕組みづくり

- ・農村景観維持のため棚田（石垣）を保全することが基本ですが、転出した世帯の所有する休耕田や高齢化による休耕田など、今後、放棄される可能性の棚田への対策が必要です。
- ・また、中山間地対策の補助制度により維持されていた棚田においても、事業の終了により、今後放棄される棚田が増えることが予想されます。
- ・景観維持、棚田維持を地区全体の問題として共有し、効率的な農作業を実施するため、景観を壊さない最低限の農道整備の方法を検討し、可能な範囲での機械化による耕作・収穫の拡大に取り組むなど、営農維持をするための協働の仕組みづくりが必要です。
- ・農家の高齢化により、耕作放棄地、休耕田が増加しています。岩屋地区内の圃場整備等農業基盤整備が完了した地区では、営農組合による耕作が行われ、効率的な農業生産が実施されています。
- ・求菩提地区においては、棚田の大きさや形状により、大型機械の導入が難しい箇所も多く、個々の農家で営農を維持するのは難しく、農業後継者の確保も難しいと言われており、農業生産の全部あるいは部分的にでも共同で取り組む営農方策の検討を行う必要があります。

【基盤整備方策の検討】

- ・棚田・畑等の耕作・保有の所有者意向を把握し、自作・委託・賃貸・売却等の意向状況を踏まえ、必要な農道整備の箇所、整備時期などの基盤整備方針の検討と合意形成を行う場づくりに取り組みます。
- ・また、重要な構成要素である水路や井堰についても、岩岳川の井堰で、繰り返し発生している土砂の流入等への対策や水路の修復などの方策検討に取り組みます。

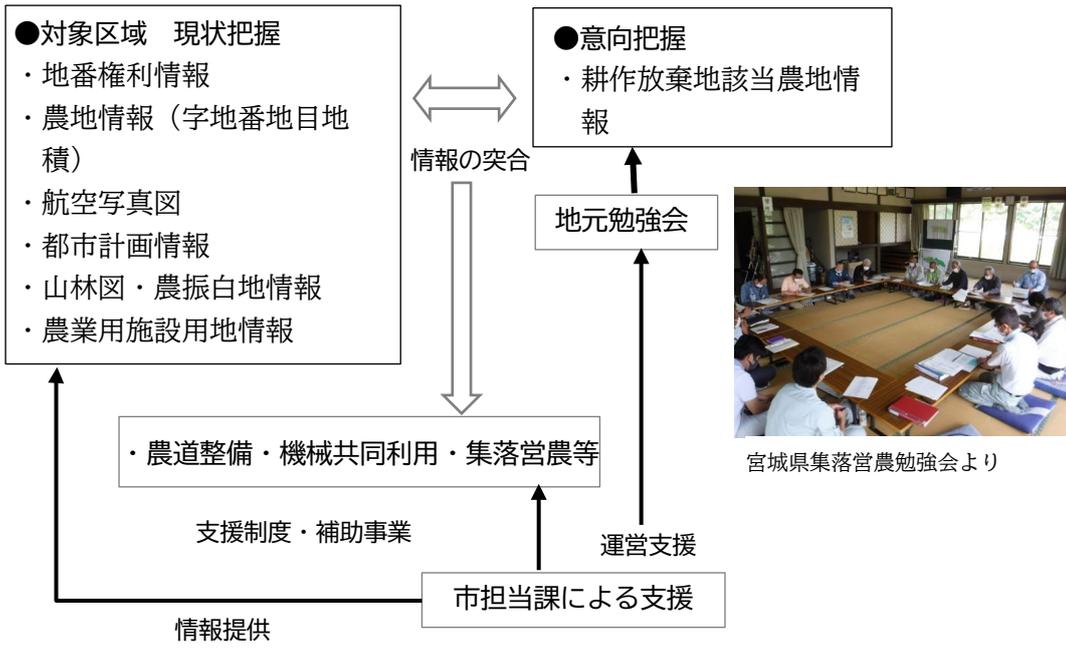
【営農維持の協働の仕組み「里づくり勉強会」】

- ・単独の農家だけではなく、地区農家による協働、あるいは企業も含めた営農組織、共同化の方法など、解決方策を検討し、文化的景観維持を地区全体の問題として考える場づくりに取り組みます。
- ・計画地区の3DCG化による可視化と現状の土地利用の比較により、農業地域の生産基盤の状況把握を行います。これを基に農林水産課と連携し、棚田での農業生産の維持方法、後継者確保のための方策の検討により農業振興計画の策定に取り組めます。
- ・振興計画に基づいて、効率的な営農の維持、農道のあり方、農道整備の方法等について、農林水産課、建設課と連携し「里づくり勉強会」を設置し、持続可能な集落づくりに取り組みます。

【集落営農の導入】

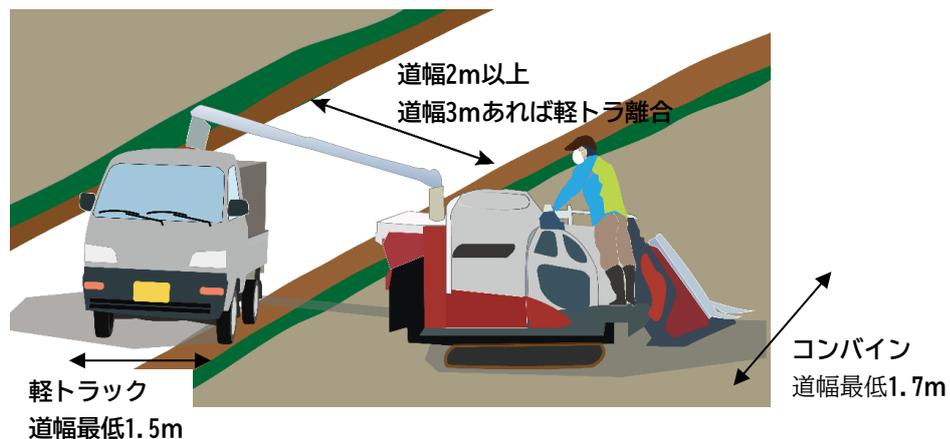
- ・集落の農業生産を維持するための省力化や作業委託など、地元と既存の営農組織との協力による取組や、作業効率を高めるための農地の抛出による農道拡幅整備など、集落営農方策の導入の検討に取り組めます。

◆里づくり勉強会の活動イメージ



◆農道拡幅イメージ

- ・生業の維持を前提として農道の拡幅について実施する場合、重要文化的景観の本質的意義への配慮を行い、必要最低限の拡幅にとどめることとします
- ・耕作道を拡幅することで、農作業用のコンバインや軽トラックの乗り入れが可能になります
- ・土地改良事業で農道として管理されるのは幅員1.8m以上です
- ・2・3条刈コンバイン（機体幅約1.7m）に必要な道幅は約2mです
- ・また軽トラック（幅1.5m）が離合できる道幅は3m必要です
- ・これらの拡幅のため、田畑の農道側の用地の掘削を行い拡幅整備を行うことができます



②後継者の育成・確保

a. 新規作物・産品開発

- ・福岡県の旧農業改良普及センターの普及員により、新品種の試験栽培、指導などが行われていました。センターの統廃合により、普及員の指導、助言の回数が減ったことや、求菩提地区の農家の高齢化が進み、昔のような新品種にチャレンジする取組が無くなりました。
- ・棚田での稲作維持も必要ですが、農業所得の向上のためには、より付加価値の高い作物を導入し、加工品開発などによって、次の世代の農業者を増やす取組が必要です。
- ・現在、市農政担当課による産品開発の指導は行われていますが、より専門的な指導や助言を得るため、県試験場、普及センター、市担当課、企業など様々な知恵を活用する取組が必要です。

【新規産品の開発】

- ・求菩提地区の自然特性を踏まえた、新たな作物の導入により、農業所得の向上に取り組みます。そのため、地元農家や既に活動している地元グループ、新規の就農希望者、NPO団体等による勉強会を設置し、関連機関や「里づくり勉強会」と連携しながら、産品開発への取組を進めます。

【地域の銘品づくり】

- ・棚田の農業生産、棚田米、畑作物の高付加価値化方策の研究による産品開発や、稼げる農業のための新規作物、ジビエの利活用等の研究、さらに修験文化を象徴する葉草の研究など、地域の銘品開発に取り組みます。
- ・新規産品の開発では、作物による文化的景観への影響や障害を未然に防ぐこと、求菩提の文化的景観維持に貢献する景観作物を視野に入れた取り組みにより求菩提の銘品となる加工品づくりなども進め、農業所得の拡大に取り組みます。

b. 子育て支援、移住支援の拡充

- ・求菩提地区の後継者のいない農家はアンケート調査では、約4割です。このままでは後継者の確保が難しいことは自明のことであるため、子どもたちが帰ってくるか、営農団体に委託するか、地区外の人を後継者として受け入れるかの選択を迫られています。
- ・懇談会に参加された若い農家の話によると、農業に興味がある同世代は居るものの、農機具などの購入費が高くて買えないことや、住む場所が少なく、子育てするための環境も厳しいことなどがあげられました。
- ・これらの居住環境や働く環境づくりを、行政、地域が連携して取り組む必要があります。

【移住定住の受け皿づくり】

- ・地域への移住には、空き家の改修による居住施設の提供、購入も可能な住宅取得支援制度の導入など、既存の施策を活用し、必要な施策を部署間の連携により検討するなど、受け皿づくりの検討に取り組みます。
- ・また、地域での営農支援のため、農機具等を借用できる集落営農組織の設置、共同利用設備の導入等の方策など、地元組織と市や関係団体との連携により方策を検討します。

【移住定住のお試し体験】

- ・地域の後継者や営農継承者の確保のため、まずは求菩提を知ってもらうことが必要です。そのためのお試し居住、お試し農作業などの受入体験サービスの導入を検討します。
- ・体験住宅や体験農業に加えて、地域では子育てに適した環境、安定した生活環境、子供たちが学ぶ学校や教育環境、さらに地域社会の受け入れ、参加しやすいコミュニティなど、安心して生活を送れる環境づくりに取り組むことが必要です。

③新たな産業の育成

a. 地域ブランドづくり

- ・地域のブランド化は、地域イメージを改善する取り組みでもあるため、住んでいる人、働いている人が賛同し、地域に根ざしたアイデアや知識を基に取り組む必要があります。そのためにも、地域に住んでいる人、働いている人がブランド化に取り組むことが欠かせません。
- ・地域特有のブランドイメージを創造し、特産品や文化、歴史、自然などのプロモーションにより、人材の誘致、育成も期待されます。
- ・そして、求菩提の棚田米、求菩提米などのネーミングや産品開発によって、地域の農産品が地域ブランドとして認知されることにより、新たな作物や新産品の付加価値も上がり、地域所得が増えることも期待されます。
- ・地域ブランドとして、求菩提の自然、歴史文化、文化的景観を生かし、求菩提らしい産品の研究開発が必要です。

【ブランド研究会】

- ・ブランドアイデアを創出するため、地元組織と市担当課、京築普及指導センター、JA等との連携、専門家を加えて、ブランド研究会の設置に取り組みます。
- ・研究会では、地域ブランドの差別化戦略として、「求菩提の農村景観」を象徴するロゴづくりや象徴的な地域イメージを検討し、コト体験事業や受け皿づくり、さらに新作作物や新産品の研究開発とも連携し、これまでの産品、商品サービスを含めた地域ブランドの総合的な取組を進めます。
- ・求菩提の地域ブランドの現状、強みや弱み、機会や損失を整理し、達成目標を設定、地域ブランドの魅力を引き出すための戦略立案、プロモーション実施、成果の評価、改善策の検討等、PDCAサイクルの導入に取り組みます。

【プロモーション活動】

- ・コト体験事業のPR、新作作物や新産品の紹介など、地域の祭事・イベントを活用します。
- ・市、県、JA等での催事・イベントへの出品、出展によるPRに取り組みます。
- ・ホームページによる求菩提地区のイベント予定や農業体験企画、産品販売情報の発信を行います。
- ・実施イベントや地域での農業体験、産品試食、飲食体験等を体験者によりSNSを使った情報発信に取り組みます。
- ・さらに、クラウドファンディングによる産品販売や活動資金集めなどを行うことで「求菩提の農村景観」の認知度を高めるなど相乗効果も期待されます。

◆ブランドづくり、情報発信の取組のイメージ

新規産品開発・先進事例の勉強会



地域のブランドづくりの勉強会
アイデアを皆で考える



自然・景観を軸に地域ブランドのイメージづくり



【ブランド米例】ふるさと納税での出品例
福岡県ブランド米「夢つくし」
求菩提山の麓の棚田でとれたお米「求菩提米」
求菩提の風景が背景に描かれている



地域のイベントでの
ブランド産品の情報発信



【ふるさと納税での出品例】
「くぼての里清爽健康茶」
くぼて薬草研究会

「南魚沼塩沢産棚田米」
棚田のイメージ挿入によるパッケージ開発例
いずれも5kg



【豊前市観光協会販売】
求菩提そばの乾麺「禊そば」



b. 資源連携による観光サービス導入

- ・犬ヶ岳や求菩提山には登山、ウォーキング、キャンプなどで多くの方が訪れています。これらの人々が、修験道に関する資源や山伏の生活を支えてきた集落への関心を育成し、求菩提の文化的景観の価値の理解を進めることが必要です。
- ・さらに、市内の学校連携の実績を生かし、小中高校との連携において、地域学による定期的な地域学習の場づくりを行い、子どもたちが求菩提を学ぶ体験を通じて、将来の応援団へと成長することが期待されます。

【資源連携のルート開発】

- ・犬ヶ岳や求菩提山の山歩きや森林セラピー等、自然や歴史資源を楽しむ来訪者のリピーターに向けて、資源の情報、見所やイベント情報の発信ツールを拡充し、資源の相互連携によるルート開発に取り組みます。
- ・登山やウォーキングなど訪れる人全てに文化的景観の価値理解のためのパンフレットや案内板により、景観価値の理解を拡大する取組を進めます。
- ・既存の森林セラピールートでの新たな視点場となる展望箇所の設定、峰入り道のルート整備や案内の設置により、文化的景観を楽しむルート開発、資源の情報発信に取り組みます。
- ・各所に残る石造物や神社など地域資源の連携と各資源の磨き上げにより、新たなコト体験の開発に取り組みます。

【ガイド人材の拡充】

- ・求菩提地区での情報発信力、もてなしを担う史跡ガイドボランティアや森の案内人、豊前語り部の会など、ガイド人材の拡充、人材ネットワークづくりに取り組みます。
- ・求菩提地域の歴史文化や農村景観を語る史跡ガイドボランティアをはじめとして既に多くのガイド人材によるもてなしが行われています。さらなる来訪者やリピーターの拡大のためガイドのスキル向上のための研修等に取り組みます。
- ・求菩提資料館による子どもたちの地域学学習の成果を生かす場として、体験学習などで訪れる子どもたちを対象として、子どもガイドによる地域の紹介、案内のサービス提供に取り組みます。
- ・3DCG活用による文化的景観パンフレットや案内板の設置により、文化的景観の価値情報発信ツールの充実を図ります。

【サイン・もてなし環境の整備】

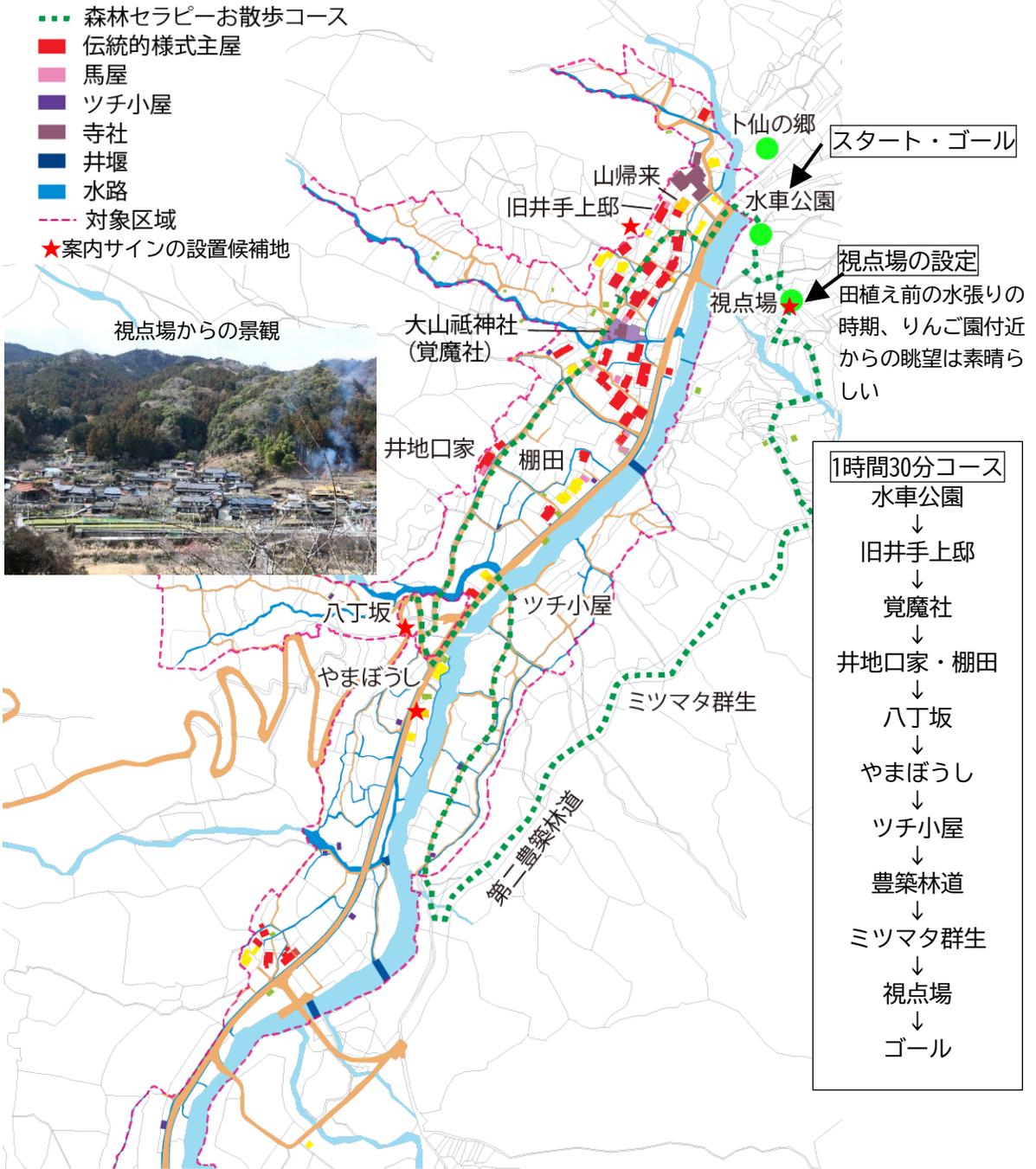
- ・伝統的建物や農村景観の視点場、景観スポットなどにおいて、文化的景観の価値を紹介する案内サインを設置、これらの資源を巡る誘導サインの設置等、文化的価値の発信に取り組みます。
- ・さらに求菩提資料館や神社仏閣、飲食カフェ、空き家の活用などにより、来訪客の受け入れ、もてなしの環境整備に取り組みます。

【ICT活用による価値の理解】

- ・過去の写真や資料のデジタル化を活用し、求菩提の歴史文化のデータのアーカイブ化や、3DCGデータを活用した景観構成要素の可視化、さらにその成り立ちを語る求菩提地域の歴史文化をバーチャルに体験できるアプリの開発等、ICT活用により、多世代を対象にした文化的景観の価値理解のためのツール開発、導入を検討します。

◆観光ルート開発イメージ

森林セラピー基地豊前「鳥井畑里山おさんぽコース」をベースとした新たな魅力開発



鳥井畑集会所前の案内板



旧井手上邸



やまぼうし



◆観光ルート開発イメージ
求菩提の学びお散歩コース（産家地区）



④受け入れ体制

a. 伝統的建物等の活用による拠点づくり

- ・農村景観の維持のために取り組む求菩提地区の歴史文化の情報発信や応援団づくりにより、求菩提地区を訪れる人、問い合わせの増加が予測されます。また、勉強会や様々な研究会活動を実施していくためには、その拠点となる場が必要です。
- ・拠点としては、文化的景観を象徴する建物や既存の施設、集会所などを活用することで、いつでも誰でも立寄りが可能、そこに行けば地域の情報が得られる、内外の人々の「よりどころ」など、情報の共有と発信ができる場所となる必要があります。
- ・例えば、地区内にある旧井手上邸は、所有者の「地域のコトに活用して欲しい」という意向を踏まえて、近隣住民の方々による管理、活用が行われています。これまで「イデガミサンチ再生プロジェクト」として改修等も行われてきましたが、傷みが酷く、抜本的に改修する必要があり、改修方策の検討も必要です。
- ・また、求菩提資料館には、求菩提修験道に関する資料が収蔵されているだけでなく、多様な世代に向けて地域の歴史や文化の発信に取り組んでおり、求菩提を学ぶ場となっています。



旧井手上邸での
手作りこんにゃく教室

- ・重要文化的景観である「求菩提の農村景観」を地域振興に活用するため、目的に応じてその拠点づくりに取り組みます。

【交流拠点】

- ・伝統的な民家を再整備し、地区外からの来訪者に対して様々なプログラムを提供する交流の拠点とします。
- ・具体的な活動としては、蒟蒻づくり体験教室、製茶体験教室などが考えられ、農業振興と相まって都市住民との交流が期待されます。
- ・交流拠点では、飲食・物販、貸室、イベント、会員制を導入するなど、運営費を確保する方策を検討し、持続可能な運営に取り組みます。
- ・また、交流から滞在への展開により、宿泊を伴う体験農業の実施にも取り組みます。

【学びの拠点】

- ・地域の歴史と文化的景観の本質を学ぶ「求菩提学」を提唱し、求菩提修験道に関する膨大な資料を収蔵している求菩提資料館を拠点として、幅広い世代を対象とする学びの拠点づくりに取り組みます。
- ・学びの拠点により、重要文化的景観に対する理解を促す一助となるだけでなく、ひいては交流人口の拡大や移住人材の確保に繋がることを期待されます。

【地域の活動拠点】

- ・重要文化的景観を次世代に伝えるためには、農業振興が前提となる事から、これから地域を担う人材を中心にその可能性や方策について学ぶ拠点づくりに取り組みます。
- ・具体的には、鳥井畑集会所を中心に地域住民による「景観活用部会（仮称）」を立ち上げ、様々な課題の整理と具体的な対応策について検討や実践に取り組む場とします。

b. 核となる組織づくり

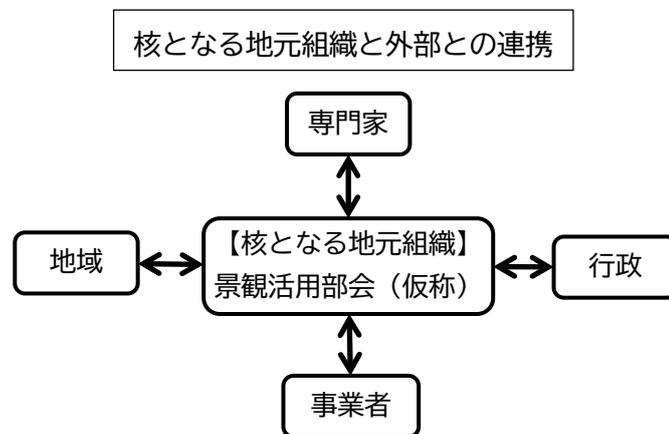
- ・求菩提地区では、地元やNPO団体、ボランティア組織と協力しながら、これまでも祭りやイベントによって地区外との連携が行われて来ました。これらの経験、ノウハウを生かし、既存の組織や団体と連携して、地区への受入れ体制づくりを進め、地域活動を維持していくことが必要です。
- ・また、地区外からの来訪客を受け入れ、もてなしを行う拠点の運営は、地元が主体となる行う必要があります。
- ・そのため、地元の核となる組織づくりを行い、文化的景観の価値理解の取組や保存・活用、地域振興に取り組む組織へと育成していくことが必要です。

【景観活用部会（仮称）設置】

- ・地元が主体となって、NPO等の公益団体や豊前市などの協力を得ながら、地元の核となる組織「景観活用部会（仮称）」づくりを行い、文化的景観の保存活用や地域振興事業に取り組みます。
- ・NPO団体や活性化協議会、個人の方々など、地域の総力を結集し、地区外との連携の窓口、集落維持のための取組、地域振興事業等、様々な地元の活動をけん引し実施する組織づくりも必要です。
- ・そこで核となる組織「景観活用部会（仮称）」は、保存活用推進会や景観連絡協議会で検討・提案される事業等を実践する部隊として、地域や行政、専門家や事業者の協力と連携により運営に取り組みます。

【持続する地域づくりの仕組み】

- ・里づくり勉強会や営農維持の検討など、文化的景観の理解や維持、地域の営農維持等の活動を推進する組織として「景観活用部会（仮称）」を位置づけ、関係者との連携も行いながら持続的地域づくりに取り組む仕組みづくりを検討します。



◆保存・活用・地域振興に向け取り組む事業

事業方針		内容
保存計画	①重要な景観構成要素の保存	a. 文化的景観構成要素の保存 ・建築物・石垣・水路 ・農道林道・河川道路・砂防施設 ・ツチ小屋
		b. 構成要素の円滑な改修 ・地元連絡組織の設置 ・負担金条例のあり方勉強会
	②植生や生態系への配慮	a. 植生・生態系の実態把握、対策協議 ・植生・生態系の実態把握 ・植生等影響検討の専門部会の設置
		a. 獣害の実態把握、対策検討 ・獣害実態の把握 ・専門家による獣害対策の検討
③保全の障害となる課題の対策	b. 景観形成基準の周知・事前協議 ・協議の仕組みづくり ・景観連絡協議会の設置	
	④伝えられる信仰	a. 伝統行事の継承 ・信仰とつながる伝統行事、伝統芸能の継承
活用計画	①文化的景観の価値の理解	a. 景観理解の教材づくり ・文化的景観構成要素の3DCG化 ・3DCGを活用したパンフレット等の作成 ・改修推進に活用
		b. 歴史文化、地域資源の連携促進 ・学習拠点づくり ・情報発信 ・サイン計画
		c. コト体験の提供 ・歴史文化の体験等、コト体験の提供 ・企画運営組織づくり
		d. 教育機関との連携 ・小・中学校の学習活動との連携 ・高大教育との連携、共同研究の場
	②地域学の構築	a. 求菩提学の創設 ・地域を学ぶ体系づくり ・教育機関等との連携
③外部との連携	a. 地区を支える応援団づくり ・応援団とネットワークづくり ・連携の核となる組織づくり	
地域振興計画	①土地利用を維持する取組み	a. 協働の仕組みづくり ・基盤整備方策の検討 ・営農維持の協働の仕組み「里づくり勉強会」 ・集落営農の導入
		②後継者の育成・確保
	③新たな産業の育成	b. 子育て支援、移住支援の拡充 ・移住定住の受け皿づくり ・移住定住のお試し体験
		a. 地域ブランドづくり ・ブランド研究会 ・プロモーション活動
	④受入れ体制	b. 資源連携による観光サービス導入 ・資源連携のルート開発 ・ガイド人材の拡充 ・サイン・もてなし環境の整備 ・ICT活用による価値の理解
		a. 伝統的建物等の活用による拠点づくり ・交流拠点 ・学びの拠点 ・地域の活動拠点
	b. 核となる組織づくり ・景観活用部会（仮称）設置 ・持続する地域づくりの仕組み	

※整備活用計画の事業として短・中長期計画（2023～2032）で取り組むべき事業を掲載しています。実施時期については、Ⅶ章に示します。

VI. 体制の整備

1. 推進体制

(1)保存活用推進会

- ・ 文化的景観の保全・活用・地域振興の計画に基づく事業実施にあたって、学識経験者・地域関係者等によって構成される「保存活用推進会」において、事業の効果や手法を協議・検討を踏まえて、実施します。
- ・ また、保存活用推進会では、必要に応じて外部の有識者等の知見やアドバイスを得ることにより、より円滑な事業推進を行うことや、事業に関連する担当部署や地元関係者の意見集約を行い、文化的景観の保存活用事業を円滑な実施に努めていきます。
- ・ 保存活用推進会の構成
学識経験者、地域関係者（行政区代表、耕作者代表、文化財保護審議会、景観審議会）

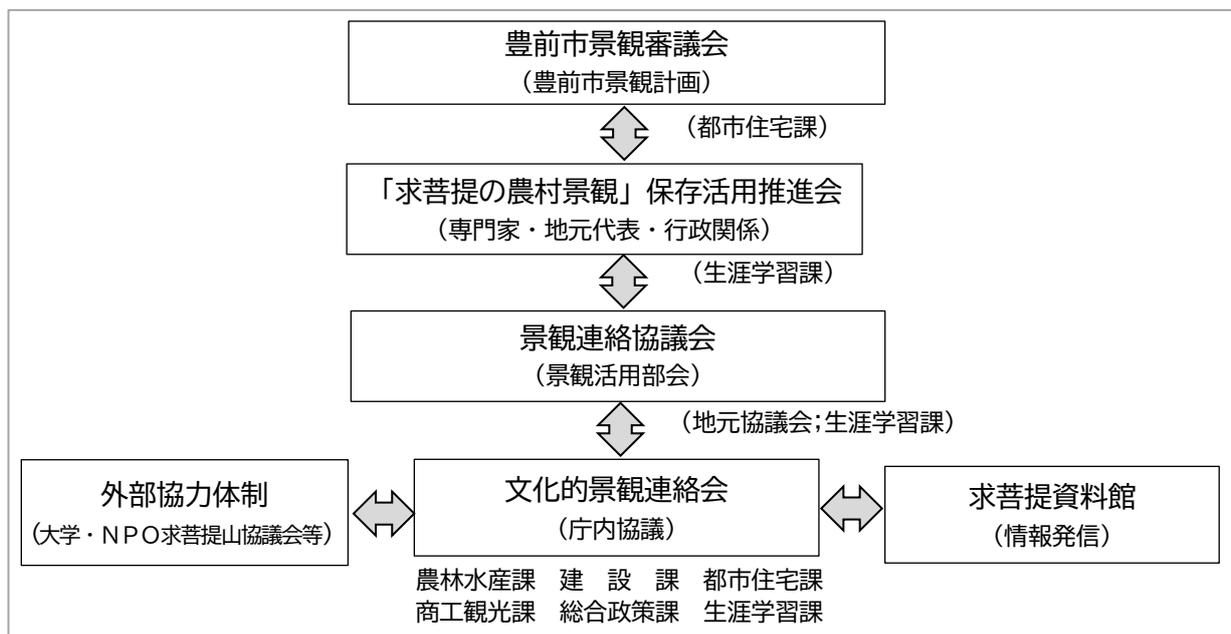
(2)景観連絡協議会

- ・ 保存活用推進会と連携し、地域の各種研究会、外部との連携を図るために、地元の活動の核となる景観連絡協議会の拡充を進めます。
- ・ 景観連絡協議会は、地元の区長、勉強会、営農者、居住者などで構成され、「求菩提の農村景観」に関わる地元の取組みを包括的に協議し、地元の合意形成を図る場とします。
- ・ また、具体的に事業を推進するため、地元の活動をリードする組織が必要です。そのため協議会メンバーを中心とした「景観活用部会」の設置を行います。

(3)外部協力体制

- ・ 外部の岩屋地区活性化協議会、NPO団体等の協力組織は、協議会活動へのアドバイザーとし、様々な角度からの意見、提案を受入れ、協議会活動の推進を図ります。
- ・ 庁内関係課による文化的景観連絡会を設置し、多分野にわたる取組を支援する体制を構築します。また、求菩提資料館は、求菩提地区の歴史文化や文化的景観情報、地元活動の発信、来訪者の受け皿となる拠点の一つです。

◆「求菩提の農村景観」整備活用の推進体制



2. 地域の活動支援

(1)活動支援

- ・地元の農家の高齢化、後継者不足、放棄地増加等により、文化的景観の維持がますます困難になることが予測されるため、地元での文化的景観の価値の啓発活動や理解への取組みを進めていく必要があります。
- ・そのため、景観連絡協議会が中心となって、文化的景観の保存、活用、地域振興の各計画に掲げている事業や勉強会などを主体的に取り組んでいくための仕組みを構築し活動支援の拡充を図ります。
- ・例えば、指定地区内の空き家活用による景観活用事業に取り組む際には、空き家改修のための補助割増しや固定資産税の軽減、居住者の市民税軽減など、地元主体による空き家活用への支援を拡充するなどの導入を、地元活動の核となる景観保活用部会などが中心となって検討、推進していきます。

(2)条例の見直し

- ・文化的景観保護推進事業補助金交付要綱について、所有者、事業者の事業の負担のあり方について見直しを行い、景観構成要素の修復、修景などの改修事業、情報発信、交流活動などの地元の活動を支援する仕組みづくりに取り組みます。

3. 関係部局の連携体制

(1)庁内体制づくり

- ・地区内の建築物をはじめとした改修や原状復元などの各種の届出、地区内での公共事業の調整などが必要です。
- ・そのため、庁内の関係部局による連絡体制を設置し、地区内の事業情報、計画等の情報共有と協議調整の体制づくりを行います。

(2) 文化的景観連絡会

- ・庁内連絡体制の事務局は、生涯学習課とします。
- ・庁内連絡体制は、農業関係の農林水産課、道路・河川関係の建設課、建築関係の都市住宅課、観光・交流人口関係の商工観光課、地方創生・政策関係の総合政策課の5課との連携を目指して、体制づくりを進めます。

VII. 事業計画

この章では、整備活用計画に掲げた事業について、実行する時期を短期（概ね3年以内）、中長期（概ね4～10年）の区分で整理します。

短期計画は、中長期計画とは別に必要に応じて計画の見直しを行い、地区内の農業施設や公共施設について建設課などと連携して実施します。

生業維持のための農業振興については、関係機関との連携、専門家との勉強会などを開催しながら、実現可能な取組から順次実施していきます。

地域振興事業については、農業振興の方針や検討体制が確立した段階で、交流事業、コト体験事業、産品販売促進などの取組に着手します。

以上の基本的な考え方を踏まえて、以下に事業計画の概要と一覧を記載します。

1. 短期計画

(1)取組の概要

- ・ 文化的景観の重要構成要素の保存・改修の取組と並行して農業振興に係る普及・啓発事業、農地整備事業を中心に実施します。
- ・ 2023年度は、文化的景観の重要な構成要素の現状の把握を行うため、地元と市関係課等による勉強会などを開催します。
- ・ 文化的景観の価値理解のため、現状の地形地物、構成要素のデジタル化による3DCG化の情報発信ツールの作成に着手します。
- ・ この3DCG化されたデータを基に、文化的景観のパンフレットの作成や解説案内版の設置、子どもたちの学習にも利用できる教材を作成します。
- ・ 地元の里づくり勉強会では、農業の現状と問題を整理し、3DCG化にも反映したデータ等を活用して、営農継続のための基盤整備の方策を検討するなど、集落維持のための方策検討に取り組みます。
- ・ 2025年度までの短期計画においては、営農維持のための集落営農の手法や農道整備の方策等について検討し、一定の方向性を示すことを目指します。これによって、地区の後継者の確保や育成へ展開していきます。
- ・ 以上のような地区内の活動を進めことや対外的な活動を進めるためには、地元の核となる組織「景観活用部会（仮称）」が必要です。現状把握のための勉強会等において、地元組織のあり方なども協議し、組織づくりに着手します。
- ・ 次の中長期計画の初期段階において、外部の組織や応援団との協働による事業を展開するためにも、地元の核となる組織が中心となって活動をけん引していくことが必要です。
- ・ 交流拠点づくりについては、伝統的な民家の活用について具体的な手続きを開始します。

2. 中長期計画

(1)組織の強化

- ・ 2026～2032年度の中長期計画においては、農道整備、営農維持組織の実現のため、営農意思の確認、機械化を進めるための組織づくりを検討します。
- ・ これにより、求菩提らしき特産品の生産体制、体験農業の実施、ブランド化による販売促進を図り、農業の維持、文化的景観の維持を進めます。

(2)計画の見直し

- ・ 必要に応じて計画の見直しを行い、農業施設や公共施設についても施設管理計画や維持管理方針に係る事業を景観連絡協議会で実施します。

(3) 事業推進の年度別取組の確認

- ・事業の推進にあたっては生業である農業の振興と、地域の活性化に係る交流事業、活用推進事業に区別して行います。
- ・農業振興は農林水産課や福岡県農業普及センターなどと連携しながら、専門家を招いた勉強会などを随時開催し、地元住民、地元組織を核として、地域の情報を共有しながら事業の取組を行います。
- ・特に、地域振興事業については、農業振興や体制づくりによって一定の方向性、実施体制が示せた段階で、具体的な特産品や外部との交流事業、体験農業、産品販売システムなど、事業実施の決定をしていきます。

◆短期・中長期計画の主な取組み方針

区分	年度	主な取組	具体的な内容
短期計画	2023	①文化的景観構成要素の保存 ②学ぶ場、教材づくり ③協働の仕組みづくり	①重要な構成要素の追加 ②サイン計画の作成と設置 ③営農維持の協働の仕組みづくり
	2024	①獣害の実態把握・対策協議 ②学ぶ場、教材づくり ③地域を支える応援団づくり	①獣害実態の把握 ②パンフレットなどの作成 ③応援団とネットワークづくり
	2025	①景観理解の推進 ②伝統的建築物等の活用 ③核となる組織づくり	①サインの設置 ②交流拠点の整備 ③景観活用部会
中長期計画	2026	①新規作物・産品開発	①新規産品の開発
	2027	①植生・生態系の実態把握	①植生調査
	2028 2032	①地域ブランドづくり ②観光サービス導入	①ブランド研究会 ②ガイド人材の拡充

◆整備活用計画の事業計画

→ 着手・検討 - - - 継続・維持

	短期			中長期					担当部署		
	2023	2024	2025	2026	2027	2028~2032					
保存に関する計画	①重要な景観構成要素の保存										
	a. 文化的景観構成要素の保存 ・建築物・石垣・水路 ・農道林道・河川道路・砂防施設 ・ツチ小屋	◎			◎						生涯学習課 建設課
	b. 構成要素の円滑な改修 ・地元連絡組織の設置 ・負担金条例のあり方勉強会		●		●						生涯学習課
	②植生や生態系への配慮										
	a. 植生・生態系の実態把握、対策協議 ・植生・生態系の実態把握 ・植生等影響検討の専門部会の設置				●						生涯学習課
	③保全の障害となる課題の対策										
	a. 獣害の実態把握、対策検討 ・獣害実態の把握 ・専門家による獣害対策の検討				▲						農林水産課
	b. 景観形成基準の周知・事前協議 ・協議の仕組みづくり ・景観連絡協議会の設置	●			●						生涯学習課 都市住宅課
	④伝えられる信仰										
	a. 伝統行事の継承 ・信仰とつながる伝統行事、伝統芸能の継承	●	●								生涯学習課 商工観光課
活用に関する計画	①文化的景観の価値の理解										
	a. 学ぶ場、教材づくり ・文化的景観構成要素の3DCG化 ・3DCGを活用したパンフレット等の作成 ・改修推進に活用	◎			◎						生涯学習課
	b. 歴史文化、地域資源の連携による景観理解の促進 ・学習拠点づくり ・情報発信 ・サイン計画				◎						生涯学習課
	c. コト体験の提供 ・歴史文化の体験等、コト体験の提供 ・企画運営組織づくり				●						商工観光課 生涯学習課
	d. 教育機関との連携 ・小・中学校の学習活動との連携 ・高大教育との連携、共同研究の場				●						生涯学習課
	②地域学の構築										
	a. 求習提学の創設 ・地域を学ぶ体系づくり ・教育機関等との連携				●						生涯学習課
	③外部との連携										
	a. 地区を支える応援団づくり ・応援団とネットワークづくり ・連携の核となる組織づくり				▲						農林水産課 生涯学習課
	地域振興に関する計画	①土地利用を維持する取組み									
a. 協働の仕組みづくり ・基盤整備方策の検討 ・営農維持の協働の仕組み「里づくり勉強会」 ・集落営農の導入		▲			▲						農林水産課
②後継者の育成・確保											
a. 新規作物・産品開発 ・新規産品の開発 ・地域の銘品づくり					■						商工観光課 農林水産課
b. 子育て支援、移住支援の拡充 ・移住定住の受け皿づくり ・移住定住のお試し体験		●			●						総合政策課
③新たな産業の育成											
a. 地域ブランドづくり ・ブランド研究会 ・プロモーション活動											商工観光課
b. 資源連携による観光サービス導入 ・資源連携のルート開発 ・ガイド人材の拡充 ・サイン・もてなし環境の整備 ・ICT活用による価値の理解					■						商工観光課 生涯学習課
④受け入れ体制											
a. 伝統的建物等の活用による拠点づくり ・交流拠点 ・学びの拠点 ・地域の活動拠点		◎									生涯学習課
b. 核となる組織づくり ・景観活用部会（仮称）設置 ・持続する地域づくりの仕組み	●			●						生涯学習課 建設課	

※財源を伴う事業の区分 ◎文化庁 ▲農林 ■商工観光 ●豊前市

【参考資料】「求菩提の農村景観」修景・修復基準

序. 修復・修景の考え方

【基本的な考え方】

重要構成要素の修復・修景を対象とする。

構成要素の現状変更について基本的に豊前市景観計画の景観形成重点地区（求菩提地区）に従うものとする。

重要な構成要素の内、農道や水路など農地に関する現状変更については景観農業振興地域整備計画と整合させる。

修復：災害や事故等で破損したものを以前の状態の復原すること。

経年変化等に伴って破損の進んだところを補修し、本来の健全な状態を回復させること。

修景：外観を周囲の景観に合わせて整えること。

1. 修復・修景基準

(1) 建築物

<外観>

重要構成要素としての建築物は文化的景観にふさわしい農村景観を構成するものであり、文化的景観を保護するためには現状維持を基本とする。屋根や外壁等外観に係わる部分については極力現状のままとし、修理を行う際には原状と同様な材料を用い、従来形態とする。特に色彩については景観を阻害しない（際立って目立たない）ように注意する。

外壁や建具などに新建材やアルミサッシを用いているもので、木製や漆喰調に変更するものはこの限りではない。

<構造等>

重要構成要素の建築物で構造耐力上問題が生じた場合は、適宜構造補強を行い建築物の保存を図る。補強の工法については外観に影響を及ぼさなければ、従来工法に限らなくてもよい。

住居内の間取りや出入口については原状維持を基本とし、むやみに変更しない。

また、開口部等から見て影響の無い範囲は内装や設備等の変更には制限を設けない。

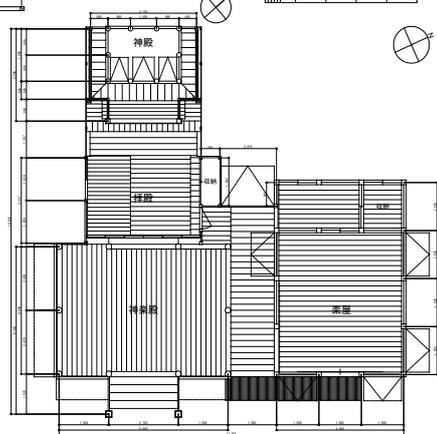
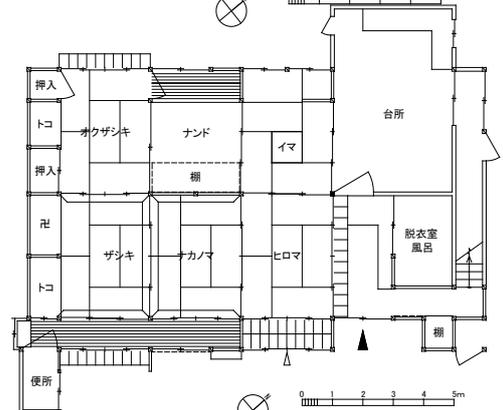
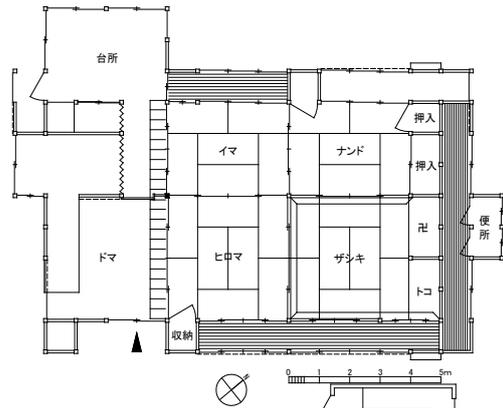
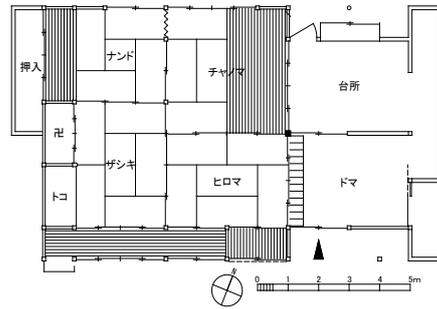
<敷地内>

重要構成要素が建つ敷地内には、道路から見える範囲に新たな建築物や設備は設けない。既存の小屋等を修理する際には周囲の景観に配慮した色彩とする。

敷地内の庭木などは適宜剪定を行うなど適切な管理に努める。

重要構成要素（建造物：住宅3件、寺社1件）

I. Y家住宅（鳥井畑）



(2) 石垣

<修復>

災害や経年劣化等による破損や崩落を起こした場合は原状に合わせた復旧を行う。

野面積みの伝統工法（空石積み）を基本とする。また、石垣に用いる石材は原状の石材を極力利用する。新しい石材を用いる場合は周囲の石垣に合わせた石材（玉石や角石）とする。

原状復旧では構造的に問題があり、本来の石垣の機能を果たせないなどの場合や補強が必要な場合は、外観に注意しながら練石積みを用いる。

災害などによりコンクリート擁壁やブロック積みを修復する際には、原状維持としてコンクリート擁壁やブロック積みを行うものとするが、文化的景観として自然石を用いた石垣への復原も併せて検討する。

<修景>

コンクリート擁壁やブロック積みを石積みへの旧態復元する場合は、外観上は周囲の石垣と同様な積み方とする。石垣は空積みを基本とするが、構造耐力上必要な箇所に練積みを用いることは可能とする。

畦の天端の旧態復元（畦畔コンクリートの撤去）は、周囲の石積、石垣、畦との調和を図ること。

農道整備などで法面や高低差が生じる場合は周囲の石垣と合わせ、石積みとする。

(3) 水路

<修復>

災害等による破損や崩落、劣化による漏水等を起こした場合は原状に合わせた復旧を行う。

<修景>

水路整備を行う際に公道から望見でき、水路幅が0.6mを超えるものについては内側の護岸に石垣等を用いた修景を行う。道路の法面と同様に周囲の景観に配慮したものとする。

(4) 農道・林道

<修復>

災害や劣化等による破損や崩落を起こした場合は原状に合わせた復旧を行う。

<修景>

耕作維持や不耕作地解消、道路自体の維持に必要な補修や新設を行う際には、必要最小限の幅員を確保するものとし、路面は土またはコンクリート舗装とする。周囲の敷地と高低差が生じる箇所については周囲の石垣に合わせた石積みとする。

修景に関して、植林された元・棚田の復田や景観作物栽培については景観農業振興地域整備計画との整合を図り、農林水産課及び地元と協議する。

(5) 河川・道路（県道、市道）・砂防施設SS

景観重要公共施設（鳥井畑より上流の岩岳川・県道・市道・砂防施設）

景観計画の「整備に関する事項」に沿った整備を行う。

(6) ツチ小屋

<外観>

ツチ小屋は「求菩提の農村景観」を代表する重要な構成要素であり、他地域には見られない特徴的なものである。したがって修復・修景にあたっては現状維持を基本とし、外壁にあたる石垣については極力現状のままとする。色彩については景観を阻害しない（際立って目立たない）ように注意する。

ただし、ツチ小屋の基本的な機能（農機具などの収納等）維持という観点に鑑み、大きく現状を変更しない範囲において規格等、必要に応じた現状変更は可能とする。

<構造>

屋根については市内に所在する他の事例から本来は茅葺であったと思われるが、現在確認される重要構成要素のものはトタンもしくは瓦葺きによるものである。したがって、修復にあたってはトタンもしくはガルバリウム鋼板等、現状に準じた素材を用いることとする。

外壁にあたる石垣については野面積みの伝統工法を基本とし、石材は原状の石材を極力利用する。新しい石材を用いる場合は周囲の石垣に合わせた石材（玉石や角石）とする。なお、構造的に問題があり補強の必要がある場合は、外観に注意しながら練石積みを用いるなど、適宜構造補強を行い構造物の保全を図る。

梁などの基礎的な構造は現状を基本としてむやみな変更は行わない。

2. 現状変更の取扱い

重要文化的景観は、法執行上の規定として文化財保護法第8章（第134条－第141条）に、重要文化的景観の選定や現状変更の規制等が記されている。

また、重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規制の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第24号）の公布により、文化的景観を形成する重要な構成要素を特定することとなっている。重要文化的景観の滅失又はき損に係る届出（法第136条関係）及び現状変更等の届出（法第139条関係）は、文化的景観における重要な構成要素を対象とすることとなっている。

重要文化的景観の範囲で行われる現状変更対象行為の多くは、農地法、森林法、景観法等に基づく届出の対象行為となっている。

(1) 文化財保護法の届出対象行為

文化財保護法で届出対象とする行為は、以下の行為とする。当該物件の所有者は、現状変更の際に教育委員会と協議の上、文化庁長官に対して届出を行うこととする。

●届出を要する行為

届出の種類	届出が必要な場合	届出日
滅失	焼失、流失等により滅失した場合	滅失・き損を知った日から10日以内
き損	災害等により大きく破損した場合	//
現状変更	移転・除去等、当該景観重要構成要素の価値に影響を及ぼす増改築等の行為	現状変更しようとする日の30日前まで

※滅失又はき損（法第136条）については、重要文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合は届出を要しないとされており、その行為は省令（第4条）で定められている。

※現状変更の届出等（法第139条）については、現状変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでないとしており、その措置の範囲は省令（第7条）で定められている。

(2) 文化財保護法の届出を要しない行為

以下に定める行為については、影響が軽微であるものとし、本基準において届出を要しない行為として定める。

<p>①地盤面下又は水面下における行為</p> <p>②仮設の建築物、工作物の建設等</p> <p>③通常管理行為、軽微な行為</p> <p>ア 建築物の新築、増築等、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更行為で、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築面積が10㎡以下の建築物 ・色彩の変更行為を行う部分が10㎡以下のもの ・擁壁等（塀、柵含む）の構造物その他これに類するもので、高さ1.5m以下のもの ・電柱、照明灯、携帯電話用アンテナ、その他これに類するもので高さ5m以下のもの ・生業を営むために行う、高さが5m以下の貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の設置等 ・生業を営むために行う、幅員が0.5m以下の用排水路又は幅員が2m以下の農道若しくは
--

林道の設置

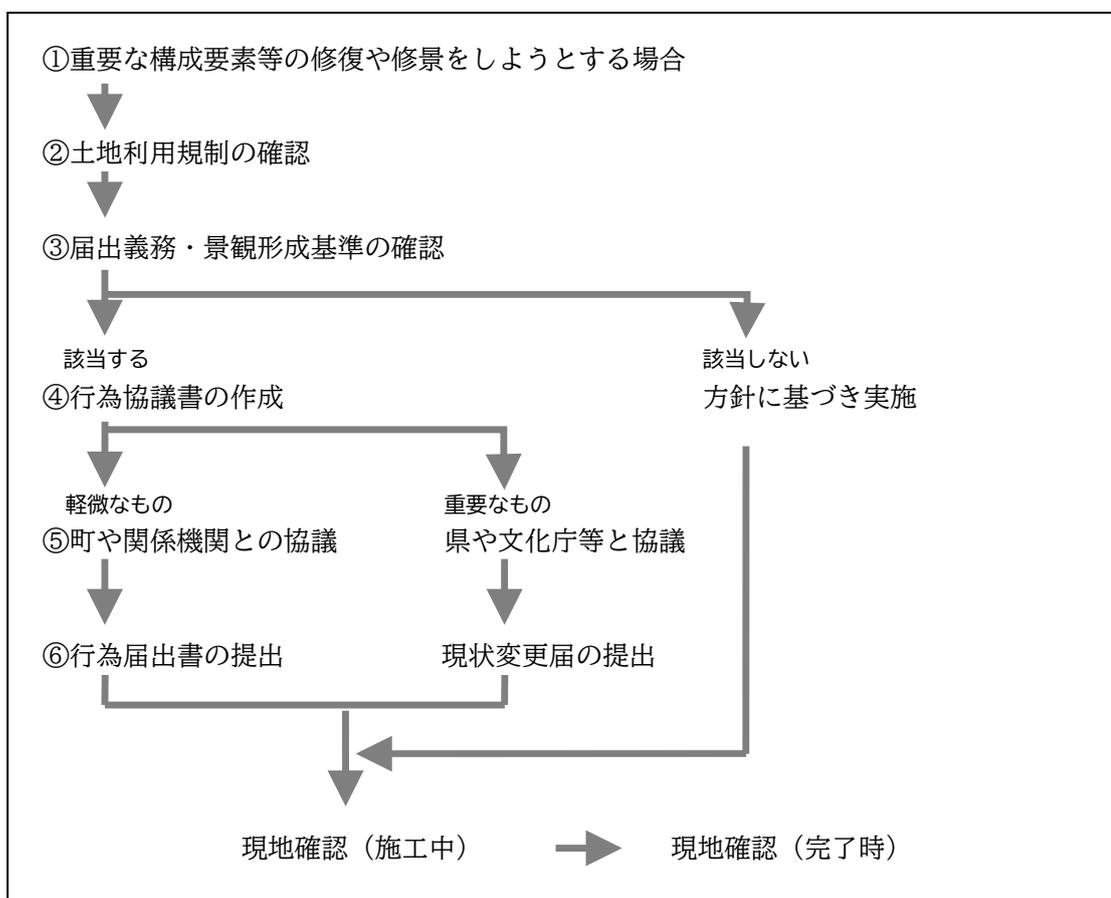
イ 木竹の伐採で、次のいずれかに該当するもの

- ・ 森林の保育、施設管理のために通常行われる木竹の伐採
- ・ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

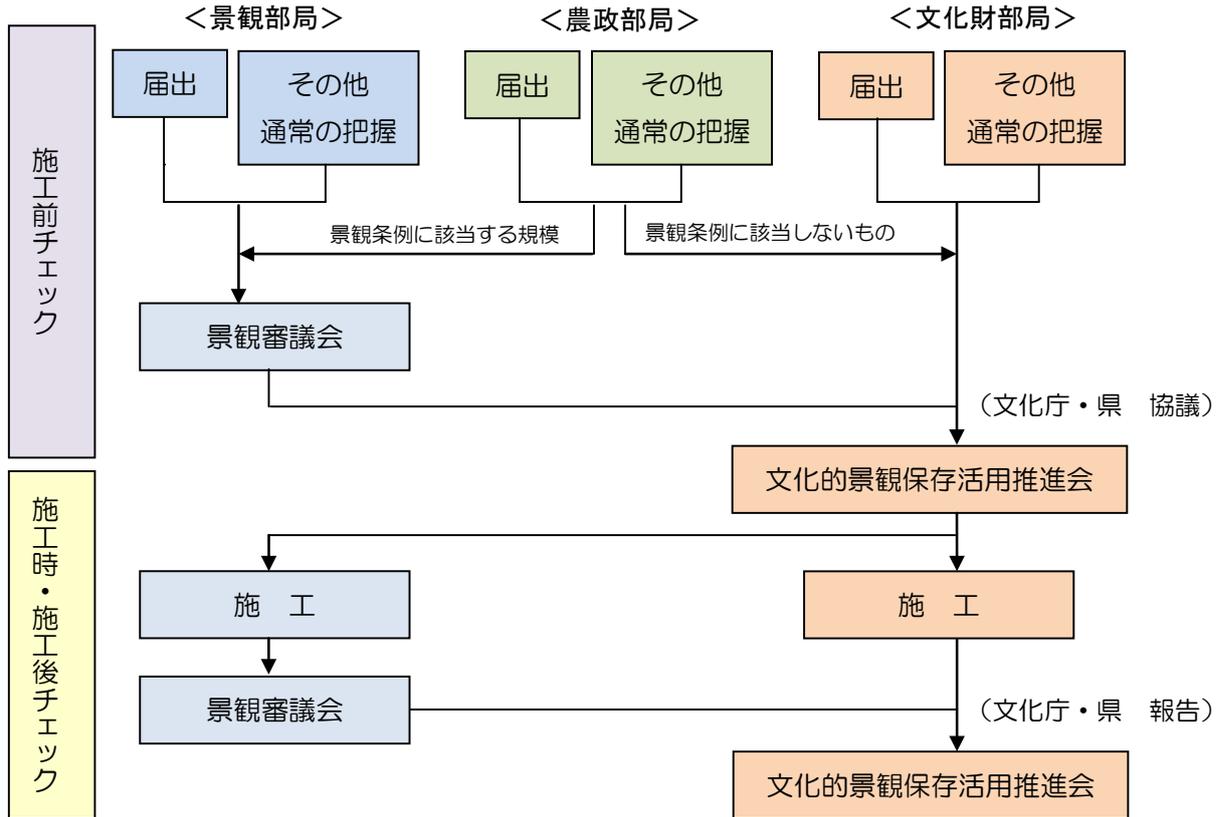
教育委員会は、重要文化的景観の形状又は管理若しくは復旧の状況を把握し、文化財保護法第8章（第140条）により報告を求められた場合は、文化的景観の現況について報告するものとする。

また、文化的景観区域内で豊前市景観計画による届出等があったものについては、景観計画担当部署（まちづくり課）及び教育委員会で協議を行うこととし、現状変更の内容によっては、所有者等と協議を行うこととする。（域内で行われる公共工事を含む。）農地に関する届出については農林水産課とも協議を行う。

重要文化的景観の滅失又はき損が省令第4条に定める行為についても、教育委員会と事前に協議を行うことを原則とする。



<届出のチェック体制について>



文化財部局で把握した景観条例に該当するものは、所有者・行為者は景観条例に基づく届出を行う

(3) 豊前市景観条例による届出行為

豊前市景観条例では現在の景観に影響を及ぼす恐れがある行為について、届出を出し、審査を受けることとされており、重要文化的景観選定範囲については、「求菩提地区景観形成重点地区」として以下の様に定められている。

①求菩提地区景観形成重点地区の届出対象行為

区 分	項 目	規模等の基準	
建築物の建築等	建築物の新築、増築、改築、若しくは移転	建築面積及び増築面積が10㎡を超えるもの	
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	前面道路及び公共の場所から見える屋根及び外壁の見付け面積が10㎡を超えるもの	
工作物 ^{*1} の建設等	煙突、柱、高架水槽、遊戯施設、貯蔵施設、汚物処理場、立体駐車場、彫像、記念碑、携帯電話中継塔等	高さ5m又は築造面積が10㎡を超えるもの	
	擁壁、柵、塀等	高さ1.5mを超えるもの又は見付け面積が300㎡を超えるもの	
	電線路	電柱	高さ5mを超えるもの
		変電器等の地上機器	設置する変圧器等の地上機器すべてのもの
	自動販売機及びその修景施設の設置、置き換え、模様替え又は色彩の変更	高さ1mを超えるもの	
開発行為	都市計画法第29条第2項に規定する開発行為	行為に係る土地の面積の合計が1ha以上のもの	
その他(条例で届出を要する行為として定めるもの)	鉱物の採掘又は土石の採取、のり面、土地の造成	採掘・採取面積が300㎡を超えるもの 田及び畑などの農地で法長が0.5mを超えるもの	
	木竹の伐採	高さ5mを超え、かつ林業以外の目的の行為(ただし、枯損木竹の伐採、間伐等保育のために通常行なう管理行為は適用除外)	
	屋外における野積みによる物の集積又は貯蔵	高さ1.5m又は集積・貯蔵面積が50㎡を超えるもの	
外観照明	夜間において一定の期間継続して建築物その他の工作物の外観について行う照明	延べ床面積が1,000㎡以上(「店舗等」は500㎡以上)または高さが10m以上の建築物の外観について行う照明 工作物 ^{*2} で高さが10m以上のものの外観について行う照明	

*1 対象となる「工作物」は、景観計画の区域の届出対象に加え、汚物処理場、立体駐車場、彫像、記念碑、携帯電話中継塔等、並びに、擁壁、柵、塀等、電線路、自動販売機及びその修景施設を含むものであることに注意。

*2 外観照明にかかる「工作物」は、景観計画の区域の届出対象と同じである。

②求菩提地区の景観形成基準

1) 共通事項

項目		景観地区の景観形成基準
共通事項	指針	<ul style="list-style-type: none"> ○求菩提地区の文化的景観と調和した落ち着きと安らぎのある景観を形成する。 ○歴史的資産との景観的調和を図り、文化財保護地域等にふさわしい景観の創出を心がける。

2) 建築物

建築物	形態・意匠・色彩	<p>【基本事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○勾配屋根を戴いた低層木造和風建築を基本とする。 ○一戸が突出した印象を与えないよう、周辺の家並みと調和するような形態意匠・色彩とする。 <p>【高さ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最高の高さは10mを超えないこと。 <p>【基本構造】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築は和風のデザインとする。 ・木造建築を基本とする。ただし、耐震補強等の構造上やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。 ・高床式（ピロティ）は避ける。 <p>【屋根】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根勾配は、3/10～5/10（和瓦・金属板）、10/10（カヤ・ワラ葺）を標準とする。 ・棟の向きは地形に合わせた方向とし、岩岳川と並行となることを基本とする。 ・屋根の材料は、和瓦・金属板・草（カヤ・ワラ等）を基本とする。 ・屋根の形状は、母屋は入母屋を基本とし付属屋は入母屋、切妻、寄棟を基本とする。 ・総二階は基本的に避ける。やむを得ない場合は下屋庇等を設けることを基本とする。 ・屋根の色彩（庇等を含む）は、以下の基準とする。 <p>ただし、和瓦・茅葺き等の材料によって仕上げられる部分は以下の基準の限りではない。</p> <p>また、金属板を使用する際は、素材色を活かすか無彩色系を採用し、ざらざらした不快感を与えないように配慮すれば、以下の基準の限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根の破風、鼻隠しの色は、低彩度低明度のものを採用することとし、白などの高明度のものは使わない。 								
		<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～5Y</td> <td>6未満</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>6未満</td> <td>4以下</td> </tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>3～5 10 10m 又は 13m 以下</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>ケラバ 60cm以上 軒の出 70cm以上</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>切妻</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>入母屋</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>下屋庇</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>寄棟</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>切妻</p> </div> </div>	色相	明度	彩度	0.1R～5Y	6未満	6以下	上記以外	6未満
色相	明度	彩度								
0.1R～5Y	6未満	6以下								
上記以外	6未満	4以下								

形態・意匠・色彩	<p>【外壁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁は、板張り・塗壁(しっくい等)・塗壁調(プラスター、モルタル、コンクリート等)を基本とする。 ・色彩は、以下の基準とする。ただし、着色していない木材・コンクリート・ガラス・石等の材料によって仕上げられる部分は以下の基準の限りではない。 また、見付面積の1/5 未満の範囲内で外観のアクセント色等として着色される部分、また和風建築の腰として着色される部分は以下の基準の限りではない。 ・窓のサッシ、雨樋、付柱の色は、壁面の色に合わせて低彩度低明度のものを採用することとし、白など高明度のものは使わない。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">色相</th> <th style="width: 33%;">明度</th> <th style="width: 33%;">彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>9未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5YR~10Y</td> <td>9以上</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>9未満</td> <td>5以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外</td> <td>6以上</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>6未満</td> <td>4以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	0.1R~10R	9未満	3以下	5YR~10Y	9以上	4以下	9未満	5以下	上記以外	6以上	3以下	6未満	4以下
	色相	明度	彩度														
	0.1R~10R	9未満	3以下														
	5YR~10Y	9以上	4以下														
		9未満	5以下														
上記以外	6以上	3以下															
	6未満	4以下															
<p>【付属屋】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付属屋は下屋を活用し、和風(透明プラスチック板等不可)を基本とする。 ただしやむを得ない場合は、敷地周辺から見えないように隠す。 <p>※本基準における「付属屋」とは、建築面積20㎡未満かつ軒高2.3m未満の建築物を指す。</p>																	
<p>【位置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の区画形質の変更は原則行わない。 ・重要眺望景観(P38)に示す眺望地点から見て突出した印象を与えないような位置を選ぶ。 ・隣地境界線から壁面までの距離を1m以上確保する。 ・壁面位置は、前面道路から1m以上後退し、植栽による緑化を行うことを基本とする。 ただし、やむを得ない場合は、接道部分を重点的に緑化する。 																	
<p>【敷地の緑化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植栽は、接道部を中心に敷地内空地面積の20%以上を基本とする。 <p>※本基準における敷地内空地面積は、敷地面積から法定建ぺい面積を引いた面積を指す。</p>																	
<p>【建築設備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築設備等は、周辺の道路等公共用地から見えないように隠す。 																	

3) 工作物

工作物	基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ○送電線塔、電波塔等は極力立地しない。やむを得ない場合は、極力高さを抑え、目立たない位置に設置し、周辺と調和する色彩とし、極力植栽で修景する。 ○垣根、擁壁、さく、塀などは、周辺景観に配慮し、木材、石材等の自然素材を用いるようにする。 ○煙突、遊戯施設は極力設置しない。 ○屋外照明は下方を照らすことを基本とし、むやみに上方を照らしたり、ぎらぎらした不快感を与えないようにする。 ○自動販売機は店舗等の建物に付属させ、建物と調和するような色彩選定や修景を行うことを基本とする。また、内蔵光源は明る過ぎないようにする。
	形態・意匠・色彩	<p>【高さ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最高の高さは10mを超えないこと。 ・ただし、電柱・製造施設等で、極力高さを抑えたものの、機能的な理由等によりやむを得ず上記基準以上の高さが必要なものはその限りではない。

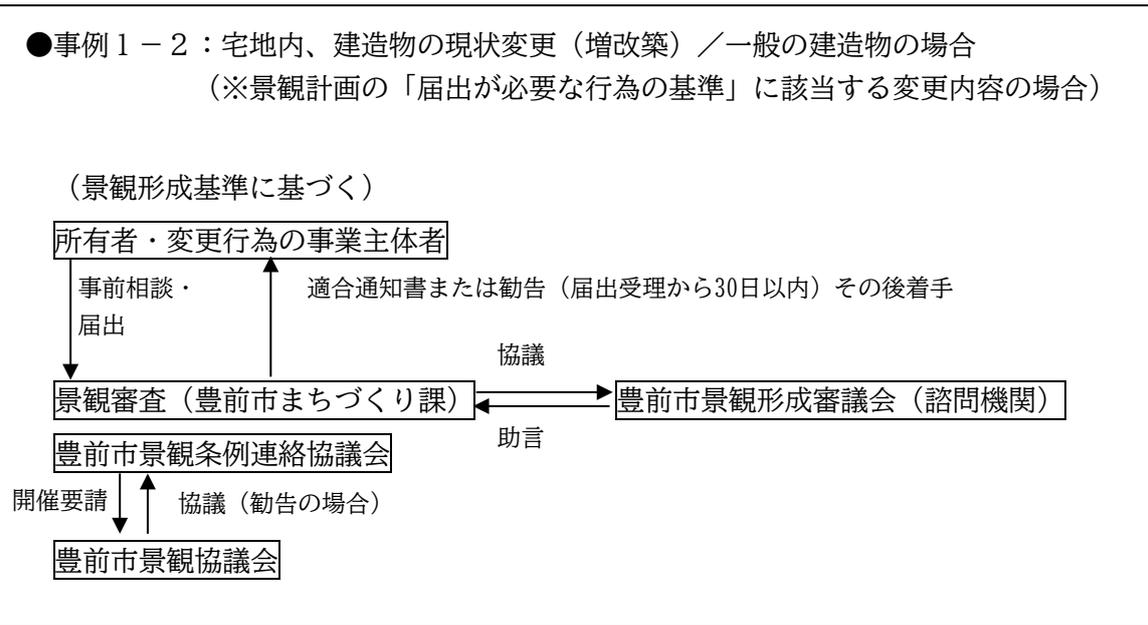
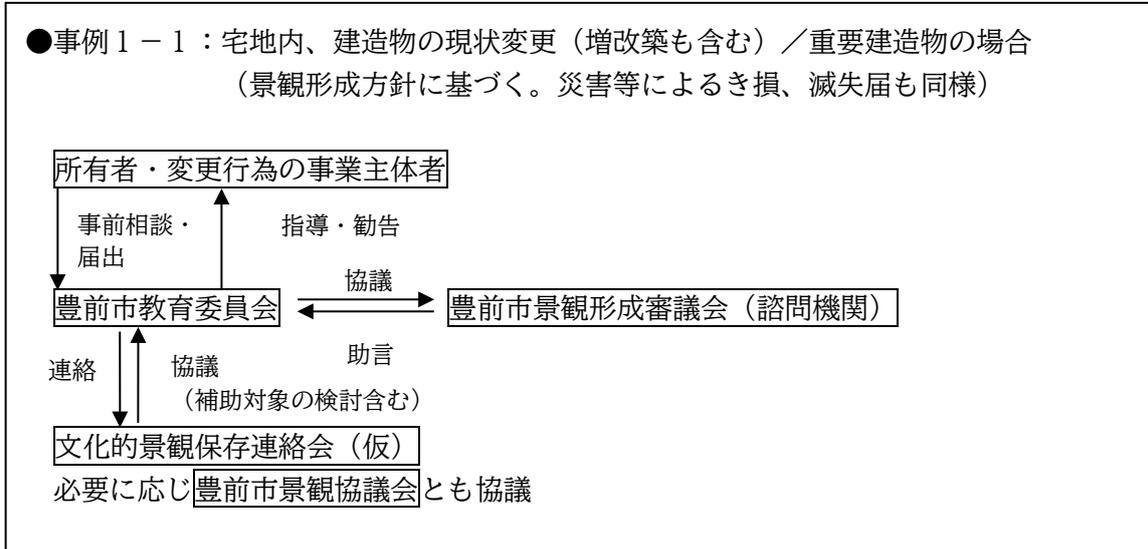
工 作 物	形 態 ・ 意 匠 ・ 色 彩	<p>【位置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的な地形を尊重する。 ・重要な眺望地点から見て、突出した印象を与えないような位置を選ぶ。ただし、やむを得ない場合は、目立たないように修景する。 ・隣地相互での空間を確保する。 ・設置位置は、接道部から少なくとも1～3m程度の後退を基本とする。 <p>ただしやむを得ない場合は、接道部分を重点的に緑化する。</p>														
		<p>【外観】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工作物の外装に使用する素材は、周辺の景観と調和した質感のものにする。 ・擁壁は、自然石積又は緑化等により文化的景観と調和する修景を基本とする。 ・道路等の公衆の視点場からみて、圧迫感や威圧感を緩和するような形態意匠とする。又はそのように修景する。 														
		<p>【屋外照明等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外照明等は、下方を照らすことを基本とし、むやみに上方を照らさない。 ・投光器等の天空への光束を抑制する。 														
		<p>【色彩】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の色彩は、以下の基準とする。 <p>ただし、着色していない木材・コンクリート・ガラス・石等の材料によって仕上げられる部分は以下の基準の限りではない。</p> <p>また、見付面積の1/5未満の範囲内で外観のアクセント色等として着色される部分は以下の基準の限りではない。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>9未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5YR～10Y</td> <td>9以上</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>9未満</td> <td>5以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外</td> <td>6以上</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>6未満</td> <td>4以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	0.1R～10R	9未満	3以下	5YR～10Y	9以上	4以下	9未満	5以下	上記以外	6以上	3以下
色相	明度	彩度														
0.1R～10R	9未満	3以下														
5YR～10Y	9以上	4以下														
	9未満	5以下														
上記以外	6以上	3以下														
	6未満	4以下														
		<p>【外構】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生垣や木塀を基本とする。 ・ブロック塀は避ける。やむを得ない場合でも、高さ1.5mを超えないこととする。 ・アルミフェンスは、低彩度色（彩度1以下）を用いる。 ・農業用の獣害対策で用いる柵等はこの限りではない。 														
	自 動 販 売 機	<ul style="list-style-type: none"> ・野立ての自動販売機は設置しない。 ・色彩は、設置する建物と同色ないし調和する色彩を基本とする。 ・複数並べて配置する場合、色彩は同じものを採用することを基本とする。 ・過度に明るい内蔵光源を避ける。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;">  <p>野立自販機の設置</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>建物の色調に合わせた自販機の例</p> </div> </div>														

4) その他の事項

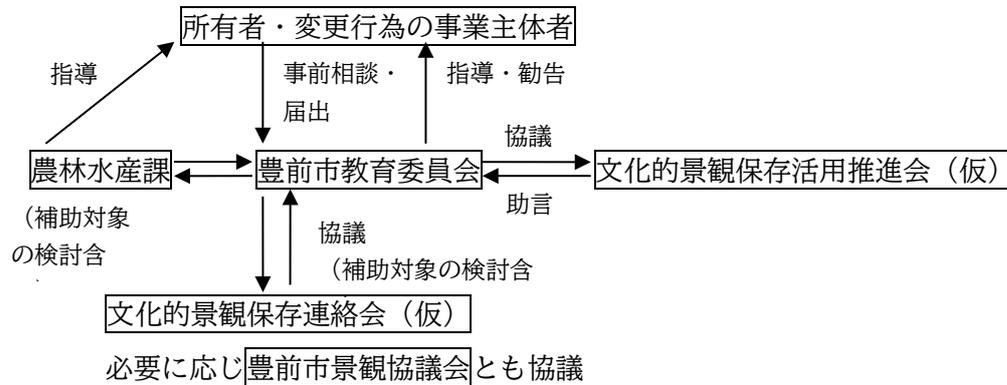
土地の区画形質の変更（鉱物の採掘又は土石の採取を含む）	指針	○史跡保全の目的以外で不用意に土地の区画形質の変更又は土石の採取は行なわない。
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡保全の目的を除いて、鉱物の採掘又は土石の採取は行わない。 ・ 現況の地形を生かし、長大なのり面及び擁壁が生じないようにする。 ・ 隣接する道路や敷地と高低差が生じるばあいは石積みを基本とし、文化的景観に調和することを基本とする。
木竹の伐採	指針	○文化的景観に資する木竹はなるべく保全する。
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡保全の目的を除いて、木竹の伐採はさける。やむを得ない場合は、伐採跡地において事後の土地利用に応じ、周囲の植生と調和するよう緑化を行うことを基本とする。 ・ ただし、枯損木竹の伐採、間伐等保育のために通常行う行為は適用除外。
物の集積	指針	○景観に不調和な露出した物の集積は避ける。ただし農業目的のものはその限りではない。
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路等に面する場所では、高さ1.5m、面積50㎡を超える物の集積は行えない。 ・ ただしやむを得ない場合は、道路等から見えにくい場所を選び、道路からできる限り離し、高さを低くし、樹木等で遮蔽を行う。
屋外照明	指針	○屋外照明等は、夜空の美しさを確保するために、むやみに上方を照らさない。
	基準	・ 屋外照明等は、下方を照らすことを基本とし、むやみに上方を照らさない。
緑化の重点的推進	指針	○駐車場や工場など大規模な施設の周囲は、重点的に緑化による修景を行う。
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模な屋外駐車場（1,000㎡以上）では、植栽による空間の分節化や通路部分を緑化する。 ・ 工場等の屋外設備等は緑化により遮蔽する。

(4) 現状変更に関する手続きについて

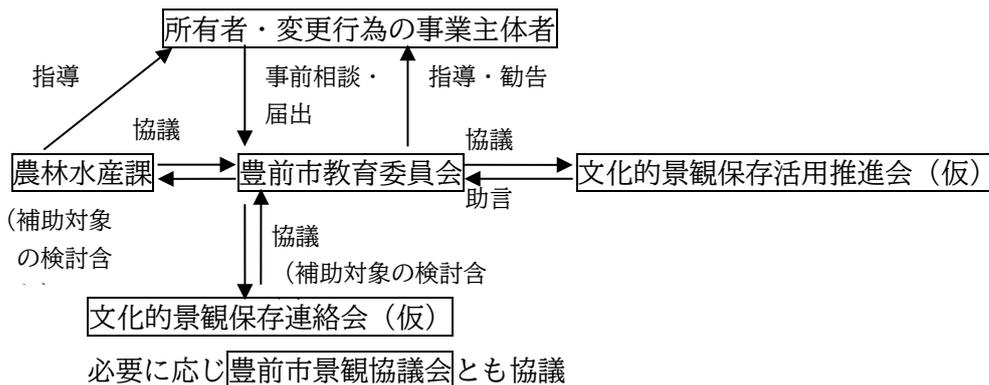
重要文化的景観の重要構成要素及びその他の建築物や工作物等の現状変更を行う際には、前項に示した届出を行うが、建築物等の種類によって所有者と関連する行政機関との協議を行う。



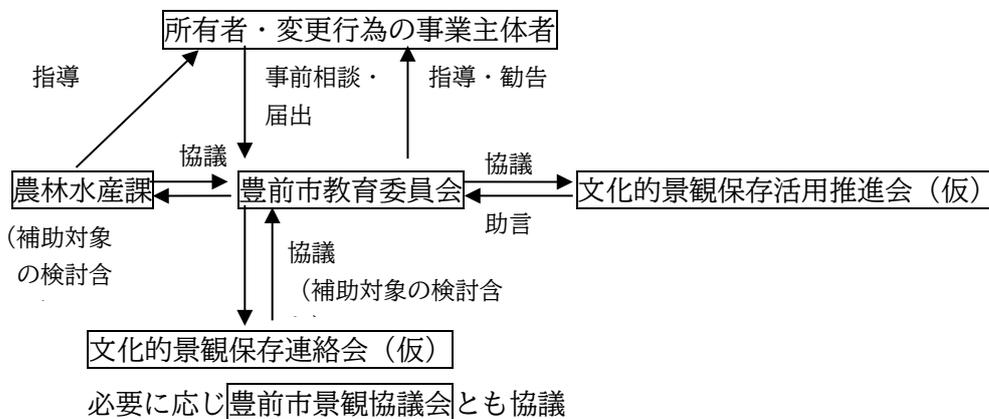
●事例2：石垣の修復→「農地」に関する修復の現状変更
(景観形成方針に基づく)



●事例3：農道の拡幅工事（「農地」に関する、修復の現状変更）
(景観形成方針に基づく)



●事例4：植林された元・棚田の復田や景観作物栽培開始（「農地」に関する修景）
(景観農業振興地域整備計画と整合した内容とする)



3. 文化的景観保護推進事業

重要文化的景観選定区域内で実施する整備事業に関して、補助事業として国から補助を受けることができる。以下にその要項を示す。

文化的景観保護推進事業国庫補助要綱

平成17年4月1日
文化庁長官決定
平成20年4月1日
平成22年5月1日
改正

1. 趣旨

この要項は、文化的景観の保存と活用を図るための事業に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、地方公共団体とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、文化的景観の保存活用のために行う次に掲げる事業とする。

ただし、次の事業のうち、(1)及び(2)の事業については、重要文化的景観を対象外とし、(3)については、重要文化的景観を対象とする事業に限るものとする。

(1) 調査事業

ア 歴史的変遷、自然的環境及び生業・生活等の調査に関する事業

(2) 保存計画策定事業

ア 測量、図化に関する事業

イ 重要文化的景観の選定に向けた保存計画の策定

(3) 整備事業

ア 事前調査、整備計画立案

イ 標識、説明版、境界等の設置及び改修工事

ウ 防災、便益管理施設の設置等の工事

エ 重要文化的景観の構成要素となる物件の復旧修理及び修景等工事

(4) 普及・啓発事業

ア 上記(1)調査事業及び(2)保存計画策定に関連し、地域住民等が参加する勉強会や公開講座及びワークショップ等を実施する事業

イ 上記(1)～(3)の事業に係わる実施過程や実施後の経過に関する記録作成事業

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

(1) 主たる事業費

ア 調査経費

イ 保存計画策定経費

ウ 標識・防災施設設備等設置及び改修工事費

エ 復旧修理及び修景等工事費

オ 普及・啓発事業実施経費

カ 設計料及び管理料

キ その他工事経費

(2) その他の経費

ア 事務経費

5. 補助金の額

補助金の額は、原則として補助対象経費の2分の1とする。

- (1) 当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在するものである場合にあっては、補助対象費の5分の4とする。
- (2) 当該補助事業が災害復旧事業として行われる場合の補助率は、別に定めるものとする。
- (3) 当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値）が1.00を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。

※ただし、補助対象事業として認められるものは、地方公共団体が行う事業についてのみであるため、重要構成要素である個人の住宅等を整備する場合、個人から負担金をとるなどの対応を協議しなければならない。

構成要素の修理・修景に対する助成措置として「文化的景観保存活用補助金交付要綱（仮）」及び保全に要する経費の一部を補助するための基準を定める必要がある。



梅雨時期の棚田



求菩提の冬景色

「求菩提の農村景観」整備活用計画報告書
令和5年3月

編集発行 豊前市
福岡県豊前市大字吉木955
協力 株式会社 よかネット
福岡市博多区中洲中島町3-8